

令和4年9月定例会

浪江町議会会議録

令和4年 9月 6日 開会

令和4年 9月13日 閉会

浪 江 町 議 会

令和4年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	16
紺野榮重君	16
佐々木勇治君	33
佐々木茂君	42
小澤英之君	54
渡邊泰彦君	61
散会の宣告	78

第 2 号 (9月7日)

議事日程	79
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した者の職氏名	82
開議の宣告	83
議事日程の報告	83
一般質問	83
武藤晴男君	83
請願・陳情の付託	100

認定第1号から報告第8号の一括上程、説明	100
延会について	138
延会の宣告	139

第 3 号 (9月13日)

議事日程	141
出席議員	143
欠席議員	143
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	143
職務のため出席した者の職氏名	144
開議の宣告	145
議事日程の報告	145
認定第1号の質疑、討論、採決	145
認定第2号の質疑、討論、採決	156
議案第54号の質疑、討論、採決	157
議案第55号の質疑、討論、採決	157
議案第56号の質疑、討論、採決	158
議案第57号の質疑、討論、採決	158
議案第58号の質疑、討論、採決	161
議案第59号の質疑、討論、採決	163
議案第60号の質疑、討論、採決	166
議案第61号の質疑、討論、採決	167
議案第62号の質疑、討論、採決	172
議案第63号の質疑、討論、採決	173
議案第64号の質疑、討論、採決	173
議案第65号の質疑、討論、採決	174
議案第66号の質疑、討論、採決	174
諮問第2号の質疑、採決	175
同意第4号の質疑、採決	175
同意第5号の質疑、採決	176
報告第6号の質疑	176
報告第7号の質疑	177
報告第8号の質疑	181
浪江町議会議員定数調査特別委員会報告	183
請願・陳情審査報告	187
陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	187
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	189

町長挨拶	189
閉会の宣告	190

浪江町告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年8月5日

浪江町長 吉田栄光

1 日 時 令和4年9月6日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和4年浪江町議会9月定例会

議 事 日 程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
4番	佐々木恵寿君	5番	小澤英之君
6番	半谷正夫君	7番	紺野則夫君
8番	佐々木茂君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

欠席議員（2名）

3番	吉田邦弘君	9番	山本幸一郎君
----	-------	----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	副	町	長
	吉田栄光君		佐藤良樹君	
副	町	教	育	長
	成井祥君		笠井淳一君	
総務課長兼 津島支所長兼 選挙管理委員会書記長	兼 横山秀樹君	代表監査委員	山本邦一君	
産業振興課長	清水中君	企画財政課長	吉田厚志君	
住民課長	柴野一志君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君	
建設課長	戸浪義勝君	住宅水道課長	木村順一君	
介護福祉課長	松本幸夫君	教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町公民館長兼 浪江町図書館長	蒲原文崇君	
会計管理者兼 出納室長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西健一君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 久 君

次 長 兼 係 長 君
中 野 夕 華 子

事務局 補 助 君
鎌 田 典 太 朗

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和4年浪江町議会9月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうをささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。また、報道機関からの撮影の申出があります。これを許可したいと思いますので、ご了解ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、令和4年浪江町議会9月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、7番、紺野則夫君、8番、佐々木茂君、10番、高野武君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のと

おり、本日から13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの8日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。6日、7日及び13日を本会議とし、8日から12日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりでありますので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

[町長 吉田栄光君登壇]

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和4年浪江町議会9月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

さて、私事となり恐縮でございますが、過日行われました浪江町長選挙において、多くの町民の皆様にご支持をいただき、重責を担うこととなりました。これまで県議会議員として培った経験を生かし、復興という大きな仕事を遂行させてまいります。

行政報告に先立ち、お時間をいただきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

震災から11年6か月を迎えます。

我が浪江町の復興のため、馬場有町長、吉田数博町長が、懸命にたくさんの種をまき、育て、ようやく多くの花が咲き始めたところ

であります。

それでもなお、町の課題は山積しているところですが、とりわけ帰還困難区域の白地については、いまだその方向が未定でございます。

町内全域の避難指示解除が、町の復興の大前提であり、復興から15年を一つの区切りとするならば、私の任期はこの大きな区切りに向けた重責があると考えており、帰還困難区域の解除に向けた様々な施策について進めてまいり所存であります。

復興に向けて現在進めていること、全てが重要でございます。中でも、医療福祉のさらなる充実、人口確保のためのあらゆる施策、市街地再生、国際研究教育機構の立地は、喫緊の課題であると考えております。子供たちの将来に希望が持てる町をつくるため、全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、議員皆様の引き続きのご理解とご協力、ご協同をお願いするものであります。

それでは、6月定例会以降の行政執行の主なものについて報告いたします。

初めに、令和3年度決算についてご報告いたします。

令和3年度は、浪江町復興計画第三次及び政府が定める第2期復興・創生期間の初年度を迎える中、いまだに猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種イベントが中止を余儀なくされ、また、震度6弱を観測した福島県沖地震が発生するなど、町を取り巻く情勢が目まぐるしく変化した1年となりました。

このような状況下でありましたが、復興計画第三次に掲げられた各施策を推進するとともに、持続可能なまちづくりに向けた取組を重点的に展開してまいりました。

農業の再開への取組では、乾燥調製貯蔵施設が竣工したほか、農業用水の安全確保に向けたため池の底質除去の実施、さらには育苗施設及び復興牧場の整備に着手いたしました。

子育て環境への充実への取組では、浪江にじいろこども園を定員30名から90名規模に増築したほか、屋内アスレチック施設の整備を進めてまいりました。

介護・福祉の充実及び生涯学習環境の充実への取組では、旧ふれあいセンターなみえ周辺敷地への介護関連施設、運動公園、復興まちづくり支援施設の整備を進めてまいりました。

企業誘致の推進への取組では、引き続き南産業団地の整備を進めるとともに、RE100産業団地の実施設計等を行いました。このほか、棚塩産業団地内において木材製品生産拠点施設の外構整備を進めてまいりました。

帰還困難区域の再生への取組では、室原地区へ防災拠点施設の整備を進めたほか、つしま活性化センターの改修や津島地区公営住宅整備の調査測量設計、陶芸の杜おおぼりの被災状況調査、機能回復設計等を行いました。

このほか、浪江地区、苅野地区、幾世橋地区に防災コミュニティセンターが竣工、福島県内初の震災遺構である浪江町立請戸小学校の一般公開が始まりました。また、中心市街地再生事業について、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画の策定を行いました。

さらに、ゼロカーボンシティ実現の取組として、水素エネルギーの普及拡大に向けた実証事業を実施したほか、水素供給設備を町内に導入する法人に対する水素エネルギー普及拡大事業補助金を創設しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯や住民税非課税世帯などを支援するために、臨時特別交付金の給付を行いました。

これらの結果、令和3年度の一般会計決算額は、歳入総額416億4,529万円、前年度比21.4%の増、歳出総額402億4,121万4,000円、前年度比27.7%の増となり、引き続き大規模な決算となりました。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6億2,805万円の黒字となりました。

そして、決算状況を歳入歳出別に見ますと、歳入については73億4,282万3,000円の増となりました。これは、畜産施設敷地造成事業、農業水利施設等保全再生事業、地区防災拠点整備事業、復興まちづくり地区公共施設整備事業及び乾燥調製貯蔵施設整備事業などの財源となっている福島再生加速化交付金が国・県から交付されたことや、建物に係る原子力損害賠償金の支払いがあったことなどにより増加したものであります。

歳出では、福島再生加速化交付金や原子力損害賠償金を基金に積み立てたことや、乾燥調製貯蔵施設、介護関連施設、屋内アスレチック施設などの整備に伴い、87億2,878万1,000円の増となりました。

財政の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましても、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も健全財政を維持してまいります。

次に、9の特別会計についてですが、全てにおいて黒字決算となっております。

令和3年度においても引き続き大規模な決算となりましたが、一方で町の財政状況は、財源の多くは国・県等に依存した状態が続く

など、厳しいものとなっております。新型コロナウイルス感染症などによる社会情勢の変化にもしっかりと対応しつつ、財政健全化や人口増加などに向けた取組により、引き続き、持続可能なまちづくりを進めるとともに、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、取り組んでまいります。

次に、町長への手紙についてご報告いたします。

昨年11月から始めた町長への手紙については、8月の末時点で60通の手紙が届いております。その内容については、要望や苦情、ねぎらいなど、数多くのご意見、ご要望を頂戴しているところであり、引き続き町民の皆様からのご意見、ご要望を傾聴し、町政執行に生かしてまいります。

次に、第26回参議院議員選挙及び浪江町長選挙についてご報告いたします。

6月22日公示・告示、7月10日投開票で、参議院議員選挙及び浪江町長選挙が執り行われました。

今回の選挙につきましては、有権者の利便性と投票機会の確保のため、町長選挙の日程を参議院選挙の日程に合わせ、18日間といたしました。

参議院議員選挙のうち、福島県選出議員選挙は、当日有権者1万4,296名、投票者数6,984名、投票率48.85%となり、前回の投票率43.67%に比べ、5.18ポイント上回りました。

比例代表選出議員選挙は、当日有権者1万4,296名、投票者数6,985名、投票率48.86%となり、前回の投票率43.67%に比べ、5.19ポイント上回りました。

町長選挙については、当日有権者1万4,069名、投票者数6,954名、投票率49.43%となり、前回の投票率43.08%に比べ、6.35ポイント上回りました。

昨年の衆議院議員選挙での県内最下位という不名誉な結果は挽回できたものでありますが、引き続き投票率の向上に努めてまいります。

次に、賠償請求支援についてご報告いたします。

去る8月30日に、賠償の指針を策定する原子力損害賠償紛争審査会の現地視察が実施されました。

当日は、帰還困難区域に立ち入り、ふるさと喪失や地域コミュニティ破壊の深刻さを訴え、賠償すべき損害として中間指針の見直しを図るよう、委員と意見交換、要望を行いました。

次に、特定復興再生拠点区域における立入規制緩和及び準備宿泊の実施並びに防災・防犯出動式についてご報告いたします。

9月1日午前9時から立入規制緩和を実施し、また、準備宿泊ができるようになりました。これに先立ち、準備宿泊のコールセンターを8月22日に設置し、受付をしております。

立入規制の緩和によって利便性が高まる一方で、防犯、防災等について、福島県警、浪江消防署、浪江町防犯見守り隊が連携し、地域パトロール等を強化するに当たり、出動式を開催いたしました。準備宿泊を通じて、避難指示解除後の帰還が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、特定復興再生拠点区域外の帰還に向けた行政区別意見交換会についてご報告いたします。

8月6日から行政区別に開催し、14行政区のうち13行政区との意見交換会が終了いたしました。延べ220世帯、282名の皆様にご出席をいただきました。

国から、2020年代をかけて、帰還意向がある住民が帰還できるよう、拠点区域外の避難指示解除の取組を進めるという政府方針に関する説明の後に、住宅地図を車座で囲みながら、お一人お一人の状況をお聞きし、生活に必要な道路、安心して生活するために必要な除染等の範囲等についてご意見をいただきました。

残る酒井行政区との意見交換会が終わりましたら、本年秋を目標に帰還に関する意向確認を実施し、避難指示解除に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に、復興加速化に向けた要望活動についてご報告いたします。

7月16日に松野官房長官に、7月31日には公明党東日本大震災復興加速化本部、赤羽本部長に、8月21日には西村経済産業大臣に、8月22日には秋葉復興大臣に対し、浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出し、帰還困難区域の全域の避難指示解除について、住民の思いに寄り添いながら進めること、福島12市町村の復興を実現するため、持続的な支援体制を構築することとともに、福島イノベーションコースト構想を着実に進めるため、福島国際研究教育機構を早期に整備することなどについて要望をいたしました。

引き続き、議会と連携をしながら、復興の加速化と浪江町全域の避難指示解除の実現のため、積極的に要望活動をしてまいります。

次に、プレミアム付商品券事業についてご報告いたします。

今年で6年目になりますプレミアム付商品券の販売を、6月11日より開始いたしました。今年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して2万円を上乗せし、1人当たり5万円、7万5,000円分が購入できます。

販売及び使用期限は、来年1月31日までとなっております、8月24日

現在で、購入者数3,480人、販売金額1億6,006万円、登録店舗数は105店となっております。

次に、町内イベント事業についてご報告をいたします。

7月23日から25日にかけて、相馬野馬追祭が3年ぶりに通常の規模で開催され、中央公園本陣から雲雀ヶ原に向けて出陣し、戦果を上げて凱旋しました。

他の郷に引けを取らない標葉郷50騎の勇壮な姿は、全国から集まった多くの方々から歓喜の声をいただいたところであります。

さらに、8月14日には、なみえ夏祭り花火大会を開催いたしました。お盆に帰省した町民等、町内外から多くの方々にお越しをいただき、浪江の夜空を飾る1,000発の打ち上げ花火を堪能いただきました。

引き続き、町民が集い、町民の絆が深まるとともに、町内交流人口の拡大につながるイベントを実施してまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組についてご報告をいたします。

買物環境や利便性向上とにぎわいの創出のため6月より実施しております、イオン東北、トヨタ自動車、双葉町、浪江町の連携による水素燃料電池自動車を活用した移動販売事業について、浪江町内8か所、双葉町内2か所で、延べ1,000人を超える皆様にご利用をいただいております。

引き続き、特定復興再生拠点区域の買物環境創出に向け、販売エリアの拡大など検討してまいります。

また、7月20日には、国連会合「パリ協定とSDGsシナジー強化に関する国際会議」において、浪江の水素利活用取組と復興まちづくりの相乗効果について発信させていただきました。

さらに、9月3日、4日には、水素パートナーシップ宣言を共同署名いたしました米国ランカスター市長団が来町され、浪江の水素取組の現状を視察いただくとともに、お互いに知見を共有し、それぞれの取組をしっかりと発信し、共感を広げ、賛同する自治体の輪を広げていくことを再確認いたしました。

引き続き、様々な機会を捉え、浪江町の取組を広く発信してまいります。

次に、立地企業の国際連携事業についてご報告いたします。

南産業団地に立地しております曾澤高圧コンクリート株式会社が、サウジアラビアの大手不動産会社アルサエダンの合弁会社を設立し、サウジアラビアで住宅建築事業を開始することとなりました。これに伴い、現在、南産業団地に建設中の曾澤高圧コンクリートR

DMセンターにおいて、サウジアラビアの技術研修生を、来年度から年間100名程度受け入れることとしております。

サウジアラビア王国からは、東日本大震災直後に仮設住宅で使用するLPガスの支援をはじめ、多くの支援をいただいております。今回の研修生受入れについては、震災時にいただいた支援への恩返しとともに、町内の活性化につながる取組として歓迎しており、同社と連携しながら事業への協力をしてまいります。

次に、新規就農者確保の取組についてご報告いたします。

6月19日及び8月28日、マイナビの主催により仙台市で開催されましたマイナビ農林水産フェストに出展をいたしました。当日は、就農に興味ある方々に対し、当町の豊かな自然や温暖な気候など、魅力や各種支援策を説明いたしました。

引き続き、積極的な情報発信に努めてまいります。

次に、育苗施設整備事業についてご報告いたします。

7月1日に、旧荻野小学校跡地に建設を進めている育苗施設の建築工事に係る起工式が、多くの関係者の出席の下、開催されました。

令和5年産米の作付に向け、水田の利活用を促進し、農業者の帰還や移住、営農再開及び拡大につなげるため、確実な事業実施に努めてまいります。

次に、農業の担い手確保の取組についてご報告をいたします。

7月23日から24日の2日間、営農再開や地域再生の支援協定を締結している東京農業大学の学生が浪江町を訪れ、農作業実習を行いました。初日は、荻宿地区、藤橋地区及び西台地区で、コギク、エゴマ及び景観樹木について、各生産者の指導の下、農作業を行いました。2日目は、荻宿地区の水田で、獣害対策として、生産者の指導の下、電気柵の設置の作業を行いました。

また、8月2日から4日の3日間で、北棚塩地区及び加倉地区において、農業分野への就農に向け、本格的な就農体験プログラムを設定したインターンシップを行いました。

今後も新たな担い手を確保するため、町内で活動を希望する社会人や学生を積極的に受け入れてまいります。

次に、農業担い手確認会についてご報告いたします。

7月25日から8月4日の9日間、浪江町スポーツセンターをはじめとする町内各会場において、農業委員会、福島相双復興推進機構及びJA福島さくらと連携し、地域の担い手を対象にした営農に向けた確認会を開催いたしました。

確認会では、感染対策を行った上、町内の農地への通水状況、管理耕作支援などの説明を行い、担い手の方々による作付状況の確認

や規模拡大など、耕作意向の確認を行ったところであります。

引き続き、新規就農者や農業法人といった新たな担い手の確保を視野に入れ、各地区において営農面積拡大に向けた話合いを進めてまいります。

次に、鳥獣対策講座についてご報告いたします。

鳥獣被害の現状と鳥獣の生態を知ることにより、少しでも不安を払拭できるよう、本年度より町民向けの講座を実施しております。講座は全4回を予定しており、第1回は6月25日に開催しました。講座では、町の獣害被害対策事業の成果報告及び参加者との意見交換を行った後に、捕獲用箱わなの見学をいたしました。

今後も有害鳥獣対策に興味・関心を持っていただき、町民と行政が一体となった取組が実現できるよう進めてまいります。

次に、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画住民説明会についてご報告いたします。

6月12日に秋桜アリーナで、建築課の隈研吾氏、東京藝術大学特任教授の伊東順二氏、住友商事株式会社の近藤真史氏をお招きし、住民説明会を開催したところ、住民・国・県関係者を合わせ230名の皆様に参加をいただきました。当日は、お三方に計画内容を詳しく説明いただき、参加者の皆様と意見交換を行いました。

引き続き、事業の周知に努めるとともに、令和8年度末の完成を目指し、取組の推進を図ってまいります。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてご報告をいたします。

長期化する新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、令和4年度の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について、7月より支給を行い、8月末までに266世帯へ支給しております。

次に、ふれあいセンターなみえについてご報告をいたします。

6月18日に、ふれあいセンターなみえの開所式典を、福島県副知事や復興副大臣などのご来賓をお招きし、執り行いました。式典では、寄附を頂いた事業者様への感謝状贈呈なども行いました。

ふれあいセンターなみえは、ふれあい交流センター、ふれあいげんきパーク、ふれあい福祉センター、ふれあいグラウンドの4施設が設置され、7月からふれあい福祉センターでデイサービスが開始されております。

今後も各施設を活用していただき、子供から高齢者、地域の住民が集い、活動していただけるよう、努めてまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

6月18日に、公民館や図書館機能を有するふれあい交流センター、

子供の屋内遊び場や大人も楽しめるボルダリングコーナーを有するふれあいげんきパーク、そして、夜間照明を完備し、様々な屋外スポーツが楽しめるふれあいグラウンドがオープンいたしました。

開館以来、ふれあい交流センターでは、様々な町民サークルでの活用や図書館利用の町民にお越しいただいております。ふれあいげんきパークでは、町内のみならず、町外からも多くの方々にご来館をいただいております。また、ふれあいグラウンドでは、7月30日に協会長杯ソフトボール大会、8月13日に浪江町野球部長杯野球大会を3年ぶりに開催し、ふるさとの空の下、懐かしい仲間と汗を流していただきました。

これからも多くの方々にご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

6月25日には、公民館事業、地域ふれあいチャレンジで、雄国沼ハイキングを行いました。町民27名が参加し、見頃を迎えたニッコウキスゲを満喫しながら、ハイキングを楽しみました。

また、7月30日には、男の料理教室を、暑い夏を乗り切るビールのおつまみになる料理をテーマに開催し、町民の方11名が参加いただき、今後も町民の方々が集い、楽しめるような公民館事業を企画・実施してまいります。

7月16日には、なみえ創成中学校の3年生が、町民の皆さんとの交流を図る目的で、生徒自ら企画運営をした浪江町ふれあい卓球大会を小・中学校で開催し、町民や児童・生徒28名に参加いただきました。

7月3日には、双葉郡スポーツ交流大会が開催され、浪江町は、野球、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、グランドゴルフに参加し、野球とソフトボールでは優勝することができました。

また、9月4日には、県民スポーツ大会が南相馬市で開催され、ソフトテニスと壮年ソフトボールに参加いたしました。町内外から参集された選手の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

7月24日には、南相馬市の雲雀ヶ原祭場地において、浪江町相馬流山踊り保存会65名による流山踊りの披露を行いました。当日はとても暑い日でありましたが、これまでの練習の成果を、多くの方が観覧する前で見事に披露することができました。

以上、6月定例会以降、現在までの取組について報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例改正案件2件、契約の締結及び変更案件5件、令和4年度補正予算案件6件、諮問案件1件、同意案件2件、報告案件3件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 紺野 榮 重 君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君の質問を許可します。

16番、紺野榮重君。

[16番 紺野榮重君登壇]

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問方式は、一括質問方式でございます。

質問の主なものは、1、町長に就任されての件、駅前開発事業（一団地構想）の件、3に、福島国際研究教育機構の件。これは県の発表がありましたので、質問1の中で今後のスケジュールのみの質問といたします。4、大柿ダム活用水力発電の件、5、少子高齢化の件、そして、農業の件であります。よろしく願いいたします。

まず、町長就任されての件（抱負）というふうな中でお尋ねします。

町長就任、誠におめでとうでございます。今回の町長選挙は、いまだかつてない18日間という長い選挙期間となりました。町内はもちろん、町外に避難されている町民に浪江町の現状と将来を訴えられておられましたが、長期間にわたりお疲れになったのではないかと

思います。選挙結果は大差をつけられて当選をされました。このことは、県議会議員として5期務められ、広く町民の方が県議会議員としての政治活動を評価し、理解してのことと思います。

今後、この経験を生かし、国・県とのパイプを生かし、浪江町の復興に頑張りたいと思います。復興を進めるのには、執行部、議会、車の両輪のごとく、そして町民に理解していただいて、町民と一体となって浪江町を復興していきたいと思います。

今回の参議院議員選挙、町長選挙の投票率は49.43%、前は43.08%、投票率が上がりました。県内市町村の順位では、最下位の時もありました。今回、53位となり、ほっとしました。

今後においても、権利と義務を理解して、投票率の向上に努めていきたいと思います。

また、3年ぶりの相馬野馬追祭、盛大に行われ、元気をいただきました。

町長に就任されての件にお伺いをいたします。

新聞報道のインタビューの中から伺います。

今回の選挙を振り返り、どのような選挙であったか伺います。

双葉郡の広域的な連携で復興を進めるとは、どのようなことか伺います。

医療福祉の充実や人口減少対策を行うとは、具体的にどのようなことか伺います。

「行政、企業、町民」の力で経済を回し、復興を前に進めるとありますが、具体的にどのようにされるのか伺います。

農林水産業の再生はどのように進められるか伺います。

次に、駅前開発事業の件をお伺いいたします。

浪江町の復興事業の中で現在最大の事業は、駅前開発事業、一団地事業だと思います。デザインの力による浪江町の復興まちづくりに関する連携協定が結ばれました。東京オリンピックの国立競技場を設計された隈研吾建築家、東京藝術大学特任教授伊東順二氏、住友商事株式会社の北島誠二氏、浪江町長の4者で連携協定を結ばれました。浪江駅から交流施設、商業施設、民間施設、公営住宅が主な施設であります。

この計画の特徴は、公園、広場が多いことかと思えます。東口、西口交通結束広場、芝生広場、子供広場、憩い広場、アーバンスポーツパーク、これから浪江町が8,000人のまちづくりの中で、公園、広場が多過ぎるのではないかと心配するところでもあります。非常にすばらしい計画で、夢を描いているような気がしますが、しかし心配するのは、事業に対しての予算、どのように捻出されるのか。また

維持管理はどのように考えておられるのか伺います。

この事業の予算は総額で幾らなのか。町の負担は幾らなのか。施設維持管理費は幾らと試算するのか伺います。

事業に関する面積は幾らなのか。買収面積は幾らなのか伺います。

浪江町の財政は、税金収入、地方交付税によって賄われております。浪江町の中心が買収することによって固定資産税が入らなくなるわけですので、その差額は幾らになるのか伺います。この事業をすることによっての税収はどのようになるのか伺います。

民間住宅、公営住宅とありますが、民間住宅建設、どのように進めるのか、公営住宅は町営なのか県営なのか、お伺いをいたします。憩いの広場、公園はどれくらいの面積を確保する計画なのか伺います。

次に、国際研究教育機構の質問は、新聞報道で承知しましたので、今後のスケジュールについてのみ伺います。

次に、大柿ダム活用水力発電の件をお伺いいたします。

4月26日、調印式が行われたとの報道がありました。請戸川土地改良区理事長吉田数博町長、J F E E 松川裕二取締役専務執行役員、東京発電の堀部慶次社長、東京の2業者と請戸川土地改良区が会社を設立しました。

2業者とは、J F E エンジニアリング（本社は東京都）と東京発電。そして、浪江町の請戸川土地改良区の3者。農業用水を活用した水力発電、アクアコネク ト浪江を設立、ダム施設内に水力発電所を整備する。請戸川水力発電所、来年3月工事開始予定であります。

2050年までに二酸化炭素排出量ゼロにする。カーボンニュートラルにつなげる。令和6年1月の発電開始を目指すというふうなことになるっております。

名称は、請戸川水力、相双地方では初めて。

発電所の経営管理はJ F E エンジニアリング、運転管理を東京発電、保安維持管理を請戸川土地改良区が担うというふうなことになっております。

発電出力は1,400キロワット、一般家庭で1,700世帯分に相当する発電量であります。固定価格買取制度（F I T）に基づき、東北電力に売電するという調印の報道でありました。

これまで工業用水に利用できないかの案もありましたが、農業用水のダムというふうなことで、用途外で難しかったと思います。

大柿ダム建設に当たって、浪江町は借金返済に大変苦勞をされたので、町民の皆さんにもよく理解していただくことが大事かと思っております。

質問で、農業ダムから発電併用することでの手続の制約はないのか伺います。

工事にかかる費用はどこから捻出されるのか。

予算はどれくらいかかり、何年で返済する予定なのか。

利益が出た場合の配当はどうなるのか。また、赤字の場合は誰がどのように負担するのか伺います。

双葉町、南相馬市小高区はどのような立場になるのか伺います。

大柿ダムの借財、借金返済には、浪江町は大変苦勞してやっと返済が終わった状況の中、町に対しての恩恵はあるのか伺います。発電出力1,400キロワット、東北電力売電価格は幾らなのか。また、初期の投資金額は幾らになるのか。投資金額が回収され、利益が得られる年はいつからなのか。

今後の予定を伺います。

次に、少子高齢化の件をお伺いいたします。

浪江町、そして日本全体での大きな問題として少子高齢化があります。浪江町の高齢化率は38.5%、県の平均は32.1%、震災前、平成22年、高齢化率26%でありましたから、急激に高齢化が進んでおります。何らかの努力をしないと、社会保障、年金制度も成り立たなくなります。

少子化で言われることは、不妊治療、出産一時金の拡充、母子手当、移民対策、生活支援、昔のように仲人をしてくれる方が少なくなってしまう、男女の出会いが少ない。町を挙げて出会いをつくり、子供の声が聞けるようにすることが大事であると思います。

浪江町も、町を挙げて少子高齢化に対応していかなければなりません。また、高齢者が頑張れる社会づくりも大切であります。現役の子育て世帯の負担を改善することも求められております。

子供を増やすため、結婚する環境の整備が大切と思います。先ほども述べましたように、以前は仲人で見合い、あるいは見合いから恋愛につながり結婚のケース、町として仲人の奨励、町として結婚相談所の整備、公民館活動の中に男女の出会いの場を提供して結婚に結びつけることが大事だと思います。

少子高齢化に対し、町としてどのような支援がなされているか伺います。

震災前は、町で主催して出会いの場をつくった事業がありました。町としての男女の出会いの場、つくれないか伺います。

町外から浪江町に子育て世帯を移住させる働きかけされているのかお伺いをいたします。

最後に、農業の件をお伺いいたします。

大柿ダム通水状況の件、圃場整備の進捗状況、請戸地区の瓦礫処理の状況を伺います。掃部関水路トンネル崩落事故の対応について伺います。

避難指示解除から農地の除染をされて保全管理が進められ、セイタカアワダチソウが茂り、再生が不可能かと思った農地がよみがえり、景観が保たれました。

現在は、管理耕作へと順次移行しております。今度は、耕すだけでない、作物を作り、出荷して対価を得なければならないわけで、厳しい市場価格の競争にさらされております。

今年の浜の輝、タマネギ出荷状況は、連作障害、ベト病が原因で昨年の半分でした。そもそも田んぼに畑作物を作ることの難しさがあります。田んぼは水を貯えるようになっておりますので、排水がなかなかうまくいかないわけであります。

米余りが続き、米価は下がる一方、肥料等の値上がり、薬剤の値上がり、米を作っても利益が上げられない状況であります。農作物は補助金なしでは経営が成り立ちません。しかしながら、原発事故の前の浪江町の農地を耕すには、米作りを進めなくてはなりません。

令和3年度の作付実績は272ヘクタール、令和4年度の作付見込みは373ヘクタール、厳しい状況でありながらも毎年作付面積が増えているのは、役場、農協の指導のたまものと感謝を申し上げます。

浪江の復興には農業が大切だと思います。特に米作りが大切と思います。毎回質問しておりますが、大柿ダムの左岸幹線用水路、請戸堰の水路の進捗状況を伺います。水路に水が通らなければ、米作りはできません。大柿ダムからの幹線水路、去年は漏水のための通水延期。いつ通水となるのか伺います。さらには、枝線も整備しないと米作りにはなりません。

小反別では、作業効率が悪く、圃場整備、大反別（区画1ヘクタール）を目指して圃場整備を計画しておりますが、なかなか目に見えて進んでおりません。7地区の圃場整備計画の進捗状況、完了予定を伺います。

請戸地区の圃場整備について伺います。以前にも一般質問しましたが、津波被害を受けたところは、瓦礫処理をして、ある程度耕作をして圃場整備するのが一般的かと思えます。請戸地区の瓦礫処理は終わったのか、伺います。

南棚塩の水路、トンネル崩落事故の対応について伺います。

6月1日、掃部関水路のトンネル部分の一部崩壊により、6月1日より水不足になりました。その対応に際し、町長はじめ町当局の努力により対応していただき、感謝を申し上げます。しかしなが

ら、ポンプ設置まで1か月かかりました。地震による崩落で地震災害と思います。ポンプ設置まで1か月かかったのは、水利確保は土地改良区の仕事であり、町としては支援する立場のため、時間を要してしまったと思います。

このような地震災害のときに、土地改良区の仕事なのか、町の仕事なのか言っている場合ではないと思います。町が主体となって対応すべきと思います。その辺のルールを説明いただきたいと思います。

以上です。答弁に納得できない場合には、再質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野榮重議員の町長就任の件について、お答えをいたします。

まず、最初にどのような選挙であったかということですが、今回の選挙は、類のない町長選の中で18日間という長期の選挙になりました。私はこの18日間の中で、震災から11年が経過した中、多くの町民の、ある意味、困窮した気持ち、そして、この浪江町に復興を期待するご意見、そして、ご家族と離れ離れで暮らす高齢者の方々、様々な町民の声を聞くことができました。したがって、日々の選挙活動は、一人でも多くの町民にお会いしたい。その気持ちの一心で選挙活動を行ってまいりました。

したがって、長い選挙でありましたが、当町における11年の避難生活の中を、町民の多くの意見を伺うことができたということで、私にとっては充実した選挙期間でなかったかと思っております。

次に、双葉郡の広域的連携で復興を進めるというご質問ですが、私は県議16年間を、皆様の負託をいただきながら務めてまいりました。あの震災から11年半が過ぎて、この12年を迎える中での、双葉郡8町村の住民の方々の窮状、そして、12市町村、県内それぞれの県民の、この復興に対する、震災に対する思いについても受け止めてきたところであります。

この双葉郡にあっては、南のJヴィレッジを中心に、ある意味、復興の施策は大きく進めてまいりました。交流人口の拡大、これらも我々も相乗すべきものであるかと考えております。

先ほど県のほうで発表がありました医療についてであります。まだ帰還がそれほど進まないこの双葉郡、そして、この北双3町1村であります。当町においても厳しい状況であります。

そんな中で、この双葉郡を担う2つ目の政策医療として、県立大野病院が大熊町に再建するとの見込みであります。医療、そして施

設、特に復興についても、それぞれ8町村が、住民が享受すべきものであって、お互いに連携をしていくものと考えております。

したがって、当町の復興はしっかりと前へ進めていく。そして、隣接する8か町村、被災12市町村と連携をしながら相乗していくものと思っております。中長期的には、これら連携が特に求められてくるものと考えております。

次に、医療福祉の充実や人口減少対策を行うというご質問であります。医療については、診療科目を増やすなど。そして、福祉については、7月からデイサービスが開始されており、今後、人口増加や町民の方々の様々な医療福祉に応じていく考えであります。

人口減少対策に当たっては、当町の1割未満という帰還率を踏まえながら、復興の施策、一つ挙げれば駅前の一団地構想もあろうかと思っております。そして企業誘致。様々な、この浪江町に住んでいただくよう復興施策を展開しながら、人口を、ある意味、減少を止めていかなきゃいけない。こんな考えでおります。

移住・定住についても、同様に強化をしております。

次に、「行政、企業、町民」の力で経済を回し、復興を前に進めるというご質問であります。私はこんな考えを持っております。

震災から12年目を迎える今日まで、あらゆる復興の事業、施策を進めてきたと存じております。国の復興予算活用した復興事業、同様に県の事業、町単でもあったかと思っております。これに加えて、今、企業誘致を当町でも進めておりますが、ある意味、この当町への企業誘致を進めながら、それぞれの企業が我が町に投資をしていただく環境。

3つ目に町民の力とありますが、非常に悔しいことでもありますけれども、この原発事故で多くの町民は、調査によると避難先で一定程度の生活を始めました。東電賠償による新たな資産を求めるなど、安住の地として、この10年間、苦労をしながら避難先で生活を始めました。本来であれば、原発事故がなければ、この当町に戻り、住宅の再建や様々な復興投資が、町民による復興投資がなされる。その状況かと思っておりますが、残念なことに、この10年間、11年間という長きの避難は大きな影響があります。

そういったことを鑑み、私は、行政投資、いわゆる国や県の復興政策の投資、そして民間企業、それぞれの企業誘致を踏まえた当町への投資、そして町民、移住者がこの浪江町に住んでいただける、その環境を整えていく。そのことが大事かと思っております。

少なからずこの3つの投資が、前に進みながら、短期、中期、長期的に当町の復興は進んでいくと考えております。これらを踏まえ

た上で、復興、そしてこの当町の住んでいただける環境整備を整えていく考えであります。

最後になりますけれども、農林水産業の再生についてお答えをいたします。

広大な農地を有する当町においては、農業の再建は喫緊の課題であります。今、進めております農地の整備事業等を加速させ、大規模化を図り、IT含めた先進的な農業の活用は、当町には必要ではないかなと思っております。そして、農家が改めてふるさとの農地を再建する、その意欲を持てる施策も展開していかなきやならないと思っております。

次に、水産業であります。水産業の状況は、いまだ試験操業という形で、月に10日間という操業しかありません。そして、処理水放出の課題、地球温暖化による海の環境も変化してまいりました。

それらを踏まえながら、環境変化をしっかり受け止めて、新たな漁業の柱を立てるべく、その基本となる操業日数等の、ある意味、今後、今回以上の操業ができる環境も、行政としては、国や県、そして漁業者の方々と相談しながら進めていかなきやいけないものと思っております。

最後になりますが、林業についてであります。

林業にあっては、今、民間の、個人の所有する山林において間伐事業が展開されておりますが、これら効果についても、一定の評価をいただいているところであります。これらを継続して、しっかりと民間の山林の、ある意味、今後の山林においての間伐の実施を進めてまいる考えであります。

加えて、森林教育等も加えて進めていく考えであります。

もう一つ、当町には、山間部、そして津島帰還困難区域に8割の国有林がございます。これら国有林についても、国と調整をしながら林業の施策を、しっかりと被災地に見合う施策を求めながら、国と県と連携しながら進めてまいる考えであります。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、大きな2番、駅前開発事業の件の①この開発事業は総額で幾らか、町の負担は幾らなのか、施設維持費は幾らと試算するのかのご質問にお答えをいたします。

現在、概算で算出できている事業費が、面整備、基盤整備ですが、こちらは125億円でございます。建物につきましては、今後基本設計を行いますので、その中で概算事業費を算出してまいります。

町の負担につきましては、浪江駅舎に係るもの以外は全て国費で賄われます。駅舎につきましては、今後基本設計を行いますので、

その中で概算事業費を算定いたします。

施設維持費につきましては、浪江駅周辺ランドデザイン基本計画の策定において、隈研吾建築都市設計事務所などと、劣化対策やメンテナンスの容易さを踏まえた施設とすることを念頭に議論しておりますが、具体的な費用につきましては、建物の実施設計において算出をいたします。

続きまして、②事業に関する面積は幾らなのか、買収面積は幾らなのかのご質問にお答えいたします。

事業区域の面積は、約8.4ヘクタールでございます。買収予定面積は、約7ヘクタールです。

③買収することによって税込、固定資産税の差額は幾らになるかのご質問にお答えいたします。

令和4年度課税における税額で算出いたしますと、土地、家屋合わせて年間約470万円程度の税額となります。この金額が税金の減額になります。

続いて、④民間住宅、公営住宅とあるが、民間住宅建設はどのように進めるのか、公営住宅は町営なのか県営なのか。公園、広場はどれくらいの面積計画されるのかのご質問にお答えいたします。

民間住宅の建設につきましては、事業者等にヒアリングを行い、事業者選定に向けて準備を進めてまいります。

住宅につきましては、公営住宅ですので町営でございます。

また、公園としましては、憩いの広場を含む緑空間と駅前の芝生広場の面積を合わせて約1.5ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 3の福島国際研究教育機構についてお答えいたします。

8月30日に開催されました県の復興推進本部会議におきまして、県が国に提案する候補地として、当町の川添地区が、仮事務所として、当町のふれあいセンターなみえが選定されました。

今後、今月中に国が正式に決定すると聞いております。また、仮事務所につきましては、入居に必要な改修工事や備品搬入などを年内から行い、来年4月の開所を目指すと同っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大きな4番、大柿ダム活用水力発電の件、（1）農業用ダムから発電併用することでの制約はないかについてお答えいたします。

まず、本件の事業主体は、アクアコネクトなみえ株式会社となっ

ており、資本金の出資者は、J F Eエンジニアリング株式会社51%、東京発電株式会社44%、請戸川土地改良区5%となっております。

発電事業の実施に際しては、大柿ダム所有者である東北農政局、大柿ダムの管理受託者である福島県と協議しており、農業用ダム運用上の制約はないと聞いております。

次に、(2) 工事に係る費用はどこから捻出されるかについてお答えいたします。

事業費について詳細な額は示されておりませんが、事業費の負担割合は、J F Eエンジニアリングが53.7%、東京発電が46.3%となっており、請戸川土地改良区の事業費負担は発生しないと聞いております。

(3) 予算はどのぐらいかかり、何年で返済の予定なのかについてお答えします。

さきにお答えしたとおり、予算規模や収支計画についての詳細なデータは示されてございません。

(4) 利益が出た場合の配当、また、損失の場合の負担についてお答えいたします。

利益配分についての考え方については、融資の返済を優先の上、配当を開始すると聞いております。詳細な内容については、現在、示されてございません。

(5) 双葉町、南相馬市との関係はどうなるのかについてお答えします。

本事業には、浪江町、南相馬市小高区、双葉町の一定の農用地区域を受益とし設立された土地改良区が出資しており、その運営にも参画するものと伺っております。また、事業者は、今後3市町へのイベント、後援等を通じて、地域貢献の検討を進めていくと説明を受けております。

続きまして、(6) 発電出力1,400キロワット、東北電力売電価格は幾らで、初期投資金額は幾らか、投資金額が回収されて利益を得られる時期はいつになるかについてお答えします。

本事業に関する初期投資金額や収支計画などは示されておりませんが、売電価格については、令和4年3月に固定価格買取制度に基づき、キロワットアワー当たり27円、20年間の認定を受けております。また、想定年間発電電力量は約600万キロワットであり、一般家庭約1,700世帯分に相当すると聞いております。

(7) 今後の予定についてお答えします。

今後の予定でございますが、現在は設備等の詳細設計を実施中でございます。今後、各種法規制に係る協議を実施し、令和5年5月

から土木工事、機械工事を実施し、試験運転を経た後に、令和6年中の運営開始を予定しているとのこと。

今後については、町として事業主体に対し、進捗に応じ、事業内容の説明を求めていきたいと考えております。その中で、農業再生に向けた町の考えを示してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 大きな5番、少子高齢化の件、①子育て世帯にどのような支援がされているかのご質問にお答えいたします。

浪江町独自の子育て世帯への支援策としましては、出産のお祝いとして、第1子、第2子の場合5万円、第3子以降につきましては、20万円の出産祝い金を支給しております。

また、町内に住民登録があり、かつ町内の賃貸住宅にお住まいの子育て世帯へ、家賃の2分の1、3万円を上限に子育て支援家賃補助制度を行っております。

さらには、浪江にじいろこども園に通園する園児の制服、かばん、運動着の支給、なみえ創成小中に通う児童・生徒の運動着や上履きシューズについての支給、創成中学校への転入学時には、制服と通学かばんの支給をしております。

また、にじいろこども園、創成小中での給食費についての支援、創成小中学校での学用品費や校外活動に関する費用などへの就学支援金事業、スクールバス運行や、町内から県立高校へ通学する際の通学費助成制度などを実施しております。

続きまして、②男女の出会いの場をつくれないかのご質問にお答えいたします。

震災前は、公民館内に浪江結婚相談所を開設し、相談業務を行うとともに、納涼パーティーやクリスマスパーティーなど、未婚の男女を対象に、年2回程度の交流イベントを開催しておりました。

震災後は、なかなかこういう機会も持つことはできませんでした。が、バイタリティーあふれる若者の移住も増えてきましたので、ニーズを聞きながら、若者が集える機会の創出を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ③町外から浪江町に移住される働きかけをされているか伺いますのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、少子高齢化は町としても深刻な課題であり、町の復興をさらに加速させ、持続可能なまちの実現には、町内

の若い世代を増やすことによる町の活性化は不可欠であると考えております。

特に、子育て世代など、若い世代の移住を促進するための働きかけとしましては、首都圏で開催される移住イベントへの浪江町移住相談ブースの出展を中心に行っております。

また、町の魅力をアピールするためのPR動画を、町ホームページの浪江町移住ガイドに掲載するなど、情報発信も行っており、若い世代の方の視聴を視野に、ユーチューブチャンネル「なみえチャンネル」で配信も行っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大きな6番、農業の件、（1）大柿ダム通水状況に件についてお答えいたします。

今年度は、大柿ダムからの幹線水路である高瀬左岸幹線水路の一部漏水により、末ノ森水路の一部通水にとどまったところでしたが、来年度については、本格的な漏水対策工事の実施に伴い、末ノ森、大堀、青根場、請戸用水路への通水が可能となり、これにより町内の主要幹線水路への通水が可能となるため、一層の営農面積の拡大が期待されます。

町としても、農業者の意向を確認しながら、末端水路等の復旧を進めていきたいと考えております。

次に、（2）圃場整備進捗の状況についてお答えします。

町では、現在7地区の県営圃場整備を進めています。法手続きに移行している地区として、加倉地区は本同意取得完了、藤橋地区は本同意取得中となります。次に、県調査計画に移行した地区は、浪江南地区、請戸地区の2地区、また、仮同意取得が完了し、県調査計画申請済みの地区が幾世橋地区となります。

現在、仮同意取得中の田尻地区、高瀬地区については、地区の推進委員会と確認を取りながら協力して進めており、地元の合意形成が得られたところから、順次、県の調査計画の申請手続きを進めているところです。

次に、完了予定についてお答えします。

加倉地区は、施工申請まで完了しており、土地改良法の公告後、事業計画の確定をもって、実施設計、ハード整備に移行します。工事工期は令和4年から令和9年度を予定しております。藤橋地区も同様の工事工期を予定しております。その他の地域におきましても、事業着手時期の違いはありますが、同様な手続きを経てまいります。

令和13年度に計画がある地区での整備が完了する予定となっております。

ります。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、③請戸地区の瓦礫処理は終わったのかについてお答えいたします。

請戸地区の瓦礫処理については、平成28年3月31日をもって終了しております。

また、環境省では、津波浸水区域の農地除染については、圃場整備等の事業を実施する場合、除染と同等以上の線量低減効果が得られることから、計画がある箇所については、これらの事業で線量低減を図っていただくこととしております。それと、請戸地区においても圃場整備の計画があることから、同様な考え方で対応しております。

この際、事業を終了した場合においては、環境省にて線量測定を行うとともに、線量に異常があった場合についてはフォローアップ除染を行うことを確認しております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 続きまして、（4）掃部関水路トンネル崩落事故の対応についてお答えいたします。

掃部関用水路のトンネル崩落による閉塞の件については、これまで全員協議会等でご報告させていただいておりますが、それ以降の対応についてご説明させていただきます。

トンネル内については、度重なる崩落により、人力による堆積土砂の運び出しが困難なことから、応急復旧は見送り、本格復旧を東北農政局主導により実施することといたしました。

通水については、請戸川土地改良区が設置したポンプ3基、町が設置した2基の計5基で、河川からの取水期である9月5日まで対応いたしました。

なお、南棚塩地区の営農者より、9月5日以降も農業用水路を供給してほしいと要望をいただいておりますので、土地改良区と連携し、百間沢ため池からの供給量を増やして農業用水を供給する予定です。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君、再質問です。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

何点か再質問をさせていただきます。

双葉郡の広域連携で復興を進めるといふふうなことに對しては、多くの町民が言われることは、広域連携で同じような施設は造らないようにしたほうがいいのではないかと言われます。

今度、町長は、副管理者というふうな立場からも管理者会議でいろいろと議論をされて、双葉郡全体での公共施設を考えていただきたいというふうに思います。

それから、医療福祉の充実や人口減少の対策というふうなことで、私も、広報でもこの町長の言われていることを見まして、調剤薬局の検討、専門医の不足というふうなことを挙げられております。介護施設、デイサービスが始まり、安心して住み続けるまちを目指すというふうなことが記載されておりました。このことで理解をいたしました。

それから、駅前開発事業ですけれども、浪江町の過疎地域維持的発展計画に公共施設が整備されることは、町の発展や活性化につながる人が多い反面、その後の維持管理や保守費用がかさむことに直結する。今後は、公共施設の新規整備については、慎重に検討すると記載されております。今後、その計画に含めて検討していただきたいというふうに思います。

それから、公園、あるいはふれあい広場が、将来の人口の割には面積が多過ぎるのではないかというふうなことでありますけれども、駅前開発の近くには、中央公園、ポケットパーク、ふれあいセンター広場もあります。それらを有効利用すべきだと思いますが、検討の余地はないかお伺いをいたします。

それから、大柿ダム水力発電の件でありますけれども、出資金に応じて配当がなされるというふうなことかと思っておりますけれども、浪江町におきまして、大柿ダムの借金返済というふうなものが大変な負担となったわけでありまして、この発電に対して、町としての恩恵はあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

次に、少子高齢化の件でありますけれども、町でもいろいろと移住者に対する支援がされていることが分かりました。しかしながら、日本中どこの市町村でも移住政策を取っておりますので、浪江町としての独自のPRと支援金の増額を考えるべきだと思います。検討の余地はないか伺います。

それから、住宅建設に対する移住者には、土地を無償提供するぐらいの施策も考えるべきだと思います。検討の余地はないか伺います。

それから、農業の件でありますけれども、圃場整備の完了予定が早く令和9年、遅いところは令和13年。早く進んでいかないこの理由は何なのかと、お伺いをいたします。

今回の災害での反省点で、幹線水路の主体は町ではなくて土地改良区とのことで、災害対応が遅れたというふうに思います。地震は

自然災害ですので、今後、同じような自然災害が起こった場合に、土地改良区分野とか言わずに、町で優先して対応すべきだと思います。答弁をお願いします。

担い手座談会の意見の中で、「自分の田んぼを率先して営農を再開していく制度づくりが必要だ」「自作ができない」「自分の土地を100%営農したい」という意見がありました。国の政策は、小反別の農家はやめて担い手へ集積する政策であります。補助金は自分の持つ田は補助金が出ない制度であります。やる気のある自作農に支援できるような仕組みを考えるべきだと思います。その点を要望いたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず駅前開発の件で、これからできる公共施設についての維持管理費の件につきましては、繰り返しになりますけれども、今後、設計を進める中で、維持管理費がかさまないように検討していきます。また、全体的なこれまでのいろんな施設につきましても、できるだけ維持管理費がかからないような方策を考えていきたいと考えております。

また、公園、広場、緑空間が広いのではないのかというようなご質問ではございますけれども、駅前の開発のエリア近くには当然中央公園もありますし、あと、ポケットパーク、ふれあい広場も、ふれあいセンターのほうもございますけれども、それぞれの役割が相乗効果を持ち、合わせて人が集まる、そういった空間にしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 農業以外にもございますので、私が代わって再質問に答えさせていただきます。

水力発電事業に伴う地域貢献施策、いろいろ今後出てまいろうかと思いますが、農業者の利益配分ができるようになる、ある程度、土地改良区に配当が来るならば、農家の方への賦課金の減少などという低減をするという狙いもあります。

また、再三、私ども浪江町再エネのまちづくり、脱カーボンを目指しておりますので、こういった水力で発電した電気を地産地消、そしてベース電源にできないかということも目標でありますので、いろんな面で利益できるようにしたいと思っております。

ただ、中身についてはほぼ始まったばかりでございますので、どのようになるかというのは今後の推移を見守っていききたいと思っております。

おります。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 移住施策の取組ということで町独自の支援策、支援金の増額の検討を、移住者への土地の無償提供などの提案ということでご質問をいただきました。

まず、町としましては、現在、お試し宿泊ということで30泊を定額2万円で宿泊できる支援、そして、住宅の家賃補助ということで月額の家賃補助を最大4万円まで補助をする制度、そして、住宅の新築や購入などの際に基礎額として100万円支援する制度など、様々な政策を展開しております。

その中で、家賃補助のほうが令和3年度は月額最大1万円の補助だったものを、令和4年度からは月額最大4万円ということで、こちら拡充をしております。

引き続き移住者のニーズを捉えて、タイムリーに移住施策の増額など拡充を検討してまいります。

また、移住者への土地の無償提供などのご提案もいただきましたが、こちらのほうも引き続き移住者への需要にマッチしたタイムリーな支援策を展開する必要があると考えておりますので、議員ご提案の件も含めまして、あらゆる支援策について総合的に判断、検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 今回のような水路の機能不全等の対応について、町が対応すべきじゃないかという質問にお答えします。

まず、水路に関わる管理の区分ですが、国営、県営事業で整備され管理委託されている用水路については、請戸川土地改良区が所管し、その他排水路や枝線の管理については地元で管理をお願いしてきたところがございます。

しかしながら、排水路や枝線については、帰還されている農業者の方が少ない状況から、町が引き続いて管理をするようにはしております。

今後、幹線用水路等に同様な障害が発生した際には、施設機能の早期復旧に向け、町として関係機関と連携した迅速な対応に努め、必要があれば今回と同様に管理区分によらない応急処置についても対応してまいります。

続きまして、自作地を耕作する農家、それから小規模農家についての支援についてお答えいたします。

営農再開支援事業のメインにある管理耕作の実施主体については、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、公社、農業者の組織す

る団体と実施要綱で定められており、よって、おただしのとおり、個人は対象になってございません。

個人が対象となる事業は、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等について支援する、原子力被災12市町村農業者支援事業がございます。

また、町独自の事業として、今年度より創設した自作地における園芸作物支援事業は、出荷、販売を目的とする野菜、果樹、花卉、食用作物の種子、種苗購入代を支援するものとなっておりますので、個人の小規模農家も活用しやすい内容となっております。

これらの事業の周知に努め、小規模農家を含めた自作地で営農されている方を含めた担い手と共に、地域の農業再生に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁漏れでございます。圃場整備で進んでいけない理由。

○農林水産課長（金山信一君） 圃場整備の進捗が遅いということで、その原因は何かについてお答えいたします。

圃場整備において、地権者個人の財産である農地の工事を実施するため、地元の合意形成がとても重要であることから、未相続や共有地、未同意者との調整等を行う必要があります。そのため、地元の合意形成を図るため、アンケート調査や仮同意取得が重要となってきます。

圃場整備の標準的な期間としては、アンケート調査、仮同意取得に1年から3年、調査計画に2年から3年、法手続に1年、採択後の実施設計に1年から2年、工事着手まで5年から8年を要することになり、その後、工事に5年、換地及び計画変更には2年、換地清算1年となり、全体で10年から15年となります。

その中で、短縮できるものはアンケート調査、仮同意取得と考えますが、地元を離れたことにより営農意識が薄れていっていることも要因にあると思っておりますが、返信をいただけない方への働きかけや未相続の方の調査を行った上で、意見集約を行い、整備範囲を確定する必要があるため、時間を要しているところでございます。

時間はかかりますが、今後も地区の推進委員の皆様と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、16番、紺野榮重君の一般質問を終わ

ります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、11時まで休憩します。
(午前10時39分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時00分)

◇ 佐々木 勇 治 君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君の質問を許可します。
14番、佐々木勇治君。

[14番 佐々木勇治君登壇]

○14番（佐々木勇治君） 14番、佐々木勇治でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。質問方式は一括方式です。

今回の質問ですが、1つ目に施政方針について、2つ目に放射線について、3つ目に生活支援について、4つ目に幾世橋住宅団地について、5つ目に有害鳥獣捕獲隊について、6つ目に東京電力賠償金についての6項目です。

16番議員と重複しましたので、質問事項の1番の施政方針の(1)施政方針及び3、生活支援についての(3)番、少子化対策をどのように強化するかは、町長、教育次長答弁で理解しましたので割愛し、(3)の残りの出生率だけ質問を行います。

質問に入る前に、一言申し上げさせていただきます。

戦後の県内市町村長選で最長となる18日間の長期戦を経て、見事、新町長に当選されました町長当選、就任、おめでとうございます。復興はまだまだ道半ばでありますので、豊富な経験を十分に発揮して、復旧復興を今まで以上に加速させていただきたいと思っております。

それでは、初めの質問に入ります。

前町長の言葉の中に、「ふるさとの再生には、まだ長い時間を要します。仕事の都合などで簡単に町に戻ることができない方が多くいらっしゃると思いますが、浪江は皆さんのふるさとです。いつか状況が変わり、浪江に戻れるときまで、どこにいても浪江町民という望郷の思いを諦めないでください。皆さんが帰りたいたいと思える町を、全身全霊をかけて一生懸命つくってまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます」との言葉がありました。

前町長、前々町長は、「どこにいても浪江町民」という考えでしたが、現町長の考えはその思いを引き継いでいくのか、また違う思

いなのかをお伺いします。

次の質問ですが、新聞に掲載されていたインタビューに、双葉郡の広域的な連携で復興を前に進めるとありました。広域的な連携は非常に大事だし理解します。双葉郡の行政について、群を抜いて知識のある町長ですが、今後も広域的な連携を主体として復興を進めていく考えなのか。または合併の検討を進めていく考えなのか。現況を踏まえて双葉郡の合併について、どのような見解なのかをお伺いします。

次に、放射線について伺います。

屋内アスレチック施設は、遊具がすごいと評判もよいので、乳幼児を含めて多くの方が来客しています。敷地内にモニタリングポストがあるのは承知していますが、遊具を含め室内も安心安全ですよとの意味も込めて、月に数回でもよいので線量を測定し、安全の確認をするべきではないかと感じますが、実行できるかお伺いします。

次に、生活支援について伺います。

被災者生活再建支援金制度の基礎支援金は、平成23年3月11日現在、浪江町に居住の世帯が東日本大震災により被災し、住宅被害調査により被害程度が全壊、大規模半壊、または半壊と判定した場合に該当します。半壊の場合は住宅を解体した場合のみ該当となり、町営住宅も解体すれば該当します。単身世帯で75万円、複数世帯で100万円の基礎支援金です。

震災時に町営住宅北上ノ原B12棟12戸、中上ノ原A10棟134戸、中上ノ原B2棟12戸、南上ノ原8棟40戸、酒田4棟80戸、幾世橋5棟5戸、津島1棟6戸、高齢者住宅1棟20戸、合計43棟309戸ありました。そのうち、津島1棟6戸以外、42棟303戸解体しましたが、町営住宅を含む被災者生活再建支援金の受付、支払いの進捗状況をお伺いします。

次の質問ですが、キッズゾーンは、子供たちの園外活動の安全を確保するために、周辺道路における車両の運転者に対して注意喚起を行うことを目的とされております。令和元年5月、滋賀県大津市の交差点で、保育園児の列に車が突っ込み、園児2人が死亡、保育士を含む14人がけがをした事故がありました。昨年も質問しましたが、このような事故が町内で起こってからでは遅いのです。

浪江にじいろこども園前の一里壇大町線は、工事が完了し、道路が拡幅され、車の通行量が増加していることから、キッズゾーンの設置を検討するとされていましたが、検討の結果がどうなったのかをお伺いします。

次の質問ですが、町長は人口減少対策に力を注ぎ、子供たちに将来を任せられる町をつくりたいと考えていると思います。

そこで、尽力すべきことは、当然出生率を増加させることも含まれているはずですが。2021年生まれの数是全国で81万1,604人で、統計開始以来最少となり、合計特殊出生率も6年連続減の1.30です。県内は1万649人で、やはり過去最少で、合計特殊出生率は1.36です。

当町の目標とする出生率をお伺いします。

次に、幾世橋住宅団地について伺います。

団地内の道路が町道に接している場所で、見通しの悪い3か所に一時停止の標識を設置して、注意喚起を促していました。標識があることで徐行し、さらに運転に気をつけるということも含めて、一定の効果もありました。

そんな標識ですが、現在は何か所に設置してあるか、ご存じでしょうか。また、文字が若干薄くなってきて、点検など行っているようには見えませんが、管理はどのような頻度で、どのように行っているのか、お伺いします。

次に、有害鳥獣捕獲隊について伺います。

町民の安全確保、農業者の営農環境整備のために、2班体制で週4回活動を懸命に行っています。

現在の捕獲隊は、年齢構成が60代5名、70代4名、合計9名ですが、令和3年度より満75歳の定年制などを設けました。今後の捕獲隊減少は、町にとって非常に深刻な問題です。

そこで、今年度から新規狩猟免許取得等補助金制度を創設しました。条件は、浪江町に住民登録があり、免許取得後、捕獲活動に3年以上従事することを誓約する方で、福島県猟友会浪江支部に新たに加入する人、浪江町有害鳥獣捕獲隊の活動依頼があった場合、従事することを誓約できる人、福島県狩猟免許試験に合格した人などですが、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許は、どの程度の補助金額なのか。また、補助金の申請状況をお伺いします。

次に、東京電力賠償金について伺います。

東京電力は、避難指示解除後、帰還困難区域だった場所などに住民が戻って暮らす場合、それに伴って減った収入などを賠償する制度を設けると発表しました。東京電力によりますと、新たな賠償制度の対象は、帰還困難区域のうち先行して除染やインフラ整備が行われている特定復興再生拠点区域となった場所に、避難指示解除後1年以内に帰還した住民です。

帰還し、就労環境が変化したことによる収入の差額や、通勤経路

が変わったことで増えた分の交通費などを賠償します。賠償の対象期間は1年間で、居住実態の判断のため、公共料金の領収書などの提出が必要になります。

東京電力は、避難指示が解除された地域では、これまでも同じ枠組みで賠償を行っていて、今年6月12日の葛尾村の避難指示解除を受けて、今回の制度を設けたとしています。

当町でも目標とする来春に、特定復興再生拠点区域が避難指示解除されれば、帰還した方は賠償の対象となりますが、対象の町民にどのように周知していくのか、お伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木勇治議員の施政方針についての質問にお答えいたします。

まず、冒頭、議員から私に対して今後の政策、そしてある意味挑戦についての、非常に期待をする発言をいただきました。身に余る光栄であります。議員各位におかれましても、今後ともご指導をお願いするものであります。

さて、施政方針について2つお答えをさせていただきます。

まず、「どこにいても浪江町民」について、私の考えのおたただしであります。馬場有町長、そして吉田数博町長、このようにどこにいても浪江町民というような考え方でこれまで進めてこられたと思います。私も同様であります。この「どこにいても浪江町民」というのは、震災を振り返ると、特例法の中で国が長期的に避難するであろうという前提の中で、住民票を持ったまま、それぞれ町外、県内、県外に避難をしている町民の方々に特例的に認めたものと受け止めております。

そうした中で、今、11年が過ぎて12年目に入りますけれども、いまだ1割の方が帰還されて、そして9割の方が町外に避難をしておられるというような現状の中で、これらについても同様かと思っております。

私は帰還された町民、そして選挙の中で、町外に避難されている方々の考え方、ご意見を伺いました。非常に残念なこともありました。いまだに浪江町民だということを伏せて避難先でお暮らしの方もおられます。避難先での住民の方々、県民の方々との共生というのは、非常にまだまだ大変なことがあるんだなど実感をしてまいりましたが、どこにいても浪江町民というような考え方と一緒に、ある意味、避難先で町民の方々が避難先住民と共生、協働をすること

が非常に大切なものだと思っております。

加えて、私はこれら共生、協働についてもしっかりと町の町長として考えを深めていかなきゃいけないと思っております。加えて、この町に帰還された町民の方々であります。これらについてもそれぞれの町民の方々、協働、そしてまだ町外にいる町民の方々の協働も必要かと思えます。

長期になれば、これら絆についても震災の時間の経過とともに変わってまいります。町の町長の行政の責任者として、町民に対しては責任ある考えで、これら考えから町民の方々としっかりと膝を交えながらお話をし、賜りながら町政を進めてまいりたいと考えております。

次に、双葉郡内合併についての見解ということであります。

双葉郡の復興状況を見ますと、広野、楡葉ということで南からどんどん復興の加速をして、ある意味、復興が進んでいる状況が双葉郡の南であるかと思えます。大熊、双葉にあっては、双葉がようやく解除がなされる、役場機能も戻ってきた状況、そして当町にあっては今、1割未満の町内の帰還が見られる状況。そして、それぞれの町、村で復興政策が、事業が進められております。当町にあってはまだまだ復興についての事業は道半ばのものもあります。

今回、県がお示しをいただいた研究拠点機構についてもご推薦をいただいて、今後進んでいくと思っておりますが、これら国の事業とも相まって、我々浪江町の復興は進んでいくかと思えます。

そして、これら大きな復興事業は、隣接県内、県外との協働、そして、広範囲にわたった連携が必要だと思っておりますが、その上に立ってお話をさせていただきます。

合併というものは、それぞれの町の復興の状況によって議論されていくのではないかと思っております。今、お話ししたとおり、町、村の復興状況は差異があるような状況で、合併の議論はまだ今、いささか早いかなと思っております。今後、中長期的に行政の在り方についても国で議論をされておりますが、2040年には人口減少が顕在化して、全国的に人口減少の、ある意味、目で見えるような形で、本県にあっては200万県民から190万、そして、2040年には130万台になるのではないかというような推計も出ているような状況であります。

今後次世代まで我々行政がしっかりと継続していくためにも、これら合併については大切なことで議論は大切なことではありますが、いささか今の状況で合併の議論をするのは早いのではないかなと思っております。しかるべき時期にこの合併については議論がなされる

ものと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 大きな2番、放射線について、屋内アスレチック施設の室内線量測定についてのご質問にお答えいたします。

ふれあいセンター敷地につきましては、ふれあいげんきパーク入り口付近にモニタリングポストを設置し、放射線環境の周知をしているところでございます。議員おただしのとおり、この施設は多くのお子様とご家族にご来館いただいている施設でもございますので、今後は定期的に館内の線量測定を実施し、周知するか、もしくは屋内線量計を設置するなどを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 被災者生活再建支援金の進捗状況についてお答えいたします。

支援金の状況につきましては、8月31日現在、申請受付が3,735件、支給が3,711件でございます。また、旧町営住宅に入居されていた方につきましては、町営住宅の解体完了後に、対象となる243世帯に申請案内を送付しておりまして、その申請受付が232件で、支給が228件となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 続いて、（2）キッズゾーンの設置検討の結果についてのご質問にお答えをいたします。

キッズゾーンの設置については、現在、町の計画案を福島県警察に提示しまして、事前協議の段階でございます。今後、警察との協議を重ね、本申請、回答、設置になると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） （3）番の出生率でございますが、昨年度の町内居住者での合計特殊出生率は1.45と、全国や県平均からは上回っておりますが、母数となります15歳から49歳の女性が少ないため、少しの増減で率が大幅に変わってまいります。

したがいまして、現在のステージにおきましては、まずは子育て世帯の帰還や移住定住を促進し、全体母数を増やすことを優先事項として取り組んでおり、出生率の目標はいずれの計画でも掲げておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 幾世橋住宅団地のご質問にお答えいたします。

幾世橋住宅団地の一時停止の標識につきましては、現在1か所に設置してございます。点検につきましては、これまで特に行ってはおりませんでした。議員おただしのとおり、一時停止表示の色あせが顕著であったために、8月中に新しい表示に貼り替えさせていただいております。

今後の管理につきましては、毎月、職員が幾世橋住宅団地に出向いておりますので、劣化等の不具合を確認した場合は適切に対応させていただきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 5、有害鳥獣捕獲隊について、（1）新規狩猟免許取得者に対し補助金制度を創設したが、どの程度の補助金額なのか。また、補助金の申請状況について、お答えいたします。

議員おただしの補助金制度については、令和4年度に新規事業として創設した浪江町狩猟免許取得支援補助金でございます。補助対象経費については、狩猟免許取得または更新に関わる費用に対し、上限1万円及び狩猟の技能向上に関わる費用に対し、上限、猟友会に対しては1万5,000円、捕獲隊に対しては3万円としております。

具体的には狩猟免許取得に関する試験費用以外にも、診断書発行手数料、講習会参加費用、技能講習費用、射撃訓練費用なども補助対象としております。

補助制度をご活用いただくため、広報なみえ6月号で周知をいたしました。これまで数件のお問合せがありますが、申請には至っておりません。今後は福島県猟友会浪江支部と連携しながら、新規免許取得者を増やしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 東京電力賠償金についての質問にお答えいたします。

東京電力からは、ホームページ掲載によるプレスリリース及び東電事故発生時点に浪江町の帰還困難区域に居住されていた方で、過去に個人賠償のお支払い実績のある請求代表者の皆様に対し、ダイレクトメールの送付による周知を行うと伺っております。

また、町としましても町ホームページ等により周知してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君。

○14番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

生活支援（3）の目標とする出生率についての再質問を行います。母数を増やして出生率目標が特にはないのは理解しました。そこで、配付してある資料をご覧ください。口頭より分かりやすいかと思えます。

兵庫県明石市の令和3年12月の資料ですが、9年連続で人口が増加しており、全国中核市62市における人口増加が1位、中でも子育て世代の移住者が多く、出生率も伸び続けています。特に注目していただきたいのが、右下にある明石独自の5つの無料化政策です。18歳以下の医療費、中学生の給食費、第2子以降全員の保育費、小学生以下の遊戯施設利用料、1歳以下のおむつが無料です。

活性化する経済、まちの好循環につながると感じます。

当町で行っている事業もありますし、全てをすぐに実行するのは難しいですが、見習うべきところは多々あると思います。将来的には出生率1.70の明石市にも負けないまちづくりをすべきと考えますが、母数を増加させるためには、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

続いて、有害鳥獣捕獲隊について再質問します。

上限の金額があるのは理解しました。それと、申請者がいないというのでも理解しました。今後は補助金額を増やして捕獲隊を確保するつもりですか。増額して捕獲隊が増えればよろしいんですけども、増加しない場合には狩猟免許取得者の求人を募集するとか。または役場職員に狩猟免許を取得させていくつもりなのか。どのように考えているのかお伺いします。

最後に、東京電力賠償金について再質問します。

プレスリリースや町ホームページ等で周知していくのは理解しました。

当町では平成29年3月31日に、避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示が解除されました。このときも就労不能損害賠償があったのですが、なかなか支払いにたどり着かない事例も耳にしました。居住の証明として公共料金であるはずのガスの領収書を提出すれば、次は電気料金を提出してください、今度は新聞代の領収書を提出してくださいと、次から次に提出物を要求してきて、賠償金を支払うとは言うものの、なかなか支払いまでたどり着かない事例もありましたので、今度は、例えば公共料金の領収書2つあればスムーズに行きますなどの、具体的な提出物なども掲載し、少しでも町民が理解しやすいようにすることは可能かお伺いします。

以上で、再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 子育て世帯の移住促進についての再質問についてお答えいたします。

移住定住を促進するためには、子育て世帯への支援はもちろんのこと、町内で生活できる雇用の場の確保であったり、買物環境や生活環境のさらなる充実を図ることも必要と考えております。

現在、町では第2期子ども・子育て計画を策定しておりまして、この計画に基づき、安心して子供を産み育てる環境づくりを進めております。この計画で、令和4年度はちょうど中間期になりますので、この計画の点検、見直し等しながら、各課と連携、協力を図りながら、全庁体制で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 有害鳥獣対策のさらなる施策についてお答えいたします。

現在、申請がないというところで、まずはこの事業に対しての周知をしっかりとしていきたいと考えております。

また、今年度より獣害対策の講座を新たに実施しているところがございます。この講座は有害鳥獣対策に興味、関心を持っていただき、知識の習得を町民の方に対してしていただけるということになっておりますけれども、その中で狩猟免許の取得に対する関心を持っていただけるような内容に工夫してまいりたいと考えております。

また、議員ご提案のあった補助金の増額や役場職員の免許取得などは、内容について今後確認していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 賠償請求の際の提出物の関係でございますが、こちらにつきましてはプレスリリースで提出書類の記載があるようになっておりますので、基本的にはそちらのほうを提出していただくようになるのかなと思っておりますが、ただ、簡略化できるように、町としましても東電のほうには求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君。

○14番（佐々木勇治君） 再々質問はありません。

私の質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時29分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時00分）

◇ 佐々木 茂 君

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。
8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木 茂君登壇]

○8番（佐々木 茂君） 浪江町には水力発電所が2つあります。多分、電源立地交付金ということで各発電所について約400万ぐらいが交付税として来ているかと思っています。

それで、その交付税が、現在も来ているのか、それとも震災以降ストップされているのか、確認のために聞きたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

福島県市町村電源立地地域対策交付金のうち、昼曽根発電所及び畑川地区の高瀬川発電所の立地に関する水力発電施設周辺地域交付金分につきましては、震災前と同額程度の440万円が交付されております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。ありがとうございます。

現在、昼曽根発電所も畑川も多分、ストップしているんじゃないかと考えておりますけれども、この状況の中で、再開の見通しとか、そういうものは、やっぱり運転して幾らだと思えるんですね。ストップしたままで交付金だけくれというのはちょっと、私はいかななものかと考えておりますけれども、再開の見通しというのはいつ頃かということでお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

畑川地区の高瀬川発電所につきましては、令和2年7月に既に再開をしておりますが、昼曽根発電所につきましては、建屋等の一部につきまして国道114号の外縁部除染が実施されておりますが、取水口等の線量の関係で現在休止していると聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そうですか。なるべく帰還困難区域といえども、進捗率が遅いんじゃないかと私は思っています。というのは、前にも質問された議員がおりますけれども、大柿ダムの水力発電所を進めておきながら、同行政区の中で、昼曽根だけが遅れていると

いうのはちょっといかなものかなというふうに考えておりますので、なるべく東北電力に対して再開のめどをつけて大きくするようというような行政の指導をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農地の利用についてなんですが、町の至るところの、本当に農村地帯という感じじゃなくて、太陽光パネルが本当に景観を台なしにしているような、そういう感じを私はしておまして、この件についてご質問させていただきたいと思ひます。

再生可能エネルギーの太陽光パネルが農振地域、第1種農地ですよ、そこにばんばん立っているという状況について、町としてそれをどのようにして許可されたのか。農地を潰して、町の農業の振興はあり得ないだろうと私は思っていますので、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午後 1時04分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時05分）

○農林水産課長（金山信一君） 酒井・谷津田地区の農地に設置したメガソーラーにつきましては、酒井地区が帰還困難区域であること、谷津田地区は帰還困難区域に囲まれており、復興組合の設立もままならず、営農ビジョンの策定、営農再開支援事業等により取り組む体制をつくることができませんでした。当時の状況から、地元行政区の合意形成を受け、町が事業計画を受け入れたことから、関係機関との調整を実施した上で、復興整備計画に位置づけ、復興整備協議会に諮り許可を受けております。

農用地区域内農地については、農地法においては農地転用が原則できないものと規定されておりますが、復興を円滑かつ迅速に推進するために震災後制定された東日本大震災復興特別区域法により、町が策定した復興整備計画に位置づけられ復興整備協議会で同意を得られた事業については、農用地区域であっても特例的に転用が認められることになっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに細かい法律を私は存じておりませんけ

れども、やっぱり酒井とか谷津田の農地というのは、昔から田んぼが広がって、非常に町の中ではいい田園風景であったなど、そう思っています。高速道路から見ても、大堀のほうに行っても、もう田んぼがどこだか分からないし、将来、この人たちは田んぼをもう一度やるのかどうか。さらに、田んぼについて、どうやって将来営農していくんだろうと。

例えば、東京電力から来ますよね、「あなたは将来農業をやりますか、やらないか」と、「やります」と言っても、20年ほどの貸与期間があって、それを放ったらかしにするわけですよ。そうすると、そこにまた農業施設とか何かいろいろかかってくるわけですよ。だから、安易に農地を太陽光発電のためのパネル設置場所とするのではなくて、悩ましい問題ですけれども、あまりよくないなという感じでおりました。

さらに、農地の転用について農業委員会の果たした役割というのはどういう経緯だったのかということをお聞きしたいと思っています。

さらに、農業委員会そのものが、何か立地すると20年という契約、20年から30年という、土地の貸与契約があるんだろうと思いますけれども、本当に農業で再開、復興するんだという意欲があるのかどうか。太陽光に替わるものも本当は考えられるんですけれども、現状あなっていますから、私はこれについて農業委員会がどういうふうな経緯でやられたのかをお聞きしたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） 東日本大震災特別区域法による特例では、農地法の農地転用のほか、都市計画区域法の開発許可や保安林の開発許可等、事業に必要な各種手続を町が復興整備計画に位置づけ、その計画を国や県、市町村等で構成する復興整備協議会において同意を得ることで、ワンストップで処理できることになっております。

町が計画を策定するに当たり、農地転用に関わる案件については、農業委員会への事前説明を求めており、当該案件についても農業委員会は計画の説明を受けております。

なお、事業終了後の営農についてでございますけれども、太陽光の農地転用は恒久転用となるため、その後に関してはなかなかそこまでの議論はできていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 今の説明であれば、太陽光パネルを設置した

ところは永久に農地として認められないということは、例えば農地として外すとか、そういう考え方もできるのではないかと。結局、農家の人が太陽光で幾ばくかのお金を仮にもらったとしても、その農地は半永久的に使えないというのであれば、こんなの、私からするとでたらめだと思います。農業で復興したいと言っているじゃないですか、この町は。だけれども半永久的に農地が戻せないということになると、ま、それはおいおい考えていただきたいと思います。

やっぱりあれだけのパネルがあります。20年ぐらいしかもたないパネル。パネル設置業者も最近潰れております。ですから、その後の処理について、町はやっぱり設置業者に対して、条件付設置を認めたという形ならいいんですけども、いつかそういう、永久的だなんて、半永久的という言葉が出てくる以上は、どなたが撤去を求めて、本当に撤去してくれるかどうか、大変心配をしております。

それについて、どう考えているかお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） 議員おただしの売電終了後のパネル廃棄につきましては、廃棄物処理法により、太陽光発電設備の廃棄処理の責任は排出者である太陽光発電事業者と定められております。

また、令和4年4月1日施行、改正再エネ特措法施行規則により、廃棄費用等の積立てが義務化となり、本年の7月1日より積立てが開始となります。適用されるのは10キロワット以上の発電事業者のみとなっております。積立て方法は原則的に売電の費用から差し引かれる形で積立てされていきます。この積立て方式は、外部積立てと言われており、原則この方法が取られ、FIT買取り期間20年のうちの後半10年間で積立てします。積立て先については、国が指定する外部機関である電力広域的運営推進機関に預けられ、廃棄処理を行った際に返却される仕組みとなっております。

なお、谷津田地区及び酒井地区の太陽光発電設備については、法律の施行前でありましたが、資金計画の中で撤去費用を積み立てる内容になっていることを確認しております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 分かりました。それはそれでいいでしょう。

でも、今度は立野とか酒田とか、ああいうところに小さな太陽光のパネルが設置されております。そういう施設も今課長が述べられた積立ての対象になりますか。お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） 10キロ未満の太陽光発電設備に

つきましては、住宅用太陽光発電設備が大半を占めており、建物の解体と同時に撤去される場合が多いと想定されるため、再エネ特措法においては廃棄等費用についての定めがありませんが、経済産業省が策定した事業計画策定ガイドラインにおいては、適切な撤去及び処分の時期、方法並びに必要な費用を見込んだ事業計画を策定するように努めることが求められております。

なお、議員おただしの小規模な農地に設置される太陽光につきましては、ほぼ10キロワット以上の出力になっておりますので、積立ての義務が発生すると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 次が、大柿ダムの件なのですが、建設のために、規模の大きさというのは受益面積、農地の受益面積で大体決まってくるんだらうと私は思っております。このダムの償還が終わりましたよと、紺野榮重議員から、みんな苦勞して償還に励んできて、ようやく償還が終わったんだと。そこに今度は発電所ができるということでもありますけれども、受益者面積がどんどん減っている中において、幾ら震災、震災といえども、田んぼという農地をこれ以上潰すということは、私としてはあまり納得できない問題でありまして。

こうした受益者面積を減らすということ自体を、農業委員会や土地改良区がどのように感じているのか、考えているのか。太陽光で潰れましたから、もう受益者面積は要りませんよと言ったら、あれだけのダムは要らないわけですから。それについてお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

大柿ダムにつきましては、浪江町、旧小高町、双葉町の3町の農業用水の安定的な確保を目的として、昭和49年度に着工し、昭和63年度に完成したものとなり、当初の受益面積は約3,800ヘクタールとなっていました。ダム建設費用の償還に当たっては、当町でも受益面積に応じ、借入金の44.34%を負担し、本年度をもって償還が完了する見込みとなっております。

当初計画していた受益面積は、特に東日本大震災の発災以降、各市町の復興事業の進展に伴い、農地を活用した大規模太陽光発電事業や産業団地整備事業の実施により、徐々に減少しておりますが、受益農地を転用する場合には、地区除外申請と併せて転用決済金を徴収し、農地所有者との均衡を図っているところです。

償還が完了した場合であっても、土地利用と受益面積計画は容易

に変更できるものではなく、一定の面積を転用する場合には請戸川土地改良区の理事会または総代会を経なければならないと規定されております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今、その発言がありましたけれども、そう簡単に変更できないと言っておきながら、実際その受益面積である田んぼとか、そういうところが潰されているということは、誰の権限で、ちょっと法律的におかしい面があるんじゃないかと、私自身は考えています。

だから、受益者面積が減らせない、ダムの大きさが決まっている。そこに太陽光をぼんぼんつくっていく。そうすると受益者面積というか、20年、30年、使えませんか。

分かりました。そこのちょっと行き違いがあるような話になっていきますので、それはちょっと整理してください。

今度は、その大柿ダムのメンテナンス、償還が終わればメンテナンスの責任はこの町に来るんだろうと思いますが、交付金とかいろいろ使っていけばそれは可能だよ、メンテナンスとかそれは可能ですよという考え方もあるかと思いますが、国の財政が厳しい中で、いつまでも国が交付金をこの町にくれるということは、あまり考えていないんです。私は悲観的に考えています。

ですから、先ほど、大柿ダム、民間で造られて、この町にメリットがないのかと。新聞発表でも見れば、売上げの一部を土地改良区に渡して、受益者というか農家の負担を減らすんだというような報道も出ていたように記憶しておりますけれども、そうした将来的な維持経費、ランニングコストというものを、もう既に町当局としては計算されているのか、それをお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大柿ダムの維持管理経費についてお答えいたします。

農業用水を確保するためのダムの点検や各種農業施設のメンテナンス、維持管理については、請戸川土地改良区が実施しております。震災以前は農地面積に応じて受益者負担を求めていたところですが、現在は東京電力の賠償金により補填されていると伺っております。

しかしながら、恒久的に賠償請求が確約されているものではないため、今後は農地、受益面積に応じまして、負担を求めていくことも含めて検討すると聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） なかなか農業でまちづくりをするというのは難しいお話であることは間違いないと思う。ただ、100年後の農業、この町の礎となる農業が維持できるようにするためには、今からそういう準備、半永久的に土地が戻ってこないようなやり方はやめたほうがいいんじゃないかと私は思っています。

区についても安易に、行政区から話があったとか、農家から話があったといえども、それを認めてしまうと、ダムの存在が、水利権の問題もあるわけですから、そういう問題がどこかに飛んでしまう可能性もあります。

そして、この震災以降、この町は何で復興するかと、まず第一に農業だと言ってきたじゃないですか。ですから、しつこいようですけれども、そういうことをしっかり考えていただきたいと思ひますし、皆さんでよくお話をさせていただきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

環境ホルモンと農薬についてなんですけれども、何度か質問はさせていただいておりますけれども、こうした環境ホルモンについての所見の資料等を集めたり、検討された記憶がございますか。お聞かせください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 環境ホルモンについてお答えいたします。

以前、議員からもご質問いただいて、内部でも確認したところです。内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンは、現在環境省などにおいて研究、評価が行われていることは承知しておりますが、国からの承認を得ている薬剤の使用に限られている現在の農業行政の中で、特段、それ以上の資料の収集や検討を行ってはおりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 前にも棚塩の町営牧場の牛の放尿とか、流出水の女性ホルモン、これが海に流れるという話をさせていただきました。今度は、葛尾の大規模牧場とか都路の大規模牧場が計画、実施されておりますけれども、そこからは排水が高瀬川を通して流れてくるわけですね。そうすると、生物界は雌雄同一というのもありますけれども、ほとんど微生物を除いて雌雄に分かれて存在しているわけですね。そうすると、環境ホルモンの中で女性ホルモンというか、動物の雌のホルモンが、やっぱり排水と共に川に流れてくるので、生態が大きく変化するのではないのかなと考えています。

それだけ大量の汚水排水が、ま、汚水は流さないんだらうけれど

も、排水となって浄化槽から流れてくるわけですから、そうすると、雄と雌に分かれた生物、生態が崩されてしまうと。さらに、海に行けば、やっぱり雌雄同一ならいいんですが、例えばアワビとか、その他、雌雄分かれているものがありますが、産卵できなくなっちゃう。雌化しちゃって。そのうち、このまま放っておいたらそういう問題も提起されてくるんだらうと私は思っていますので、よく検証と検討をして勉強していただきたいと思います。それについてご意見をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

棚塩で建設中の大規模酪農復興牧場の排水に関しましては、水質汚濁防止法の基準にのっとり処理されるものでございます。

議員おただしの環境ホルモンに関しては、通常酪農において特段の内分泌攪乱化学物質を使用していることはありませんので、牧場を起源とする河川環境汚染はないと考えております。

また、請戸近海において、アワビが分類される巻き貝については、ツブ貝が主に水揚げされますが、前述のとおり、復興牧場から環境ホルモンが排出されませんので、海への影響はないものと理解しております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今の発言では、あまり心配はしていないんだというお話でしたけれども、どうしても雄が雌化してしまうという、そういう環境の生態がありますので、単純に目で見れば分かるという問題じゃないんで、やっぱり水質を常に町としては上流から流れてくるもの、そういうものを一つの組織で管理していくという方法も必要ではないのかなと、こう思っています。これについては、宿題としてこれから検討していただきたいなと思います。

続いて、この町では、ネオニコチノイドの農薬系の農薬を使っていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

町内において、水稻の出穂後にネオニコチノイド系の農薬が使用されていることを確認しております。具体的には、JAや集約営農組織等において、無人マルチローター等を用いた斑点米カメムシ防除において薬剤が散布されております。

また、昨年度の栽培日誌では、田植時に使用する箱施用剤にもネオニコチノイド系の成分が含まれており、今年度も同様に一部の水田では使用されていたと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） なぜネオニコチノイド系の農薬がいけないかという、テレビでも見たんですが、島根県の宍道湖、生態系が完全に狂ってしまって生物が1割まで減ってしまったと。

それと、私たちは皆さん知っていると思うんですが、昔から比べたらトンボもいない、川に行くと魚もいない、メダカもいない、川の生態系がもう既に狂っているわけです。何か変だなと。昔、川に行くとザリガニを取ったり、いろいろやってきたじゃないですか。それが、ふと気づいたら、ニコチノイド系の農薬が全部生態系を破壊したというのが分かってきている。

それで、これもうやめにしませんか。行政指導しませんか。そして、ニコチノイド系を使った宍道湖のこれが壊されてしまった。私たちの町の川の生物もほとんどいなくなってきました。これ全部この農薬。

佐渡では、ニコチノイド系の農薬は一切使いませんという宣言をしました。これはなぜかというときがあるから。トキの餌となる生物が減れば、せっかく増殖したものがいなくなってしまう。ここにトキはいませんよ。もらってきて放すというなら町長にお願いしますけれども。

でも、その中で、私たちが住んでいたこの自然が、自然あふれる町とか、そういうことはもう言えない。本当に川に行ってください。魚なんかいませんよ、ほとんど。ブラックバスぐらいしか。小さな昆虫、水生生物はほとんど昔と違って、いません。

ですから、このニコチノイド系の農薬はもう少しあちこち勉強して、この町では使わせないんだ、そういう宣言できませんか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

食の安全性の社会的な関心が高まる中、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底が推進されており、生態系等への影響が出ないよう、県農業普及所やJAの普及員などによる適正な指導が行われております。

ネオニコチノイド系を含む殺虫剤の航空防除が実施される場合は、所管の家畜保健衛生所から関係機関への情報共有を行っております。町といたしましても、農薬危害防止運動啓発ポスターを掲示するなど、引き続き農業者の農薬の適正使用の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） この農薬は神経毒です。少ないものでもやっぱり人体に影響が出てきます。今、農協とかそういうお話をされましたけれども、多分、三菱何とかという会社とJAもそうですが、正しい知見が出せないんです。それをうのみにして、メーカーが出してきたものだから間違いないという判断は、私はおかしいと思う。疑ってかかるべきだと。

ですから、もしお時間があれば、宍道湖に行ってみたり、いろいろネオニコチノイド系で生態系が狂って始まったところ、そういう先進地と言ったらおかしいんですが、ぜひとも農林水産課では見に行ってきてください。どんなかと話を聞いてきてください。これは宿題として皆さんお持ちください。そして、この政策に少しでも生かしていただければありがたいなど、そう考えております。

次の質問に移ります。

前に隈研吾さんの説明のときに、建設課長、駅の橋上化を私はちょっとお願いした経緯があります。今度、やっぱり町長とか副町長のご尽力によって、研究機構がこの浪江に立地するという運びになりました。駅の東西がこれから発展する。それに向けて一丸となって皆さんが努力されていることには敬意を表しますが、私はどうしても機構の人たちが切符を買いに東に来て、また戻っていくようなやり方じゃなくて、本宮もそうですけれども安達もそうです。もう橋上駅化、今は東西から自由に入出入りするような橋上駅化を図っているところが非常に多いんですよ。

要するに東西のバランスの取れた発展、切符を買うとき、お互いに五分だよねというような形で進められておりますけれども、せっかく東西の通路をつくるわけですから、そこに併せてつくるという考えはありませんか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員の質問にお答えをさせていただきます。

浪江駅周辺整備事業において、東西の自由通路の整備を今進めておりますが、あわせて駅舎の整備についても、建て替えについても、やはりJR東日本水戸支社と協議を行っているところであります。

当然、先ほど来から機構について様々なお答えをしておりますが、佐々木議員のご指摘は当然至極に存じますが、ただいま駅舎の工事につきましても、現行の地平駅と新しく橋上駅にするかということで、利便性、そして費用の観点から、水戸支社と積極的に協議をし

ているところであります。

どうかこの質問にあっては、橋上にするというようなお答えはできませんが、質問の趣旨を踏まえて我々も協議を進めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そうすると、大変いいご発言なんです。やはり東西は私も子供のときから西側の人、大堀とか樋渡や酒井の東、行きはずっと遠くから回って東まで来て、そこで切符を買って、また階段を上っていくわけですよ。今度の駅の東西通路には、エレベーターが2機、東西にあるわけですよ。計画としては。

ということは、そこまでしていただけるのであれば、この際、やっちゃおう。金かかっても、もう百年の計とか、町が復興するためにはこれが必要だと、復興庁に町長、1回行ってお願いしてきたらいかがですか。こういうの、ちょっとお金がかかるんだけど、どうせやるならJR東日本とお話するなら、一緒にやらないかとか、そういう考えで進めていただければと思っています。

答弁は要りません。町長の答弁で十分だと思っています。

私が今、別宅を持っているのが酒田です。この間、お猿さんが夏場、出てきまして、畑からスイカを持ってきて、私の庭で食べています。去年は30頭そこそこだったんですが、もう50頭近いお猿がいます。ですから室原地区、荊野地区、全体に今、猿の被害、この間は元のオンフルル辺りにもおりましたから、大堀のほうにも猿が行っているのではないかと。

そういうことで、駆除する計画、もう一つ質問にはあるんですが、前の答弁では、県と管理計画について話し合っ、どのぐらい駆除するかという話もあったかと思えます。私は山麓線と言われる沢上から小高に抜ける道路から東に出てきたものは山に戻そうと思っても戻ることはできません。人間の食べ物を覚えた、餌の在りかも覚えた。そして、中に入っていけば、今度は別の群れの猿と戦争になるわけです。ということは生きていけなくなっている、今。

でも、やっぱり駆除しないと。ということで、どのように管理計画でどのぐらい、何頭ぐらい駆除するのか。それをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

町内の猿の出没情報については、職員によるテレメトリー調査により随時把握しているところです。町内の猿の群れは、大きなもので南相馬市小高区との市町境付近に出没している川房群約130頭、県道35号線付近に出没している山麓群約100頭の生息を確認してお

り、その他小規模な群れも確認されております。

町では国の事業を活用して令和3年度より、特に生活への被害を発生させている川房群を対象としたニホンザル管理対策事業を実施しています。令和3年度は12頭を捕獲し、今年度は50頭の捕獲を計画しています。8月末現在までに6頭を捕獲しております。

引き続き目標頭数の捕獲を進めるとともに、帰還された町民の皆様が安心して暮らせる環境整備に取り組んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 50頭というお話でした。ぜひ1日も早くその50頭を捕らまえて駆除していただきたいと、こう思っています。

というのは、夏場このくそ暑いときに戸を開けておけない。必ず戸が少しでも開いていると入ってきています。隣の家ではもう既に瓦を剥がされて下にぶん投げてくるとか。あと家庭菜園、せっかく帰還されて、小さな畑をつくろうかなと言って、この間スイカ、トウモロコシ、もうお猿が全部食べてしまいました。だから、こういうものをのさばらせておく必要はないんですよ。もう人間社会に入ったら、もう人間を怖がらないんです。

今、駆除隊の人とか、私は自分で花火を買ってばんばんやっていますけれども、それだってお尻をかいて笑っているぐらいですよ。それだけもう人間をばかにしてしまっている。その中で、管理計画とか、そんなの私は聞いていられないんですよ。危なくて、外を子供が歩けない。年寄りの特に女の人も歩けないんですよ、正直言って、怖くて。

会津のほうでは畑仕事をしていたら、熊が襲いかかってかじられたとかいう話が時々新聞に出ています。私たち、特に荊野村全体においては、猿の被害がいろいろあるんだろうと思います。だから、果樹も作れないし、花も作れない、家庭菜園も無理。これで帰ってきて、豊かなふるさとと言われても、私はふざけんなと思っていた。

ですから、山麓線を超えて浜に向かった一団は、まず駆除すべきだと。全て。そういうふうに考えておりますけれども、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

猿は、ニホンザルに関しましては、狩猟対象となっておらず、逐次管理計画に基づいて個体調整を実施しているところです。無差別な捕獲をすると、群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、計画的に捕獲を実施していくこととしております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○ 8 番（佐々木 茂君） 今の答弁では、群れが分散してという話ですよ。分散しようがしまいが、駆除しなくちゃなんのですよ。だって、今、誰も県とか国が管理計画をつくりましたと、現地に来て見ている人ばかりじゃないですか。だって、私らが被害を受けたとしても、戸を開けられて中に入ってぐちゃぐちゃにされていても、畑を荒らされても、賠償してもらえないんですよ。石をぶつけたら、動物愛護法違反とか、そういうふうに私らは捉えられるんですよ。

私は、この町で猿は要らないと、イノシシも要らないと、ハクビシンもアライグマも要らない。そのぐらいの気持ちでやっていただかないと、被害がどんどん出ます。賠償はしません、被害を受けました、残念でしたね、運が悪いですね、これで終わりにしないでほしいと思います。

ですから、先ほども銃砲等の所持者を役場の職員にどうですかという話もあるようですけれども、鉄砲を撃つために役場に職員が入ったわけではないので、そこまで私は申し上げないけれども、まあ、一人、二人、三人、職員の中で銃砲等の所持、許可証を取っていただきたいなというのが一つの希望です。

ただ、いつまでもぶん投げておくわけにはいかんのですよ。庭にお昼などほとんど猿がいて、家の中でこうしてテレビ見ている人をうかがっているわけですよ、何かないかと。これは皆さんだって分かっているし、経験しているはずなんですよ。

ですから、やっぱりこの町としては好ましくない野生動物についてはきちんと駆除して、管理計画を早くつくって駆除していくと。県なんか何を言ったって構わない、町で決めればいい。決めれるはずなんです。ですから、頑張りましょう。よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、午後2時まで休憩いたします。
(午後 1時44分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 2時00分)

◇ 小 澤 英 之 君

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君の質問を許可します。

5番、小澤英之君。

[5番 小澤英之君登壇]

○5番（小澤英之君） 5番、小澤英之です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、質問方法としては、通告書に記載のとおり、一括質問方式で行います。よろしくお願いたします。

質問事項については、大きく4項目であります。1つは選挙について、2つ目は特定復興再生拠点区域における町道の整備（維持・管理）について、3点目、花卉の産地化に向けた取組について、最後に、企業誘致の推進についてであります。

それでは、具体的に質問をさせていただきます。

初めに、1、選挙についてにおける（1）町長選挙についてであります。

さきに行われました町長選挙においては、6月22日告示、7月10日投票の日程で、全国的に見ても異例である18日間の期間で行われました。結果として投票率が49.43%、ちなみに男子が50.03%、女性が49.43%となり、前回平成30年の選挙の投票率が43.08%であったことから、6.35ポイントの増加となりました。

そこで、今回の町長選挙における選挙管理委員会としての選挙の総括の内容についてお尋ねしたいと思います。

次に、（2）の復興住宅における投票についてであります。

さきの6月開催の議会での一般質問において、復興住宅における投票について、検討してくるといふような旨の回答がありました。その結果についてお尋ねしたいと思います。

それから、次に、大きい項目2の特定復興再生拠点区域における町道の整備（維持・管理）についての質問に入ります。

特定復興再生拠点区域、室原、末森、津島の3地区の661ヘクタールについて、来年令和5年の春の避難指示解除に向けて、先般9月1日より準備宿泊が開始され、あわせて立入り規制が緩和されたというふうなことで、今後は通行が多くなると予想されます。したがって、事故防止の観点からも道路の整備が急がれると思われれます。そこで、2点についてお尋ねをいたします。

①道路、側溝の現状について、どの程度把握しているか。また、現状把握が終わっているとすれば、その整備計画が作成されているかの説明をお願いしたいと思います。

それから、②のほうで、道路の維持管理については、常日頃パトロールで把握するというものが必要であるというふうに考えます。

したがいまして、現行はどういうようになっているか、その説明をお願いします。

それから、次に、大きい項目3、花きの産地化に向けた取組についての質問に入ります。

浪江町は花き生産農家が増えておりまして、注目されてきております。昨年開催されました東京オリンピックでメダリストに送られたビクトリーブーケにも県産としての町内の花き農家のトルコギキョウも使われました。また、花き農家として町内で就農したいというふうな問合せも多くあると聞いております。

そこで、浪江町の今後の農業の一つとして、花きの産地として育てていく取組が必要であると考えます。次の3点についてお尋ねします。

1つは、花き農家は何件あるのか。また、経営形態や震災後に新規就農した方などの内訳はどのようになっているのか。

それから、②として、花き農家を増やすため、就農希望者の受入れ体制、就農に向けた情報発信、支援策について、現在どのようになっているのか。

それから、③として、さらなる産地化を目指すべきと考えますが、町としてのさらなる支援に取り組む考えはあるのかどうか。

以上3点です。

それから、最後の質問になりますが、4、企業誘致の推進についてであります。

若い世代の人口を増やしていくためには、企業誘致により魅力ある雇用の場をつくっていくことが極めて重要であると考えます。町長も就任のインタビューにおいて、「民間などの投資が活性化してこそ、復興のエネルギーが強くなる。浪江町にどうすれば投資してくれるのかをしっかりと考えていく」、そのように発言されております。

そこで、町長は企業誘致の推進について、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

以上、最初の質問を終了いたします。回答をよろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

町長。

○町長（吉田栄光君） 小澤英之議員の質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、これからの浪江町を担う若い世代に関心を持ってもらうことが重要であると考えております。

企業誘致は様々な施策の中でも重要なものの一つと、私は捉えて

おります。震災から11年が経過しましたが、今後も中長期的にわたる復興を成し遂げていくには、目の前の課題への支出だけではなく、将来の町への投資の視点を大切にしていまいりたいと考えております。

この投資におきましては、行政の投資にとどまらず、民間の投資が活性化することで、民間企業や町民がしっかりと地域に根づき、持続可能な町を実現できるものと考えております。

町発展にとって、それを成し得る企業誘致は重要な取組でありますので、国、県、町からの各種補助制度や税制優遇に加え、立地及び操業への支援や、各課横断で行っていかねなければならないと思っております。暮らしやすい町内環境づくり、移住定住施策の推進など、多角的な取組により、企業が投資しやすい環境をつくってまいります。

一方で、私自身、これまで県会議員として培った経験とネットワークを生かして、現状を全て把握した後は、積極的に企業にアプローチするトップセールスを進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（横山秀樹君） それでは、町長選挙総括についてのご質問にお答えいたします。

今回の浪江町長選挙につきましては、原発避難の状況下にあることを踏まえまして、有権者の利便性と投票機会の確保を図ることを目的に、その日程を参議院議員選挙の公示日、投票日に合わせ、18日間といたしました。

また、投票に関しましては、選挙公報等により、期日前投票所や当日投票所の場所、受付時間、避難先で投票できる不在者投票制度の周知を図りますとともに、町ホームページのほか、浪江ちゃんねるなどSNS等によります啓発活動も実施しております。

これら取組の成果によりまして、議員ご指摘のとおり、投票率が6.35ポイント上昇、投票率の上昇につながったものと考えております。

続きまして、復興住宅における投票についての質問にお答えいたします。

以前は、復興公営住宅の集会所を投票所として利用していたこともありまして、これによる対応も検討しておりましたが、浪江町民以外の方も多く入居している状況から、これを浪江町単独の投票所として確保するのは難しいこと、駐車スペースの確保が難しいことなどから、現在の投票所に至っている経緯がございます。

また、投票所への臨時往復バス等の運行も検討いたしましたが、復興公営住宅は県内各地に多数ありまして、移動手段の確保が難し

く、過去の利用実績も少なかったことから、避難先の市町村で投票ができる不在者投票制度の利用を推進してきました。

しかしながら、復興公営住宅には高齢者の方も多く、移動自体が負担となる方も多いことから、投票機会を確保するための手段として、移動投票所の設置も有効と考えており、導入の方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 続いて、大きな2番、特定復興再生拠点区域における町道の整備についての①道路、側溝の現状についてどの程度把握しているか、整備計画は作成しているかのご質問にお答えをいたします。

住民の方からご要望、ご連絡があった箇所や、パトロールにより道路の損傷が確認された箇所については、確認をして対応しております。

また、このたび特定復興拠点区域の立入り制限が緩和されたことから、住民の方からのご要望、ご連絡などがありましたら、調査の上、対応させていただきます。

また、整備計画は特に策定をしておりませんが、該当箇所のリスト化をしまして、計画的に対応をしているところでございます。

続いて、②道路の通常のパトロールの件等のご質問でございます。

町内全域を6ブロックに分けて、2週間に一度定期パトロールを実施しております。その中で、帰還困難区域内のパトロールも実施しております。

また、当課においては職員が現場などへの町内移動の際もパトロールの一環としまして、道路の状況等を見ながら移動をしており、異常があれば担当に伝達して、補修につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大きい3番、花きの産地化に向けた取組について、①花き農家は何件あるのか、また、経営形態や震災後に新規就農した方などの内訳はどのようになっているかについてお答えします。

町内の花き農家の数については、2つの法人を含んで12経営体でございます。品目別では、切り花農家が9経営体、花木農家が3経営体となっております。

また、就農の状況についてですが、震災前から花き生産に取り組んでいる方が1経営体、震災後に花き農家となった経営体は11あり

ます。うち認定新規就農者は4経営体となっております。

続きまして、花き農家を増やすため、就農希望者の受入れ体制、就農に向けた情報発信、支援策は現在どのようになっているかについてお答えいたします。

新規就農者の受入れ体制については、令和2年度に福島県の新規就農者の研修期間として、特定非営利活動法人J i nさんが認定を受けております。認定後、令和3年度から研修受入れ農家として登録しており、長期的な研修のほか、短期的な農業体験なども受け入れていただいております。研修実績については令和3年度1件、今年度研修中1件でございます。

次に、就農に向けた情報発信については、農業PR事業により、新たな農業の担い手確保のため、浪江町フラワープロジェクトとして、町農業を発信するウェブサイトや、SNSによる支援制度及び就農者の生の声を発信しております。そのほかにも新規就農、法人参入を検討している方向けのパンフレットの作成、県内外における移住・就農イベントへの出展など、花き栽培に限らず新たな農業担い手の確保に向けた取組を行っております。

次に、新規就農者への支援策については、国、県による新規就農者への支援制度に加え、町独自の農業担い手確保事業を創設し、収入補填、家賃補助の支援を行っております。さらに、認定新規就農者の経営開始時の自己資金の負担軽減や、経営発展に必要な設備投資への支援を行っております。

続きまして、③さらなる産地化を目指すべきと考えるが、町としてさらなる支援に取り組む考えはあるのかについてお答えします。

さらなる産地化に向けての支援については、花き農家の皆様からご要望をいただいているところでございます。

具体的には、就農希望者が技術を習得するための農業研修施設の整備などがございます。浪江町内で花き農家として就農したいという問合せも増えてきていることから、新たな担い手の確保や品質の向上について、花き農家の皆様と意見交換を重ね、他自治体の事例も参考にしながらさらなる産地化に向けた支援策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、選挙の復興住宅関係について、今、移動の投票について前向きに検討するというふうな回答がありました。この件で、来月県議の補選及び知事選があるわけなんです、ここからの対応を検討

されているのか、お答えをお願いしたいと思います。

それから、2の道路等の現状把握等についてでありますけれども、パトロールについてですが、6ブロックに分けて2週間に1回巡回していると、パトロールしているよというふうなことですけれども、これはちょっと趣旨がどうなのかなんですが、今、防犯見守り隊が毎日移動というか、パトロールされているわけです。防犯とこの道路パトロールはすぐにはリンクしないんですが、ただ、そういった見直しをして、その防犯見守り隊の業務の一環にその道路のパトロールも含めるといふような考えができるかどうか併せて、ここは回答をお願いしたいと思います。

それから、3点目、花きの産地化の関係ですけれども、研修関係が、今のお話ですと、J i nさんのほうでやられていると、ただ、かなり増えてきているので、負担が大きくないのかなと、ですから、もう少し研修をするに当たって、何らかの形を取っていったほうがいいのかというふうに思いますので、その辺の回答をお願いしたいなというふうに思います。

あと、最後の企業誘致関係は、再質問ではないんですが、町長のほうからトップセールスで今後やられるというふうなことなので、これはぜひ進めていっていただきたいと、そうすることによって町、町民全体の部分で豊かになっていくのかなと思いますので、その辺はよろしくお願いしたい。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） 選挙管理委員会書記長。
- 選挙管理委員会書記長（横山秀樹君） 選挙の移動投票所の件でございますが、こちらのほう、予算措置もしておりまして、今回の知事選及び県議補選のほうから導入をしていきたいと考えております。
- 議長（佐々木恵寿君） 建設課長。
- 建設課長（戸浪義勝君） 2つ目の再質問のパトロールの趣旨でございます。こちらにつきましては、通常の道路の破損状況とか、あとは支障木の関係の確認を行いまして、通行が安全にできるようにということで道路のパトロールをしているところでございます。
以上です。
- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。
- 総務課長（横山秀樹君） 見守り隊による道路パトロールの件でございますけれども、見守り隊のほうでも防犯のパトロールではございますが、併せて道路関係で損傷とかあった場合には報告をいただいておりますところでございます。
- 議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 花卉の産地化に向けた新規就農者のさらなる対応ということですが、今年度、実際初めて出荷に至った農家さんがいらっしゃいまして、その初めての単価に関しまして、かなり高い値段をつけていただいたということを聞いております。

これは、ひいては浪江町が産地としてかなり市場で認められているのではないかなと考えております。

J i nさんの集中的な負担ということになりますけれども、こちらは、私たちも課題として捉えておりまして、J i nさんも、やっぱり商品を大事に育てているわけですし、そこを研修生にどれだけ関わらせることができるかというところもなかなか悩ましいところはあると聞いています。

町といたしましては、J i nさんをはじめ、またほかの花生産者についても研修受入れ農家として認定を受けていただけるように支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再々質問はございません。以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で5番小澤英之君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで14時40分まで休憩します。
(午後 2時23分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 2時40分)

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って質問させていただきます。

質問の方式は、一問一答方式でよろしく申し上げます。

質問の前に、吉田栄光町長におかれましては、先だっの町長選挙、大多数の町民の指示を得て就任なされました。本当におめでとうございます。

また、福島国際研究教育機構の立地が9月16日に正式決定されるというような情報も入ってきておりまして、本当に前途洋々なスタートを切れたのかなというふうにしております。

吉田数博町長も大変な激務をこなしてきました。浪江町長というのは、こういった体力が勝負になってくるというふうに私も感じておりますので、ぜひ新町長には、体には十分注意なされまして浪江のために頑張ってくださいと思います。

それでは、質問に入ります。

今回は、1番目が浪江町復興計画について、2番目が浪江町の復興牧場について、3番目は、浪江町の産業団地について、4つ目は、浪江駅周辺整備計画について、最後に、福島国際研究教育機構について質問させていただきます。

まず、1番目の浪江町復興計画（第3次）についてですが、この本計画というのは、町の最上位計画というふうにならわっております。計画策定の目的の1丁目1番地というのは、持続可能なまちづくりを目指すというふうに書かれておられます。浪江町を持続可能な町にするために、その中の最重要項目は何か具体的にお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊泰彦議員の質問にお答えいたします。

その前に、身に余る激励をいただきました。感謝を申し上げたいと思います。

それでは、お答えします。

持続可能なまちづくりにつきましては、これまで引き継がれた浪江町の歴史、避難されている方々の思いに応え、帰還できる環境を整備すること。これからの町を担う子供たちが希望を持てるまちづくりを進め、次の世代にバトンをしっかりとつないでいくこと。そして、住んでみたい魅力的なまちづくりを目指し、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」という復興の理念を掲げ、進んでいくことが重要であります。

また、医療福祉の充実、高等教育を含めた教育機関の充実、農林水産業の再生や企業誘致など新しい産業の発展、帰還困難区域の再生、浪江駅周辺など中心市街地の再生が必要であります。

加えて、行政が持続可能にするには、まちの財政についても重要であります。財政については、健全化を持続し、堅持していくことも加えさせていただきます。

これら最重要課題として今後取り組んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今町長がおっしゃったとおり「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」というのが、やっぱり理念だと思っています。

ただ、持続可能な町を残すためには、どうしても人口が必要だというのは、皆さん同じ考えではないかというふうに思っております。震災前2万1,500人いた人口が、今、登録が1万6,400人と、現在浪江に定住している方が約1,600人ということであります。

今後、いろいろな努力をしながら帰還困難区域の解除というふうなことになるんだと思いますが、仮にこれが全ての帰還困難区域が解除されたとして、じゃ果たして浪江町民が何人上乗せできるか、非常に、すなわち、1回もう避難指示解除、一応行っています。それで戻っているのが、今、要するに定住人口が1,600、帰還困難区域が全部解除になったとして、果たしてこれを1,600人ぐらい戻ってくるのかというのは、相当不安があるなと思っています。

その中で、復興計画の中の将来の人口の目標として、令和17年度に約8,000人の目標人口を掲げています。この目標を達成するためには、どのような方法で定住人口の増加を考えているのか、また、人口増加のイメージ、推移値、そんなものをどんなふうにイメージしているかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

目標としている8,000人の人口達成のためには、浪江町へ帰還していただけるように震災前のふるさとを再生させる取組とともに、新たな住民を増やす交流人口の拡大、移住施策等の取組の両輪で進めていくことが必要であると考えております。

人口増加のイメージにつきましては、年度ごとに目標値等は定めておりませんが、復興のステージ、そして企業進出など様々な要因がその時々での推進力となり、年々人口が増加していくものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今企画財政課長の中で、具体的なイメージがないんだと、目標値がないんだというふうになってはいますが、持続可能なまちづくり、要するに持続可能な浪江町を残すためには、将来人口の8,000人という、この数字の捉え方なんですけれども、いろんな意味で、この8,000人という数字がどういう形で出てきたというのは、この復興計画の中に、まち・ひと・しごと創生浪江人口ビジョンの中に載っているんですけれども、それを見ると、やはりただ漠然といろんなことを考えながらやって、じゃ、果たしてこの目

標に達成できるかというのは、それほど甘くないはずなんです。

やっぱりそれなりに、年度内にこういう事業がある、こういう事業がある、こういった形で人口が増えていく、このぐらいの施策をすればこのぐらいになっていくという、ある程度企画財政課のほうで想定してやらないと、ただ書いた数字だけになってしまうような気がすんですけれども、ましてや、今、人口といっても、定住人口が人口ですし、関係人口も人口、それと、いろんな外から来るのももちろん人口、そういったものを全部重ね合わせて8,000人というふうに考えているのか、それとも定住人口だけで8,000人と考えているのか、ちょっとその辺の考え、企画財政課長にお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

浪江町人口ビジョンの中では、帰還する人口が大体6,000人余りということで推定されております。そのほかに廃炉事業などの新産業に従事する方で町内に住む方が1,500人と想定して、おおよそ8,000人というふうな形で想定しておりますので、イメージとしましては、帰還される人口の方6,000人余り、移住など新産業で移住してこられる方が1,500人ということでイメージをしております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） この復興計画（第3次）は、制定されたのが令和3年3月、もう1年ちょっと前になるはずなんですけど、ちょっと今、このところをおいておいて、ちょっと3番目の話をしたいんですけども、計画の進行管理において、PDCAのサイクルによる進行管理をしますよと、それと、庁内、要するに庁舎内で計画の評価を定期的実施しますよと、町民や有識者を交えた組織で進行管理し、評価と結果を踏まえながら改善を行うことになっています。

この辺ちょっと承知していると思うんですが、それでは、現時点で、進行状況は、町はどのように評価しているんですか。

それと、もう一点が、改善点がないのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

現時点におきましては、令和3年度の決算と主要な施策の成果を基に進行状況等について評価を実施し、重点化、加速化等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、現在、評価の基準やその進め方について検討を始めたところでございます。

議員おただしの町民の皆様や有識者等を交えた組織での進行管理

につきましては、定期的な内部評価を実施した後に、組織体制、進行管理の手法等について具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 要は、復興計画の、これは、そのときには吉田数博町長宛てになっているんですけども、その中に、適切な施策の評価、検証を行うとともに必要に応じて計画の見直しを図られたいと、その進捗については、分かりやすく情報提供するというふうに書かれています。

なぜ今回この復興計画についてちょっとお話ししたかというところ、このときの状況がちょっといろいろ変わってきている、要するに復興計画をつくった1年前と現状がちょっと変わってきている、その中で、この復興計画の、要するに、今、いろんところで、これから質問しますけれども、例えば復興牧場だとか、産業団地の誘致、それと駅周辺計画、それと国際教育機構と、いろんなレイヤーを今各課でいろいろ施策をつくったりして、進めています。

ところが、やっぱりレイヤーはあくまでレイヤーであって、レイヤーを全部集めて、要するに重ね合わせて一つの図面にするという部署がないと、今みたいになっちゃうんですよ。目標もない、じゃ、国際教育機構の誘致と、じゃ、駅前中心市街地の開発がどんなふうな重ね方をして、どんなふう人口増加の中に持っていけるかというのは、これ各部署でやっていけばなかなか連動しないと思うんです。

ここはちょっと町長にお聞きしたいところなんですけど、今、こういった形になってきて、復興計画に取りあえず改善点が見つかる、その中で、やっぱり各部署でこれだけの大事業をやっていて、全体を見る、要するに戦略チームといたらおかしいものですけども、そういったものがそろそろ必要なのではないかと思うんですけども、ちょっと突然の質問で申し訳ないですけども、町長の考えがあれば。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 今のそれぞれの復興施策、事業について、総合的に監督管理をして、振興含めたものを管理すべき部署が必要ではないかという意味の質問かと思いますが、今、当町においては、先ほど来ご質問がある国際研究教育機構のご申請をいただいて、今月16日には、国のほうで明確な答えが出るというような状況の中でのご質問、議会の開会でありますから、当然今後進めていこうという

ものに対しては、非常に職員間でも当町の職員の全員の総力を挙げて進めていくような事業が今後山積をしているものと思っております。

ただいまの質問を踏まえながら、私、町長に就任してそのような職員の体制についても今後検討すべきと思っているところであります。時間をかけずにできること、そして、時間をかけて一定程度今の職員の体制についても見るべきところもありますので、この辺については町長としてしっかり庁舎内の、そして様々な復興施策の振興などを鑑みながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） やっぱり今から6年、7年前ですか、浪江町に帰還するんだというときに、帰庁準備室というのができまして、帰還に向けて整備をしていく、そういった課があったと。

今回、一生懸命みんなで、もちろん執行部もそうですが、職員の方もそうですが、今復興に向けて本当に大きな帰路に立たされている場面だと思うんです。

やっぱりここに復興計画の一番最初に、持続可能なまちづくりというふうに書いてあるわけですから、これがなければ復興はないと思っていと思うんですよ。

そういった中で、これだけの大事業が今目白押し、これからずっと質問していきますけれども、大事業が目白押しになっているので、やっぱり各課もその事業を成功させる、要するに実現に向けてというだけで手いっぱいだと思うんですよ。

やっぱり一つの戦略室があって、どんなところの部署のものを重ね合わせながら将来のまちづくりに連動させていくような部署がないと、全部単独事業でいったんでは、その効果がなくなってしまうような気がするんで、ぜひゆっくり考えになっていただいて、いい方向に持っていただきたいと思います。

その中で、各レイヤーについての質問をしますが、まず、1番目は浪江町の復興牧場です。

復興計画の目標人口を達成するためには、農林水産課が中心となっている浪江町復興牧場、ちょっと名前が最近横文字になってきたみたいなんですけれども、シャインコーストファームという名前になったそうなんです、これを成功に導くかどうかというのも一つの大きな肝になるかと思えます。

そこで、質問なんです、総事業費が約100億円、敷地面積が約24ヘクタール、施設面積が5ヘクタールで、令和6年度の末に建築工事が終わると、令和7年度の当初から乳牛の導入の見込みと、そ

して、なおかつこれ公設民営の牧場事業でありまして、この辺、今、町で把握しているとは思いますが、計画の進捗状況をちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

大規模酪農復興牧場整備事業は令和3年度から測量、土質調査、造成設計、伐採業務、建築設計業務に着手し、測量、土質調査、造成設計について完了してございます。

令和4年度には伐採処分業務、造成設計積算業務に着手しております。また、行政手続として開発行為許可申請、農地転用許可申請を行い、本年の6月に許可を得たところです。

事業については概ね順調に進捗しており、牧場の供用開始は令和7年度中となる見込となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 飼育頭数は、町のホームページに書いてあるんですけども、乳牛の経産牛で1,300頭、搾乳素牛が80頭、肥育素牛が700頭、合計すると2,080頭となるんですが、この辺の計画の変更は今のところないんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

飼養頭数につきましては、当初の計画どおり乳用経産牛1,300頭、搾乳素牛80頭、肥育素牛700頭となっております。

雇用につきましては、AIやIoTの技術を活用した最新鋭の設備を導入していく計画ですが、震災により畜産経営を断念した地元畜産農家を含め、25から30名の周年雇用を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと雇用についてまだ質問していなかったんですけども、多分答弁がずっとそう書いてあったのかと思うんですけども、雇用の件に関しては、ここに書いてあるように、最先端のAI、IoT技術、ロボットロータリーパーラーとか、バイオガスプラントまで入ってきているんですけども、これ今でいう最先端技術というやつなんですけれども、最新鋭の設備が導入されて、今雇用30名という話をしたんですけども、例えば、ちょっと一つ言えば、牧場の悪口を言っているわけでも何でもないというのをまず前提に置いて、我々、福島市のフェリスラテという復興牧場に視察に、実は行ったんですよ。何年か前だと思いますけれども、そのときに、ここは経産牛が500頭、未經産牛が320頭、800頭

ぐらい飼育というのか、飼養というんですか、飼養している牧場でして、視察に行った感想、悪口じゃなくて感想なんですけれども、臭いがいい、水がきれいだというふうなイメージの説明をしたんですけれども、十分臭いんですよ。

何が臭いのかなと、ちょっと私も酪農というのは、なかなか素人なのでよく分からなかったんですが、要するにいろんな牛が出したものを乾燥させて、何というんですか、肥料にするというんですか、畑にまいたりするようなやつ、その、要するに乾燥する前の部屋にちょっと入ったんです。そうしたら、物すごい臭いがやっぱりして、そこで働いている方は、多分感じないんだと思うんです、毎日いるから。

でも、我々みたいに初めていった者がたまに行くと、やっぱり臭いが来ると、それを感じてきたわけです。でも、それでも、浪江にとっては必要なものだというので、どの辺まで臭いがなくなるのかというのは、これからいろいろ設備のあれを見ながらやっていかなきゃいけないんですけれども、それだけの、やっぱりリスクとまではいかないんですが、そういったものが実際ある中で、やはり、これ復興牧場を浪江に持ってきたということに関しては、ある程度のこっこの、要するにリスクに対するアドバンテージというんですか、これが必要なはずなんですよ。

それは、やっぱり若い人の雇用ができる、そういった施設が必要だというふうに思って、そこで雇用関係を入れたんですが、これ、ちょっと調べてみると、福島農業ネットワーク、ミネロファームというのが福島県にありまして、そこで、実は、浪江町のこのシャインコーストファームに入れてくる人材の育成をもうしているんです。ここで教育しているんですよ。

その30名の雇用というのは、考えてみれば、ほかから来た30名でももちろん結構なんですけど、できれば浪江の方、浪江の若い人がこういった業界に入って、戻ってきていただくとか、定住していただくとかいうような方法を今から取るべきだと思うんです。

このミネロファームのほうには、若い大学生がここで訓練していて、それが、要するに浪江の復興牧場に来ていろいろやる、そのためにそのAIとかIoTとかロボットとかの勉強をしているんですよ。

多分農林水産課のほうでいろいろやっているの、なかなかそこまで手が回らないと思いますが、今、今度、1月に成人式がまたあるんですけれども、多分今度の成人式は浪江で、小学生時代の方の成人式になると思うんですよ。その方がもう大学になって、いろん

なことがなっているのですが、Iターン、Uターンでもないですが、そういった情報を農林水産課がぴっと入れて、やっぱりそういった情報を流しながら、若い方が浪江に戻ってきてもらうような施策を取るべきだと思うんですけども、その辺の調査とか、そういうのは農林水産課でやっているんですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

浪江町内の若者の雇用ということでありましてけれども、先ほど予定雇用人数をお答えしたところですがけれども、こちらの人数を確保するには、相当いろいろなところに情報提供して、確保していかなくちゃいけないと考えております。

県内の農業関係の学校であるとか、ネットワーク、大学であるとか、そういうところに情報提供もするんですが、町内、浪江出身の方とか、そういった方々にもぜひ就職先として検討していただきたいと考えておりますので、県の酪農業協同組合と連携しながら、そういった就職に関わる情報も発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 経産省の人材確保支援事業というのがあるんですけども、この中に未来ワークふくしまという部署が今度できまして、その中で移住ポータルサイトがあって、被災12市町村なんですけれども、そこに対して移住定住をするためにいろんな仕事を登録しているんですよ。

どこの企業でもいいんですけども、要するに、浪江だったら浪江の企業が登録して、それに対して、その経産省の未来ワークふくしまのポータルサイトで移住定住をしながら浪江に仕事を探している人を集めるというのもあるし、それと、もう一個、福島求人支援チームというのがある、これは、普通の求人のあれなんですけれども、ここで新卒を扱うんですよ。今までは仕事をしている、探している方だけだったんですけども、新卒もここでいろいろあっせんしながら、だから、例えば、今、具体的にちょっと話をすると、例えば、浪江の復興牧場で将来働きたい方がこういった教育をしているみたいなことをこういったポータルサイトで登録しながら、できれば、浪江の若い方がここに入ってきて、復興牧場のリーダーになるみたいな形で育て上げてくれば、やはり、これは持続可能なまちづくりの1つとして大きな手法になるかと思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいということなので、ちょっといろいろ調べてもらいたんですよ、課長。どうですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） アドバイスありがとうございます。

今いただいた各組織、各関係機関の内容を確認して、積極的に活用し、広めてまいりたいと考えています。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） それと同時に、例えば、今後牧場の建設が進んで、令和6年度、7年度と稼働していくと思うんですけれども、前から課長にはお願いしていたんですけれども、やはり六次産業化、要するに雇用が30名とすれば、例えば、酪農組合のほうで六次産業化の会社を引っ張ってもらって、そこで乳製品とか、チーズとかバターとか、そういった乳製品を作ったり、クッキー作ったりして、結局そこで浪江の特産品みたいなものができればさらにいいし、それに、そこでまた雇用していただくということも出てくるかと思えます。

ちょっと話を発展させれば、例えば、牧場自体が見学できるような牧場になったり、例えば、そこで乳製品を使ったものを食べさせたりという観光資源にもなってくると思うんですよ。

ですので、やっぱりそのところは、今やっているというのを遠くから見ていただけではなくて、いろんな施策に持っていくように努力していかないと、人口8,000人ですから、いろんなものを組み合わせないと8,000人なんかなるわけないんだし、その辺ちょっと、課長、いろいろなところで大変だと思いますけれども、その辺もちょっとしっかりやって、ちょっとまた結果をいただきたいと思えます。

次に、産業団地についてちょっとお尋ねします。

質問事項は全部1から4まで同じなので、ただ一気に言われるとちょっとなかなか理解できないので、1つ1つ課長に説明していただきたいんですけれども、復興計画の目標人口を達成するためには、産業振興課が中心となっている4か所の産業団地の企業誘致の成功が、やっぱりこれも不可欠だと思うので、まず、藤橋産業団地について、現在の誘致状況と雇用についてお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問ありがとうございます。

まず、藤橋産業団地、これは、震災の前から着手している、震災の避難解除の前から着手しているということで、6区画に分けました。4区画が立地済みであります。立地企業は、フォーアールエナジー、富士コンピュータ、静光産業、一路でございます。また、2区画についても立地に向けて調整中となっております。

この雇用数は、立地済み4社、そして、ほか立地有望な数を考え、現在53人程度の雇用が確実であります。しかしながら、これで満足するわけにもいきませんので、既に立地したところの人数を加えていただいたり、残りの2区画についても合わせて合計で100人以上の雇用を目指してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 藤橋産業団地に入ってきている誘致企業の方は、そこに来て仕事をするだけではなくて、いろんな業種が商工会に入会していただいたり、いろんな町の事業に参加してもらったりして、相当の相乗効果があるなというふうに私は思っています。

その中で、現状、静光産業が今募集をかけています。人数が集まらないみたいなのなので、募集をかけているようなんですが、やっぱり、何というんですか、そういったところの企業というのは、ちょっと見てみると、基本給も高いんですよ。ですので、なかなか集まりやすいななんて思っているのは、その辺、藤橋工業団地の場合は、ほとんど埋まってきて、100名というのは、なかなかすごい人数を予定しているなと思っていますんですけども、今、入居未定のところ2区画になっていると思うんですけども、未定が。この辺は、もう確実に入るというふうな感じで考えていいのかどうか、課長にお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） こちらは、委員会ではありません、一般質問でございますので、あまり確定していないことまでも差し控えますが、この残り2か所についても有望であります。

ただ、決まったわけではありませんので、また現段階では差し控えさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 了解しました。

それでは、続いて、北産業団地についてちょっとお尋ねしたいんですけども、ここは多分3区画か何かだったのかなと思うんですけども、そんなに広くないんですけども、現状、私も委員会ではないので、内容分からないので、どのぐらい埋まって、どのぐらいの雇用があるか教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 北産業団地は、藤橋と違いまして、私が来てから2年後ぐらいに供用開始になった団地でございます。3区画中1区画が立地済みでありまして、今建屋を建てております。それは、バイオマスレジン福島、そして、残りの2区画のうち1区

画についても、陸上養殖などの会社が立地に関して有望な準備を進めており、残り1区画は、いろいろと調整中となっております。

これら今後の立地ですから、雇用人数ははっきりと言えませんが、今現在50人程度の雇用を目指しております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） バイオマスレジンは福島も現在5名募集をかけています。それで、この場合は、今おっしゃったとおり、残っているのは1区画なんだと思いますけれども、水産業とバイオマスの会社ということなんですけれども、ここもちょっと委員会でないとよく分からないんですけれども、ここら辺の誘致というのは、今進行しているのか、それとも全然ないのか、ちょっとその辺だけお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 3区画のうち大きい区画、バイオマスレジンは、もう建物が建っていますからいろいろと進んでおります。もう1区画もほぼ地元の同意が取れば、もうスタートということでございますので、残り1区画をどうするか。例えば、誘致済みの2つのうち1つが、また拡大したいから使うということもあり得るし、また別なところも誘致するという両面で動いているわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

次に、最大の、今産業団地になっている南なんですけれども、ここは、ちょっとここ2か月ぐらいは行っていないんですけれども、造成工事というのは、もう完了しているのか、それともまだもう少しかかるのか、要するに、この区画、造成その1、その2両方合わせて聞いているんですけれども、現状どんな状況なのか教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 全体で45ヘクタール、しかしながら、緑地その他道、のり面ありますので、20ヘクタール程度の供用部分となりますが、大きく分けて2つ、2つと言いながらも既に昨年度完成した半分が広い部分でございます。これは南部分。これはもうできております。北部分、いつぞや皆さんにバスで案内したときは随分変わって、北部分も造成が進んでおりますが、今年度末にこれも造成が完成となるわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今年度末ですよ。今年度末。

それで、今年度末に完成すれば、全部できる、使えるということになるかと思うんですけれども、ここの誘致企業の中で、1か月ぐらい前かな、會澤高圧コンクリートのほうで、外国の企業とジョイントして、いろんなことが起きるんだなんていう、大きく新聞に載っておりまして、相当大きな会社なのかな、なんて今思っただけなんですけれども、ここのコンクリート会社のほうで、U Aか何かだと思ってるんですけれども、海外に向けていろんな発信している会社が浪江に来るとするのは、非常に素晴らしいなと思ってはいるので、そういった来た企業が大事に育てていただけるような環境を、この一番大きな南団地のほうではやっていただきたいと思いますけれども、空いているところ、同じ質問、大変申し訳ないですけれども、空いているところの誘致というのは、今、盛んに行っているのか、それとも、取りあえずできるまでやらないでおくのか、ちょっとその辺課長にお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 南産業団地は、ただいまご説明しました工区を含め、全体で11区画となっております。そのうち2区画を會澤高圧コンクリートがもう建物も造って、RDMセンターも造っております。

そのほか空いているところ、地元の企業である2つの会社も、準備も進めております。その1つの会社は、造成地のところに予定、1つの会社は造成済みのところに予定しております。残り5区画となっておりますが、ここに関しては、どちらかといえば、これまで1区画でもいいから細かく、何でもバント攻撃、ヒット攻撃が、なるべくなら大きな会社を誘致したいという目標で、じっくり今行っております。これが11区画のうち5区画がまだ空いています。

あと、申し遅れましたが、もう1区画決まりつつある会社もございますので、11区画中6区画がほぼ決まっている、5区画がまだ決まっていないという状況であります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 残り5区画のマッチングみたいなというのは、ある程度やっているのか、全然進んでいないのか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） これも先ほど申し上げましたように、なるべくなら雇用がいっぱい見込める企業を狙って、今、誘致活動をしておりますが、現段階で決まっているということではありませ

ん。まだ決まっておられません。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 分かりました。じゃなるべく大企業が来ていただけるように頑張ってください。

それと、最後なんですけど、棚塩です。ここは、どっちかというところ、大きな、本当の企業が入ってきているわけですし、ここが、要するに、復興牧場が入るところであって、もちろん水素が入ってきて、ファームが入ってきて、フィールドが入っているというところなんですけれども、ここ、ちょっと何というんですか、広さというんですか、使える土地面積、これは、多分相当な広さなんですけれども、使える面積のうち、現在復興牧場ができればどのぐらい使って、あとどのぐらい残っているのかというデータはありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） この場所は、昭和42年に東北電力が原子力発電所用地として決定した128ヘクタールのうち8ヘクタールは小高、120ヘクタールが浪江分であります。その120ヘクタールのうち48.6ヘクタールを棚塩産業団地といたしました。

そして、残り復興牧場、そしてその復興牧場とただいま申し上げました48.6ヘクタールの棚塩産業団地との間に13ヘクタール程度RE100産業団地ということになります。

牧場の部分の昔の道があるんですけれども、お分かりでしょうか。その道からやや海側は、今のところはっきりとは決まっていない。そして、原発用地は、低いところ、迫のところ、そして、狐塚辺りも一部入っているんですけれども、その部分はまだ決まっていません。低い田んぼのところがあります。

高台の部分の今申し上げた、この部分としては、ちょっと数字的には今捉えておりませんが、ほぼフラットな部分は埋まってしまったという計画でございます。

ただ、何度も言って申し訳ありませんが、120ヘクタールのうちその低い部分とか、あと狐塚古墳、その周辺、ここはまだ決まっておられません。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 何か分かるような、分からないような説明なんですけれども、ありがとうございます。精いっぱい説明してもらったと思っています。

総括的な話なんですけれども、やっぱり若い人の雇用の場をつくるというのは、やっぱり持続可能な浪江町をつくるのには非常に重要な部分なのかなというふうに思っていますので、ぜひ大企業の誘

致に頑張っていたきたいと思います。

そして、なおかつ雇用の数もたくさん雇っていただけるような会社を誘致していただきたいと思います。

次に、3番目ですけれども、浪江駅周辺整備計画についてちょっとお話しします。

せんだって、6月の一般質問では、ミッションビジョンバリューについて、課長といろいろお話しして、考え方がお互いに共有できたのかなというふうに思っています。

その中で、この計画書の中に書いてあります駅のすぐそばの、要するに、何といたらいいのか、民間マンションといたらいいんですか、住宅というのか、民間住宅と公営住宅があるんですけれども、ここに何世帯ぐらいで、どういった方が住むことを想定しているのか教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

浪江駅周辺整備計画の公営住宅、民間住宅は、駅前という利便性の高い立地であるために、町に帰還される方、町に移住される方の双方に魅力あるものと想定しております。居住人口増や駅前のにぎわい創出に期待もしております。

世帯数につきましては、当初の設定は、公営住宅が91戸、民間住宅が28戸としておりますが、今後、住宅の基本設計を進める中で、配置や間取りを決定していくために変更する可能性がございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 時間がないので、ちょっとあれですけれども、今、要するに、想定の入居者というところで、帰還した町民とか、浪江に来る、移住する方々を想定しているというふうになるんですが、これは、ちょっとありがたい話ではあるんですが、仮に国際教育機構が、もし正式に決まって動き出したとすると、当然、そことうたっている人口増加というんですか、入ってくる人数というのは、相当な人数になるんだと思います。

そうしたときに、例えば、今やっている中心市街地が準備を進めて完成していくわけですがけれども、例えば、今、計画の中に公共用地ストックという場所があるはずなんですよ。それはどこを指しているかと、これは中央公園と浪江小学校なのかなと、今ちょっと思っているんですけれども、要は、何を言いたいかというのと、例えば、そういった居住する方が増えた場合に、この中の計画変更ではないんですが、国際教育機構が入ってきたおかげで、例えば1,000人増

えましたとか、500人増えましたとかというときに、ここで補うことができない居住スペースというんですか、そういったものは今後の話になるかと思うんですけれども、加えられる可能性というのはあるんですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

浪江駅周辺整備計画の公営住宅、民間住宅は、現時点の復興状況を踏まえ、事業の関連もありますが、復興状況を踏まえた住宅施策であり、住宅の供給は、民間事業者等によるものも合わせて考えていく必要があるものと考えております。

つきましては、今後、町の復興が進んでいく中で、住宅の需要と供給の状況を踏まえて、そういったところの土地の利用につきましても、ここに限らず全体の町有地も含めて検討していく必要があると思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長のおっしゃったとおり、やっぱり大きな計画がもう入ってくると、それによって、我々のありがたい人口増加になってくるというのは、もう目に見えているので、その辺は、これからやる計画なので、まずそういった情報をつかんで、設計をつかんで、やっぱり必要なものというのは、手当していかないと、例えば、せっかく人口がたくさん入ってきてくれたのに、住むところがないので、例えば双葉町に行ってしまうとか、南相馬に行ってしまうとかというのは、せっかく誘致に成功しても、なかなかそういったところで抜けられてしまうと、やっぱり全体をイメージしながら、やっぱり持続可能な町にするための人口確保というのは、やっぱり建設課も考えていくべきだと思うので、今後のいろんな計画がなってきたときにしか分からないかも分からないんですが、想定したものに対して、やっぱり対処する力というのは、今からつけていただきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

最後に、福島国際研究教育機構について何点かちょっとご質問させていただきますけれども、ちょっとこれ、質問が、随分前につくったので、もうちょっとこの質問は、もう全部分かっているとは思いますが、候補地選定の作業が終わって、福島県が国に推薦したというのが今の状況だと思うんです。

今日の新聞を見れば、9月16日にいろんな国の視察が終わった後に正式発表になるというふうに聞いているんですけれども、スケジュール的にはそれでいいんですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

9月2日の復興大臣の記者会見によりますと、9月16日に開催される国の復興推進本部会議において正式に決定する予定というふうなことにされております。

今後、浪江町としましては、決定後、円滑な機構の立地に向け、国、県とも連携をしながらしっかりと取り組んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） そうすると、私が今言ったとおりに進んでいくのかなと、今私も思っていますので、本当に決定が、本当に決まればいいなと思っておりますけれども、それで、ここの国際教育機構が浪江に誘致が成功したとなったときに、やっぱりこれ一番大きな浪江に対するインパクトというのは、産学官連携による地域への関連波及効果で、約5,000人近い人口が入ってくるんじゃないかというふうには有識者会議のほうで言われています。

やっぱりそれが浪江の持続可能なまちづくりのための一つの大きな道筋というんですか、アクションというんですか、これが、はっきりいってキーポイントになるかと思っています。

これをうまく浪江が誘致して、それをうまく利用して、それを進めていって、そうなれば、もう持続可能な浪江町というのは、必然とできてくるのかなというふうに私はイメージがあります。

そのためにも、質問ではないんですが、国際研究教育拠点というのは、日本全国に何か所かあるんですよ。ちょっとざっとただけでも、山形県にサイエンスがあって、それと千葉県の柏にあって、つくばももちろんありますけれども、それと神戸にも、これは産業都市があるわけですが、そういった先進地を、やっぱり町ではきっちり視察に行くなり、我々、もちろん議員もやらないといけないんですが、そういったものを視察しながら、それになるまでの町となってからの町、どういうふうに発展して、どういう方法を取ったのかというのは、もうこれそろそろチームとして動いていかなきゃいけないのかなと思っています。

特に、希望的には、ちょっと筑波大学筑波学園都市というのは、ちょっとなかなか規模が違うんですけれども、浪江にできる規模のものというのは、この有識者会議のこれを見ると、山形よりは大きいよねと、神戸のほうがほぼ近いよねとかというのは全部ここに載っているんですよ。

その辺をそろそろ町として研究しながら、ぜひ有効にやっていただきたいと思っておりますけれども、副町長のお考えをちょっとお

聞かせください。

○議長（佐々木恵寿君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今ほどおたがしでありますけれども、浪江町の場合につきましては、約3年前から誘致に向けて取り組んでまいりました。この4月にプロジェクトチームということで発足したわけですが、その間、庁内の職員は、他県の、今ほど議員がお話ありましたところを視察するなど、そういった例を参考にしながら取組を進めてきたところでございます。

今後も機構の立地が正式に決定しましたら、重ねてそういったところを参考にしながら機構がより町に溶け込み、実効性のあるものとなるよう取り組んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時38分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月7日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第3 | 認定第1号 | 決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 浪江町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第54号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第55号 | 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について(橋梁補修工事(城西橋)) |
| 日程第8 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について(文化財収蔵庫新築工事) |
| 日程第9 | 議案第58号 | 工事請負契約の変更について(室原地区防災拠点造成工事) |
| 日程第10 | 議案第59号 | 工事請負契約の変更について(麦ノ沢ため池環境保全整備工事) |
| 日程第11 | 議案第60号 | 工事請負契約の変更について(八竜内ため池環境保全整備工事) |
| 日程第12 | 議案第61号 | 令和4年度浪江町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第62号 | 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第63号 | 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第64号 | 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第65号 | 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第66号 | 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ |

			とについて
日程第 1 9	同意第	4 号	特別功労者の決定について
日程第 2 0	同意第	5 号	教育委員会委員の任命について
日程第 2 1	報告第	6 号	浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第 2 2	報告第	7 号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の 経営状況報告について
日程第 2 3	報告第	8 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況 報告について

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃	部	関			中	野	夕	華
				久					子	君
事	務	補	助							
		鎌	田	典						
				太						
				朗						
				君						

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎一般質問

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
-

◇ 武 藤 晴 男 君

- 議長（佐々木恵寿君） 1番、武藤晴男君の質問を許可します。
1番、武藤晴男君。

[1番 武藤晴男君登壇]

- 1番（武藤晴男君） 皆さん、おはようございます。1番議員の武藤晴男です。議長の質問の許可がいただきましたので、通告書の質問事項、質問要旨の番号により具体的な質問をいたします。質問方式は一括質問方式といたしますので、よろしく申し上げます。

まずは、質問事項の1番目、帰還困難区域を対象とした町の説明会と懇談会について、質問要旨（1）、（1）はふるさとへの帰還に向けた準備のため宿泊に関するの質問は、通告の後に広報なみえ、広報なみえとか帰還のためのガイドブックが発行、発刊されたので、この内容を十分に理解しましたので、この件は質問から割愛させていただきます。

（2）、この件も拠点区域の帰還に向けた行政区別の説明会や住民懇談会についても、町長の行政報告に、行政報告の内容で十分理解できましたので、この件も割愛させていただきます。

（3）拠点区域外の説明会会場で出た住民意見の集約と報告はいつ頃までどんな方法で町民に提示するのかという質問ですが、この件も今日付のタブレット端末に、確認したところ詳細な報告がありましたので、報告については割愛する方法で考えます。

ただ、今後、町民に対してどのような方法によって提示するのかをお伺いいたします。

(4) 拠点区域と拠点区域外の懇談会の開催を、これから何度ほど開く計画が町にありますか、お伺いいたします。

(5) 各報告会に参加した町民と国の機関間の信頼関係をもっとつくり上げるべきだと私は考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

大きな質問事項の2番目、特定復興再生拠点区域の町の復興・再生についての質問を、質問要旨(1)から(13)の順で質問いたします。

(1) 9月1日からスタートした準備宿泊について、現時点では拠点区域ごとに何件の申請が町にあるかお伺いいたします。

(2) 準備宿泊は、期間中であれば複数回の申請はできますか、お伺いいたします。

(3) 万が一高線量箇所が発生した場合の具体的な町の対応をお伺いいたします。

(4) のつしま活性化センターの休日運用計画と(6)の津島支所隣にも休日にも利用可能な会議室、研修室などの設置計画の質問は、一部関連または重複しますので、この質問は、この質問の(6)は撤回したいと思います。

(5) ですね、(5)の今年3月の地震で被害を受けたつしま活性化センターを修繕して準備宿泊場所にすると説明会で聞きましたが、具体的にはどういった内容なのかお伺いいたします。

(7) です、津島対象拠点内での住宅解体の進捗状況と住宅解体申請書の締切り提出を教えてください。お伺いいたします。

(8) 生産関連インフラ整備で、電気、ガス、水道、井戸水は申込みがあった世帯でいいのかどうかをお伺いいたします。

(9) 帰還困難区域で大堀、末森、室原拠点区域は町の中心から約5キロ、自家用車で、約10分程度で浪江の中心地へ移動可能ですが、津島地区は近隣市町村の施設から最短でも約10キロから25キロ離れています。移動には約30分かかるのが現状です。

そこで、質問です。日常の買物や郵便、緊急時の事件事故、消防、医療、介護などやその他の生活において、町民に不安がないと町では考えているのかお伺いいたします。

(10) について、帰還のための、(10)についての質問ではありますが、帰還のためのガイドブック、先日送られてきたものの中に概要並びに要旨が詳細に載っていますから、この質問に関しても割愛したいと思います。

(11) 津島復興再生拠点区域に計画される津島防災拠点の概要の説明をお願いいたします。

(12) 津島復興再生拠点区域に整備計画されている復興住宅の進捗状況と、つしま活性化センター前にあるほのぼの市という建物の利用活用方法は町では計画されていますか、お伺いいたします。

最後ですね、13番、町には、大震災と大津波の甚大な被害を後世へ伝承する目的で、請戸小学校震災遺構が設置されていますが、原発事故発生時の放射線、放射能被害避難で多くの町民が津島地区に逃れてきました。この津島地区は、今でも全ての地区民が自分の家に帰れません。このままでは、津島へ避難してきた経緯などと同時に津島の歴史や文化などが失われてしまいます。

よって、私の考えとして、原発事故・震災遺構などをつくり、後世に伝承することが必要と考えますが、今後、町としての施設の建設は検討していますかどうかお伺いいたします。

大きな質問事項の3番目、特定復興再生拠点区域外の町の復興・再生について、質問要旨(1)から(13)の順で順次質問いたします。

(1) 避難指示解除範囲は、帰還困難区域全てではなく生活圏のみの除染をして避難指示解除でいいのかどうか、町の考え方を伺います。

(2) 避難指示解除要件は、空間線量年間20ミリシーベルト以下であると設定されていますが、人が安全・安心に生活できる放射線レベルは1ミリシーベルトを目指すものと町でも国でも言っていますが、津島地区の現状の空間線量は毎時0.3から約50ミリシーベルトと数値幅が大きいです。町は、本当に帰還意向した、帰還意向希望者の地域の線量低下が可能だと思っているのかお伺いいたします。

(3) 例えば、の質問で恐縮ですが、令和6年度に本格除染が完了し、令和11年度に避難指示が解除されたとして、営農を令和12年度以降に再開した場合には、最低でも年間の農耕地の放置になります。その期間の耕作地汚染は、町民自身が整理するようになると思いますが、町はそれによしとしているのかお伺いいたします。

(5) 現在、実施されている外縁除染は、道路の両幅から、両側から20メートル範囲です。もっと幅の広い、もっと広い幅の拡大の要望を町としては国に要望していますか、お伺いいたします。

(6) 令和6年度以降開始される本格除染に際し、現在、行われている外縁除染で、結果で空間放射線量値が基準以下の場合、その場所の本格除染は該当外にされちゃうのかどうか、町の考えていることをお伺いいたします。

(7) 町民の一時帰宅の進入路整備について、町道などに破損箇所がまだあり、また道路両側に樹木が覆いかぶさって通行できない

箇所が多くあります。今後、町の対応をお願いいたします。

(8) 帰還意向確認の手法、スケジュールと意向確認内容はいつ頃までに町民に提示できますか、お伺いいたします。

(9) 帰還意向確認から避難指示解除まで、町は複数回実施すると言いましたが、何サイクルほど町としては予定していますか、お伺いいたします。

(10) 帰還意向確認結果で帰還意志不明者、要するに高齢のために帰還の意思を表示できない人、もしくは私は帰還意向をしないんだと拒否したというか、帰還意思を希望しない者、そういった者に対して町は除染もせず避難指示解除もしないのですか、お伺いいたします。

(11) 被災者生活支援金の案件は、昨日の14番議員の質問と執行部の答弁で理解ができましたので、この質問は割愛させていただきます。

(12) のバリケードの撤去、一時立入り制限の緩和については、拠点区域に対してですが、拠点区域内の主要な道路の外縁除染が完了して、一時立入りが反則化した場合の町の防災、警備などについての方向性をお伺いいたします。

(13) 帰還意向を示した町民に対して情報共有をし、防犯防災の地域の自治コミュニティ機能の促進につなげると町では言っていますが、現時点で考えられる町の政策を具体的に提示できますか、お伺いいたします。

大きな質問事項の4番目、原発賠償基準、中間指針と呼ばれているものの見直しについて質問いたします。

今年3月の最高裁判決で、賠償基準（中間指針）の見直しのニュースがありましたが、町は被害の実情を踏まえて、踏まえた上で中間指針の見直しを国に要望しますか、お伺いいたします。

質問は以上ですが、答弁の内容によっては再質問、再々質問を行いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

武藤晴男議員のご質問にお答えいたします。

原発賠償基準見直しについてのおただしかと思ひます。最高裁判決による集団訴訟の判決確定を受け、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針の見直しの検討や、東京電力における適切な対応を求めるため、今年4月に福島県原子力損害対策協議会として緊急要

望を行っており、今月中旬にも再度要望活動を行う予定であります。

また、行政報告において申し上げましたが、私は就任後、去る8月30日に原子力損害賠償紛争審査会の現地視察、意見交換が行われ、委員及び専門委員に対し、当町の実態を踏まえ、被災者にとって公平公正に損害が賠償されるよう中間指針の見直しを要望したところであります。

加えて、私も県の議員時代にこれら最高裁の決定を受け、それぞれの、ある意味、時間の経過とともに中間見直しが必要であろうということで要望をした経過もございます。

これらについては、自治体単独で行うよりオール福島や被災自治体等が一丸となって要望することがより効果的だと考えております。

今後も、このような機会を捉え、適時適切に対応してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、私のほうから1、帰還困難区域を対象とした町の説明会・懇談会についての（3）番、拠点区域外各会場で出た住民からのご意見の住民の皆様への周知はどう考えているかのご質問にお答えいたします。

対象となる14行政区のうち、13行政区の意見交換会が今、終了しております。残る1地区につきましては9月25日開催をすることになっております。その意見交換会が終わり次第、町の広報紙や町の公式ホームページなどで住民の皆様へ周知、報告をさせていただく予定としております。

続きまして、（4）特定復興再生拠点区域と区域外の懇談会は今後何度ほど開催する計画かのご質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域の住民説明会につきましては、町の除染検証委員会から避難指示解除に対する除染等による空間線量、放射能等の低減についての報告をいただいた後に、議会及び住民の皆様へご説明を行いたいと考えております。

議員おただしの開催の回数等につきましては、現時点での計画はございませんが、住民の皆様にはしっかりとご報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして、（5）各報告会に参加して町民と国などの機関との信頼関係をもっとつくり上げるべきと考えますがのご質問にお答えいたします。

行政区等からご依頼があれば、開催について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2の特定復興再生拠点区域の町の復興・再生について

ての（１）準備宿泊について現時点で各拠点区域での申請状況についてのご質問でございます。ご質問にお答えいたします。

９月６日時点となりますが、室原拠点が２件で４名、末森拠点で１件２名の合計３件６名の現在、申請をいただいているところでございます。

（２）準備宿泊は短期間でも複数回の申請はできるかのご質問にお答えいたします。

準備宿泊の３日前までにコールセンターへのご登録をお願いしております。それぞれの準備宿泊の３日前までに事前登録をいただければ、短期間でも複数回の申請はすることは可能でございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 私のほうからは、３の高線量箇所が発生した場合の具体的な町の対応について、ご質問にお答えいたします。

高線量箇所について町民より連絡を受けた場合、または町で確認した場合については、町では速やかに環境省につなぐこととしております。町から連絡を受けた環境省は、空間線量率の測定調査等を行い、必要に応じてフォローアップ除染を実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 津島支所長。

○津島支所長（横山秀樹君） （４）つしま活性化センターの休日運用についてお答えいたします。

つしま活性化センターの休日運用につきましては、今年３月の地震の被害箇所の修繕が完了した後、警備会社を常駐させてトイレ休憩等でご利用いただけるよう準備を進めております。

続きまして、（５）活性化センター終了後に準備宿泊を計画すると聞きましたが、こういった内容なのかについてお答えいたします。

帰還準備のために自宅へ戻っても、住宅解体等のためにそこに宿泊できない方等に対しましては、つしま活性化センターの修繕が完了後、同センター内の和室を準備宿泊先として提供するとするものでございます。

なお、職員が不在となる夜間等におきましては、警備会社を常駐させまして防犯等の業務を行ってもらう予定ですが、浴室、寝具及び食事の提供は難しいため、各自でご対応いただくようになります。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、（７）対象拠点内での住宅解体

の進捗状況と住宅解体申請の申込み締切り時期を教えてくださいということで、ご質問にお答えいたします。

浪江町特定復興再生拠点区域における家屋解体の進捗状況でございますが、令和4年7月末現在ということで、まず室原拠点、受付件数のほうが176件で、このうち完了件数が154件となっております。末森拠点、受付件数45件中完了件数が40件、津島拠点につきましては受付件数114件中完了件数が94件となっております。全体で受付件数が335件、うち完了件数が288件で進捗率は約86%となっております。

申込みの締切りについて、でございますけれども、環境省によりますと、基本的には避難指示解除から1年の猶予を持つことで考えているということで聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） （8）電気、ガス、水道（井戸水）は申込みのあった世帯のみの整備かのご質問にお答えいたします。

電気、ガスにつきましては、民間事業者へ住民の方が直接お申込みいただくことになっておりますが、復興再生拠点区域内ではご利用いただけることを確認させていただいております。

水道、井戸につきましては、町へお申し込みをいただいた後に整備をすることとなっております。

（9）日常の買物、郵便、緊急時の事件事故、消防、医療、介護などとその他の生活において不安が町民にないと考えているかのご質問にお答えいたします。

緊急時の事件事故につきましては、福島県警察本部において津島駐在所の活用を含めた対応を検討しておると聞いております。

消防につきましては、震災前と同様に浪江消防署及び葛尾出張所が対応をいたします。消防団の活動につきましては、津島下消防屯所を拠点として活動を行うこととしております。

日常の買物環境等につきましては、避難指示が解除された地域におきましても、震災前の水準までは各種サービスの再開がいまだ回復しておりません。

議員おただしの町民の皆様のご不安につきましては、国・県など関係機関と協力しながら復興再生を進めることで、民間事業者が出店しやすいような環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 津島防災拠点の概要についてお答えいたし

ます。

おただしの施設につきましては、津島地区におきまして災害時の避難所となるつしま活性化センターに隣接して整備の予定でございます。

住民意向調査の結果からは、100名ほどの帰還人口が想定されておりますので、これらを対象としまして食料や飲料水、毛布等の防災備蓄倉庫や不足するトイレ、駐車場の整備を行うものであります。現在、設計を行っておりまして、令和5年度内での完成に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） (12) 津島拠点区域に整備計画されている住宅の新築状況についてお答えいたします。

福島再生賃貸住宅の進捗状況につきましては、7月から工事に着手しており、現在は造成工事を実施中であり、予定では10月から建築工事が始まることとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 津島支所長。

○津島支所長（横山秀樹君） ほのぼの市の建物の利活用方法についての計画でございます。計画についてのご質問にお答えいたします。

ほのぼの市の建物につきましては、現在、つしま活性化センター西側に整備中の再生賃貸住宅の施工業者に今年度末までの予定で貸与しております。その後の利活用方法については現時点では未定であり、今後、関係部門と協議を行いながら利活用計画を検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） (13) 原発事故・震災遺構の建設予定のご質問にお答えいたします。

2011年3月11日から数日間は、津島地区に8,000人を超える町民が避難をし、学校をはじめあらゆる施設に人があふれかえっていたことや、その後は帰還困難区域として長い間帰れない状況にあることなどは、浪江町、また津島地区の歴史として絶対に忘れてはならないことと思っております。

ご質問の原発事故・震災遺構の整備については、震災直後の当時の様子をうかがえる資料や写真など、原子力災害を風化させないための資料の収集、展示は必要と考えておりますが、建物そのものを遺構として整備することについては予定をしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 3、特定復興再生拠点区域外の町の復興・再生について、（1）避難指示解除範囲は帰還困難区域全てではなく生活圏のみを除染して避難指示解除でよいのかのご質問にお答えをいたします。

町としては、帰還困難区域全域の避難指示解除を国に求めております。その一方で、震災及び福島第一原子力発電所から11年余りが経過しておりますので、まずは帰還のご意向のある方がお戻りいただけるように生活圏の除染をしっかりと実施し、避難指示解除を行うという国の方針に従い進めてまいりたいと考えております。

（2）避難指示解除要件は空間線量年間20ミリシーベルト以下で、人が安全・安心に生活できるレベルを限りなく1ミリシーベルトを目指すというが、町は本当に可能と思っているのかのご質問にお答えいたします。

国は、長期的に年間1ミリシーベルト以下になることを目指すとしておりますので、町といたしましてはできるだけ早く実現するように国に求めてまいりたいと考えております。

（3）令和6年度に除染が完了し、令和11年度に避難指示が解除され、営農を令和12年度以降に再開された場合は、最低6年間農地を放置になります。その期間、耕作地保全は地区、町民がするのかのご質問にお答えいたします。

国の方針では、2020年代をかけて意向確認、除染、避難指示解除のサイクルを複数回実施するとしておきまして、農地におきましても除染、避難指示解除は複数回行われるものと認識しております。

議員おただしの営農再開までの耕作地保全につきましては、町民の皆様のご負担を軽減するためにも、宅地等生活圏の除染から期間を置くことなく速やかな除染を行い、避難指示解除をすることを国に求めてまいります。

（4）外縁部除染範囲で町として全て町道へ拡大する旨を国へ要望していただけますかのご質問にお答えいたします。

帰還困難区域全域の避難指示解除について要望しておりますので、議員おただしの町道も含めまして引き続き国に求めてまいります。

（5）番、町道から両側20メートルの外縁除染の範囲の拡大は検討していただけますかのご質問にお答えいたします。

国は、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため十分に地元自治会と協議・検討することとしておりますので、議員おただしの外縁部除染につきましても、避難指示解除地域の放射線量等の状況に応じて確実に実施するように求めてまいります。

(6) 令和6年度以降に開始される本格除染の際に、外縁部除染済みの地点は、空間線量値が基準値以下の場合には本格除染の該当外にされるのかのご質問にお答えいたします。

国は、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させるとしておりますので、外縁部除染を実施した場所であっても一律に除外されることなく、放射線量等の状況を確認し、ホットスポット等の除染等、住民の安全・安心に万全を期すように求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 続きまして、(7) 町民の一時帰宅時の進入路整備について、町道などの破損箇所があり、また道路両側に樹木が覆いかぶさり通行ができない箇所がありますが、今後の町の対応は、のご質問にお答えをいたします。

パトロールや住民の方等による連絡等により現場を確認しまして、その進入路が町道であれば整備をしていきます。

また、樹木に関しては、可能な範囲で樹木の所有者に連絡を取った上で枝払い等を行い、通行に支障がでないように努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） (8) 帰還意向確認の手法、スケジュールと意向確認内容はいつ頃までに提示できるのかのご質問にお答えいたします。

意向確認の手法につきましては、意向確認書を送付してから、コールセンターでご質問等について対応させていただく予定となっております。

意向確認のスケジュール及び記載内容につきましては、秋頃に意向確認書を送付する予定となっておりますので、記載内容、スケジュール等、詳細が決まりましたら議会、そして行政区長へご報告させていただきたいと考えております。

(9) 帰還意向確認から避難指示解除まで複数回のサイクルを実施するとありますが、町は何サイクルほど予定しているのかのご質問にお答えいたします。

具体的な回数につきましては、現時点で予定をしているものではございませんが、住民の皆様のご意向を丁寧に確認するためには、できるだけ多いサイクルの実施が必要と認識しておりますので、国と協議を進めてまいります。

(10) 帰還意向確認結果で、帰還意向の意思不明者と帰還を希望しない回答者の地区は除染もせずに、避難指示解除もしないのかのご質問にお答えいたします。

帰還についてご意向のない方の土地につきましても、帰還される方の生活環境の放射線量を低減するため除染の対象となる場合もございますが、帰還意向のない土地家屋等の取扱いにつきましても、国は残された課題としております。1日も早く方針を示すよう、国に引き続き要望してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 一時立入り制限の規制緩和後の防災、警備、監視カメラ等の導入などの計画についてお答えいたします。

防災に関しましては、町内全域を対象としまして、浪江町地域防災計画を策定しておりますので、この計画に基づき対策、対応を図ってまいります。

また、防犯の面では、帰還困難区域内でも防犯見守り隊や警備会社による巡回を行いますとともに、町境の未設置箇所への防犯カメラの増設も行っておりまして、今後もこれらの対策を継続していきたいと思っております。

続きまして、（13）帰還意向を示した町民に対しての情報提供をし、防犯防災や地域の自治コミュニティの促進につなげる施策ということでございますが、こちらにつきましても、帰還意向を示した住民の方には行政区などへの情報開示に同意をいただきまして、その情報を基にしまして交流活動や互助による防災防犯といった活動につなげていくことを考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 1番、武藤晴男君。再質問です。

○1番（武藤晴男君） 再質問をします。

各執行部の詳細な答弁ありがとうございます。

一部について再質問します。

ただし、順番ちょっと逆になりますけれども、先ほど冒頭で町長が賠償基準のお話をされましたけれども、ありがとうございます。理解できました。

ただ、原発事故災害で避難を余儀なくされた町民に支払われた賠償金は、全く被害の実情にもそぐわないものだと私も考えています。よって、今後、町も被災町の中心にあって町民に勇気を与えるような施策をぜひお願いいたします。

それでは、再質問の内容で、1番から順に追って通告の内容を、私から通告の内容を繰り返さず質問の事項と質問要旨の順番の再質問をしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、質問事項1、帰還困難区域を対象とした町の説明会・懇談会についての質問で、（4）避難指示解除要件の一つで今後も町民との対話などが私は一番の必須条件だと思っております。このことを

強く私は町に要望したいと思います。これは要望なので、回答はいいりません。

次に、（５）地区町民の小さな声であっても、これからも、今まで実施されていきました町長への手紙などのシステムを通して、積極的に町民の声を聞くことをお願いしたいと思います。これも要望になります。

次に、質問事項２番目、（１）今後、増えるであろうと、町では申請者が増えるだろうと町では考えているみたいですが、準備宿泊数を増やすためには、町はどんなことをすればいいのか、どう考えているかお伺いいたします。

（２）津島地区の復興再生拠点区域で、自宅の解体をした町民に対しての条件ですが、つしま活性化センターの活用もそのときに該当するのかお伺いいたします。

（５）つしま活性化センターの準備宿泊に使うときに、震災前にあった調理室だとか水道機能だとかいろんな機能があるんですけども、これについての活用復活は町としては考えているのかどうかお伺いします。

（４）、ちょっと戻りますけれども、先ほど答弁の中では閉庁日、要するに土曜、日曜、祝日ですね、役場機能が休みのときにはガードマン体制というか、そういったことを予定しているというふうに聞きましたけれども、ではいつからそういった体制になるのかお伺いいたします。

（８）ですね、もう少しインフラ整備が整っていれば準備宿泊を希望したいという町民が私は今後も出ると思います。これも、インフラ整備等が先か、地域住民が町に対しての要望が先かの問題ですが、町としての考え方はいかななものかお聞きして、答弁をしてください。

（１０）に、つしま活性化センターの前のほのぼの市の建物を、私としては、あそこは便利のいいところですから、114号線に沿って便利のいいところですから、簡素化されたコンビニみたいのを建設できるかどうかお伺いいたします。今後の避難解除がされて実施できるかどうかの件についてもお伺いいたします。

最後の（１３）、最後というか２番、大きな２番目の最後なんですけれども、先ほど原発事故・震災遺構などの建設は想定されていませんというふうな回答がありましたけれども、例えばの話で、歴史的な重要住宅や文化資料館、重要な資料館、原発避難生活館みたいなものとして考えられませんか、再度お伺いいたします。

質問事項３番、質問要旨の（１）たとえ長い時間がかかろうが、

帰還困難区域をなくして町、全町全てを避難解除するという答弁がありましたけれども、その考え方に間違いはないかというか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。ちょっと別な情報がいろんなところから入っていますので、よろしく願いいたします。

(2) ですね、放射線量の話なんですけれども、私が考えるには、一番大事なのは瞬間的な放射線量ではなく、皆さん体にたまった、累積された放射線量なのです。これが20ミリシーベルトで解除したとして、例えば5年間生活すると優に100ミリシーベルトを超えてしまうので、100ミリシーベルトを超えるというのは発がん発生が疑われると思いますので、町の認識をお願いいたします。

最後に、8月23日の新聞で、帰還困難区域の範囲を地図上で整理するというふうなニュースが流れましたけれども、最悪の場合、除染範囲の縮小なども考えられると私は考えています。今後、原発事故の被災町として、全浪江町が1日でも早く避難指示が解除できるよう、国へ要望してください。これも要望です。

(6) 外縁除染と本格除染は、目的が私は違うと、本来の目的は違うと思いますので、今後ともきちんとした除染を適切に行うものと私は考えていますが、町の考え方も再度確認したいと思います。

質問内容の(8) 先日の帰還意向に向けた説明会や住民懇談会及び意見交換会で出ている意見は十分に反映されたものになって、スケジュール等を秋頃までに提示できるかどうかをお伺いいたします。

12番、町全体の面積で5割ほどが、5割ほど近くが特定復興再生拠点内です。この広大な面積は、今までの町の対応だけでは難しいと私は考えていますが、町の考え方を伺いいたします。

以上で、再質問は以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 若干答弁調整のため休憩します。
(午前 9時48分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時51分)

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） まず、最初のご質問で、準備宿泊者を増やすための方策ということで、町としましては準備宿泊をされた方が、自立してしっかり楽しく生活を送るというのを皆さんに見せるということも大事なことから考えております。そのためにも、そういった方たちのご意見を伺いながら、生活環境の整備をさらに進め

てまいりたいと考えております。

2番、自宅を解体された方がつしま活性化センターを利用して準備宿泊を利用できるのかというご質問ですが、そういう方に対してつしま活性化センターで準備宿泊をすることができるということになっておりますので、しっかりと今後、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 津島支所長。

○津島支所長（横山秀樹君） （5）番、活性化センターの調理室等の活用の件でございますが、こちらも活用できる方向で進めたいと考えております。

それから、（4）、センターのガードマン体制はいつごろからということですが、こちらのほうも11月でセンターの修繕完了を見込んでおりますので、それ以降になると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ほのぼの市につきまして、ここを移動販売の拠点とできないかということで当初議論したわけですが、やはり今、水素自動車によってかなりのものを詰め込んで、津島で準備宿泊の段階から移動販売できないかということでもう進んでおりますので、ある程度そこで物は買えるんですが、あの場所を全く使わないということももったいないものでございますので、やはり帰還者、それからそういったニーズをとらえながら、今後どのように活用していくかということは今後の検討課題だと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 原発事故・震災遺構の整備についての再質問にお答えいたします。

現在、浪江町立学校校舎等検討委員会におきまして、津島地区にある小・中学校や保育所の校舎等の今後の在り方についてご検討いただいております。

委員からは、津島の生活や開拓の歴史を後世に残し、津島地区はここにあったんだというあかしを残してほしいとのご意見を多く頂戴しております。

原発事故に伴う避難の記録につきましても、これら地区の歴史残しと併せてどのように残していくかを、今後いただく検討委員会からの答申を踏まえ検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 帰還困難区域の全ての全域、全域解除の方針について変わりはないかというようなご質問の趣旨だっと思ひます。

国は、どんなに長い期間がかかっても帰還困難区域全域の解除を目指すとしておりますので、その方針に変わりはないと認識しておりますので、町としても要望を続けてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） （2）の空間線量の件でございますけれども、空間線量について、瞬間的な線量ではなくて累積された線量ではないかと考えているということで、累積されていくと発がん性物質の疑いなども考えられるということでございますけれども、町のほうでも地域に関わらず、少なからずとも被曝はしないほうが良いと考えておまして、このような件は、除染検証委員会の中で、解除に至ってはその有識者の方々の意見を聞きながら、解除だけではなくて、どういった対応をしていったらよいのかも含めて提言を出すような形として考えているところでございます。そういったところで、この問題につきましても明らかにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 外縁除染と本格除染は違うのではないかと認識のおただしかと思ひます。

こちらに関しましては、国のほうは帰還する住民の放射線量を着実に低減すると言っておりますので、一律に外縁除染が除外されるということではないということで先ほども申し上げたんですが、しっかりと線量を低減させて、帰還される方の生活環境の安全・安心を確保できるように、しっかりと国に求めてまいりたいと考えております。

続きまして、意向確認のスケジュール関係で、しっかりと町民の意向を反映したもので送れるのかというご質問でございます。

こちらに関しましても、いただいたご意見を取りまとめておりますので、しっかりと国と協議をさせていただきまして、意向確認などに反映できるようにしっかりと国と協議を進めてまいりたいと考えております。

最後、ちょっと順番がちょっと行った来たになつてしまふんですが、インフラ整備に関しまして、住民の帰還が先かという考えもあ

るが町としての考えはというご質問であったかと思えます。

こちらに関しましては、町としては帰還という選択肢を町民の方に考えていただけるように、しっかりとまずはインフラを整備させていただきまして、帰還について検討いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 12番に対する再質問でございますが、広範囲での防災・防犯という質問かと思えます。

こちらにつきましては、警察、消防、それから県など関係機関と連携をしながら強化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 1番、武藤晴男君。再々質問です。

○1番（武藤晴男君） ありがとうございます。再々質問をしたいと思えます。

私が再質問した件については、町の執行部を含め再度決意したいのを聞きたいがために再質問した部分もありますので、ご了承いただきたいと思えます。

再々質問の内容につきましても、通告の番号順にお伺いしますので、よろしく願いいたします。

質問の内容と要望がありますので、要望・提案の場合には回答はおりませんので、よろしく願いいたします。

1番の（1）準備宿泊の件につきましてなんですけれども、先日も町長がおらして、やっとスタート地点に帰還困難区域も立ったと、スタートに立っただけと言われていたんですが、これから大きな課題があると私は思っています。町民に、今後も町民にぜひ支持される政策を要望したいと思えます。

（2）準備宿泊の中期、長期の対応で、津島地区の活性化センターに宿泊する場合に、短期であれば、1日、2日の期間であれば大丈夫なんですけれども、自分のうちの修繕をすればいろいろの部分について長期にわたる場合、あそこに現在、風呂とか食事場とかはあるんです。ただ、そういったものが今のところ使えないというふうに考えられているので、その辺の対策を今後、考慮していただきたいと思えます。

それと、先日もつしま活性化センターに私行ったんですけれども、宿泊するというのは大広間なんですよね。ですから、プライベート空間の対応もやっぱり今後、検討していかないと、泊まれるような状況には私はないと思えますので、町の考えをお伺いします。

(5) ですね、利用管理等、今の問題なんですけれども、管理等の問題というのは今後も残ると思いますけれども、時間をかけても整備が進むようにぜひ要望したいと思います。

(6) ですか、ガードマンに関しては、今後、津島地区の町民を含め浪江町民が一時帰宅した場合に、休息の語らいの場になるような施策を今後欲しいと私は考えています。これも要望ですので、ぜひお願いしたいと思っています。

次に、(12) ですね、国道114号線、114号に面して多くの町民が、ほのぼの市の建物なんですけれども、気やすく立ち寄れる拠点にすることと、隣に隣接された復興住宅が完成した場合には、地域町民の利便性につながると思うので、町としてよい、つながれば町としてのよい復興になると思いますので、ぜひお願いしたいものだと私は考えます。これは提案です。

そうですね、質問事項の3番目の質問要旨の(1)いつ頃までに避難解除できるかという問題なんですけれども、ご多分にも漏れず私どもも高齢者と呼ばれる年になってきています。ぜひおおむねの時期でも構いませんので、回答できるのであればお願いしたいと思います。

最後ですね、最後に質問事項の4で補足したいと思います。

最後に、原発事故による避難生活が、来年ようやく帰還困難区域の一部で避難指示解除がなされて復興の兆しが見えてきました。町民として、これからもっと大事な局面を迎えます。

今日は津島地区を中心に質問しましたが、今後ともご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上で再々質問を終了いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 津島支所長。

○津島支所長（横山秀樹君） 活性化センターでのプライベート空間の件でございますが、こちらにつきましては、避難所なんかにも備え付けてあるんですけれども、簡易仕切りということで、簡易テント、外なんかでも使えますけれども、そういった形のものでプライベート空間はつくれると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 特定復興再生拠点区域外に関しての大きな解除時期を示していただけないかというおたがしでございます。

こちらに関しましては、国のほうのスケジュールとしまして、本年度、意向確認いたしまして、来年度、除染範囲の検討をする。そして、2024年度、これを目途にしまして除染を開始するとしており

ます。こちらの除染が開始して、除染が終わり次第、避難指示解除となりますので、除染が終了しましたら速やかに避難指示を解除するように国のほうに求めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、1番、武藤晴男君の一般質問をおわります。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した陳情1件は、会議規則第95条の規定により、ダブレットに格納した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。

- 議長（佐々木恵寿君） ここで10時25分まで休憩します。
(午前 9時48分)
-

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時51分)
-

◎認定第1号から報告第8号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮ります。日程第3、認定第1号 決算の認定についてから日程第23、報告第8号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、認定第1号から日程第23、報告第8号までを一括議題とします。

日程第3、認定第1号 決算の認定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 認定第1号 決算の認定について、ご説明いたします。

本件は、令和3年度浪江町一般会計をはじめ9つの特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が

続く中ではありましたが、浪江町復興計画第三次の初年度として、復興計画に掲げられた各施策を推進し、営農再開を後押しする乾燥調製貯蔵施設や地区防災コミュニティセンターの完成、福島県内初の震災遺構である浪江町立請戸小学校の一般公開開始など、これまでの取組が少しずつ成果として見え始めた一年となりました。

この結果、一般会計における決算は、歳入416億4,529万円、歳出402億4,121万4,000円と、引き続き大規模なものとなりました。

一方で、財源の多くは国・県等に依存している状況に変わらず、引き続き厳しい財政状況となっております。新型コロナウイルス感染症などによる社会情勢の変化にもしっかりと対応しつつ、財政健全化や人口増加に向けた取組により、持続可能なまちづくりを進め、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち住んでみたいまち」の実現に向け取り組んでまいります。

決算に関連しては、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年度同様全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

その他の9つの特別会計においても、全て実質収支黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、詳細説明は会計ごとに行います。

令和3年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、主要な施策の成果によりご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

一般会計決算の状況でございます。第1表一般会計決算の概要をご覧ください。

令和3年度歳入歳出決算額は416億4,529万円、対前年度比21.4%の増、歳出決算額は402億4,121万4,000円、対前年度比27.7%の増で、福島再生加速化交付金を財源とした大規模なハード整備事業などによる国・県支出金の増加により、歳入歳出とも前年度を上回る決算額となっております。歳入歳出差引額14億407万6,000円から翌年度へ繰り越すべき財源7億7,602万6,000円を差し引いた実質収支は6億2,805万円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4億2,678万3,000円の黒字、さらに財政調整基金への積立て及

び取崩し、繰上償還金を加えた実質単年度収支は6億5,737万4,000円の黒字となっております。

続きまして、歳入の状況でございます。

4ページ、第2表歳入の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、町税につきましては、東日本大震災及び原発事故の影響を考慮しつつ減免措置の内容を変更し、決算額で14億8,296万3,000円、構成比3.6%、対前年度比50.4%の増となっております。

次に、地方交付税は70億4,727万2,000円、構成比16.9%、対前年度比0.3%の増となっております。

次に、国庫支出金は120億2,635万8,000円、構成比28.9%、対前年度比92.9%の増で、畜産施設敷地造成事業や地区防災拠点整備事業等の財源として、福島再生加速化交付金が交付されたことなどにより増額となっております。

次に、県支出金は67億4,622万6,000円、構成比16.2%、対前年度比59.4%の増で、乾燥調製貯蔵施設整備事業等の財源として、福島再生加速化交付金が交付されたことなどにより増額となっております。

次に、繰入金は51億9,437万9,000円、構成比12.5%、対前年度比55.5%の増で、事業の完了に伴い、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金及び浪江町復旧復興基金繰入金が減少したことなどにより減額となっております。

次に、諸収入は53億7,603万3,000円、構成比12.9%、対前年度比488.9%の増で、建物に係る原子力損害賠償金の支払いがあったことなどにより増額となっております。

続きまして、5ページ、第3表財源の構成でございます。

まず、一般財源と特定財源との比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源は108億9,314万7,000円、構成比26.2%、対前年比6.6%の減、国・県支出金や基金繰入金等の特定財源は307億5,214万3,000円、構成比73.8%、対前年比35.9%の増となっております。前年度と比較しますと、特定財源において繰入金が大きく減少しておりますが、これは事業完了に伴い浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金及び浪江町復旧復興基金繰入金が減少したことなどによるものでございます。

次に、自主財源と国県依存財源との比較でございますが、自主財源は150億8,202万9,000円、構成比36.3%、対前年度比5.6%の減、国県依存財源は265億6,326万1,000円、構成比63.7%、対前年度比44.9%の増となっております。前年度と比較しますと、自主財源に

において繰入金の減、また国県依存財源においては国庫支出金の増などが主な変動要因となっております。

続きまして、7ページ、第4表町税の状況でございます。

町民税につきましては、個人町民税が6億5,080万9,000円、対前年度比69.7%の増、純固定資産税が5億5,730万4,000円、対前年比92.9%の増となっております。これによって、町税全体の決算額は14億8,296万3,000円、対前年度比50.4%の増となっております。

続きまして、歳出の状況について、8ページ、第5表目的別歳出の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費は155億5,485万9,000円、構成比38.7%、対前年度比107.6%の増で、福島再生加速化交付金における基金型事業の増加に伴い、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金積立金が増額となったことや、原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金に積み立てたことなどによる増でございます。

次に、民生費は42億107万3,000円、構成比10.4%、対前年度比39.9%の増で、介護関連施設整備及び浴内アスレチック施設整備を浪江町地域スポーツセンターの南側に整備したことなどによる増となっております。

次に、農林水産業費は92億2,886万5,000円、構成比22.9%、対前年度比90.6%の増で、乾燥調製貯蔵施設の建設などによる増となっております。

次に、商工費は25億7,207万2,000円、構成比6.4%、対前年度比66.7%の減で、交流情報発信拠点施設整備費の減、木材製品生産拠点整備費の減などによるものでございます。

次に、土木費は24億7,000万9,000円、構成比6.1%、対前年度比35.6%の減で、請戸住宅団地整備事業の完了に伴う減などによるものでございます。

続きまして、10ページ、第6表性質別歳出の状況その1でございます。

義務的経費につきましては29億2,791万4,000円、構成比7.3%、対前年度比13.7%の増で、子育て世帯や住民税非課税世帯を支援するために臨時特別給付金の給付により扶助費が増加したことによるものです。

次に、投資的経費は、152億6,776万9,000円、構成比37.9%、対前年度比4%の増で、産業団地整備、木材製品生産拠点整備を進めたことなどによるものでございます。

次に、その他の経費は220億4,553万1,000円、構成比54.8%、対

前年度比54.6%の増で、福島再生加速化交付金における基金型事業の増加に伴い、積立額が増加したこと、原子力損害賠償金を基金に積み立てたことなどによるものでございます。

次に、第7表には性質別歳出の状況その2について記載しております。

続きまして、13ページ、第8の1表財政構造に係る指数等の状況でございます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は80.1%で、前年度より10.1ポイント減少しております。しかしながら、震災以降、復旧・復興事業の進展により財政規模が膨大となる一方、経常一般財源が依然として少ない状況でありまして、財政構造が硬直化しておりますので、自主的な財政運営が困難となっております。

次に、財政力指数は0.39で、前年度より0.01ポイント増加しております。

次に、財政調整基金現在高は43億5,181万5,000円で、前年度より2億3,059万1,000円増加しております。

次に、財政調整基金現在高は41億2,122万4,000円で、前年度より8億101万8,000円増加しております。

次に、翌年度以降財政負担額は21億1,487万3,000円で、地方債の新規発行の抑制と償還を進めたことで前年度と比較して2億1,088万円減少しております。

次に、実質公債費比率は4.2%で、前年度より1.3ポイント減少しております。

続きまして、14ページ、第8の2表健全化判断比率の状況でございます。

実質公債費比率につきましては先ほどご説明したとおりですが、他の健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率につきましては、昨年度同様算出されておられません。

15ページ、第9表は地方債種別ごとの現在高一覧表。16ページ、第10表は地方債の借入先別、利率別現在高の状況となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、17ページ、第11表債務負担行為の状況でございます。

主に県営請戸川土地改良事業に対する補助金で、令和3年度決算額は合計で3,438万8,000円、令和4年度以降支出予定額は3,519万9,000円となっております。

次に、第11の2表双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況ですが、令和3年度決算額は5億1,640万8,000円で、3,202万5,000円の増と

なっております。

続きまして、19ページ、第12表基金の状況でございます。

積立基金は、一般会計で17基金、特別会計で5基金、計22基金設置しており、令和3年度末現在高は448億6,795万5,000円で、復旧・復興関連事業の財源を浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金へ積立てを行ったほか、原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金へ積み立てたことなどにより87億4,968万3,000円増加しております。また、定額運用基金の令和3年度末現在高は4億9,487万円となっております。

一般会計の決算については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算につきまして、主要な施策の成果103ページのほうでご説明をいたします。

令和3年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算額におきましては、歳入147万4,000円、0.1%の減、歳出が104万円、0.1%の減となりました。

歳出としては、負担金補助及び交付金29万円で、前年度と比較して11万5,000円、65.7%の増となったものでございます。

次ページになります。中段に助成内容が記載されております。スポーツ事業で9件、文化事業で1件、計10件に助成をいたしました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、国民健康保険事業特別会計につきまして、主要な施策の成果105ページをお開き下さい。

まず、令和3年度の国民健康保険加入状況でございますが、加入世帯につきましては3,381世帯、前年度比3%の減。加入者数につきましては5,699名、前年度比5.2%の減となっております。

次に、106ページをご覧ください。

歳入歳出の状況でございますが、まず歳入でございますが、歳入の主なものとは県支出金が30億8,454万1,977円、前年度比1.9%の増。歳入合計は38億2,185万4,924円、前年度比1%の増となっております。次に、歳出でございますが、歳出の主なものとは保険給付費が

26億7,196万3,116円、前年度比2.3%の増。また、1人当たりの保険給付費につきましては46万8,848円、前年度比7.9%の増。歳出合計は36億7,802万4,641円、前年度比3.3%の増となっております。

なお、令和3年度につきましても国保税及び医療費の一部負担金につきましては、避難指示解除区域の上位所得世帯を除きまして、国の財政支援により減免を実施したところでございます。

次に、107ページをご覧ください。

医療費適正化事業でございますが、これはレセプト点検でございます。事業費は107万2,852円、査定の結果は、1点当たり10円として266万5,640円の医療費が適正化されてございます。

次に、108ページをご覧ください。

医療給付の状況でございますが、合計26億5,512万8,811円、前年度比2.3%の増となっております。

次に、109ページをご覧ください。

高額療養費の状況につきましては、合計747万4,687円、前年度比74.3%の増となっております。

次に、その他の保険給付費でございますが、出産育児諸費につきましては、支給件数21件、支給額733万8,644円。葬祭費につきましては37件で、支給額185万円となっております。

次に、110ページをご覧ください。

国民健康保険事業納付金につきましては、総額で7億5,690万4,215円となっております。この納付金を納めることにより保険給付費の対象経費の全額を県から保険給付費等交付金として交付されるものでございます。

最後に、特定健康診査等事業につきましては、事業費2,843万5,480円で、対象者は40歳から74歳までの4,798人、受診者数2,234人、受診率は46.6%となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、国民健康保険直営診療施設事業特別会計決算について、主要な施策の成果111ページをお開きください。

浪江診療所につきましては、平成29年3月27日に開所し、本田所長ほか非常勤医師6名の協力の下、地域医療を提供してございます。1日当たりの受診者数は26.4人で、年々増加傾向にございます。

仮設津島診療所につきましては、平成29年3月24日から二本松市

油井石倉団地敷地内に開所しまして、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師3名及び非常勤医師1名の協力の下、町民に寄り添った医療を提供してございます。1日当たりの受診者数は21.5人で、年々減少傾向にございます。

次に、112ページをお開きください。

令和3年度決算の歳入につきましては、合計3億9,669万2,388円、前年度比5.7%の増、歳出は合計3億4,614万9,475円、前年度比12.9%の増となっております。

次に、113ページをご覧ください。

仮設津島診療所の診療状況につきましては、外来、合計、実人数が791人、延べ人数5,157人、診療収入金額合計は5,778万1,934円となっております。

次に、114ページをお開きください。

浪江診療所の診療状況につきましては、外来、合計、実人数が1,914人、延べ人数5,794人、診療収入金額合計は4,957万9,142円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果115ページをお開きください。

5行目、中ほどからになります。令和3年度は、管渠実施設計業務委託（高瀬処理区）及び樋渡地区の下水道管渠の復旧工事をおこないました。また、浪江町内に居住する一般家庭の公共下水道使用料金の免除を実施しております。

決算額は、歳入合計4億4,173万4,469円で、前年と比較して1億3,826万6,700円、23.8%の減、歳出合計4億2,494万1,103円で、前年と比較して1億4,663万1,050円、25.7%の減となっております。

次に、116ページに移りまして、上段、下水道建設費になります。

主な事業は、公共下水道管渠実施設計業務委託（高瀬処理区）、雨水施設対策効果検証業務委託及び下水道事業アドバイザー業務委託となっております。

中段、下水道維持管理費です。

主な事業は、浪江浄化センターの維持管理業務委託、公共下水道台帳更新委託及び公共下水道応急復旧工事となります。

下段、下水道災害復旧費になります。

主な事業は、東日本大震災により被災した樋渡地区の公共下水道

災害復旧事業委託、公共下水道災害復旧工事となっております。

次に、117ページをお開きください。

上段、借入先別地方債の状況になります。右から2列目が現在の残高です。下段は利率別地方債の状況になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 主要な施策の成果の1ページをご覧ください。

7段目をご覧ください。工業団地造成事業特別会計、歳入が603万9,000円、歳出がゼロ、繰越しが603万9,000円となります。

よろしくお願いたします。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果118ページをお開きください。

4行目からになります。

令和3年度は、農業集落排水施設の維持管理、浪江町内に居住する一般家庭の農業集落排水使用料金の免除を実施しております。

決算額は、歳入合計4,369万9,603円で、前年と比較して1,528万6,634円、25.9%の減。歳出合計3,366万3,214円で、前年と比較して1,283万8,738円、27.6%の減となっております。

次ページをお開き願います。

農業集落排水維持管理費です。主な事業は、農業集落排水施設の維持管理、流入汚水処理後の放流水質検査となっております。

続きまして、下段、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況になります。右から3列目が現在の残高になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

120ページをお開きください。

令和3年度介護保険事業特別会計決算、歳入歳出の状況は、歳入総額が28億8,097万1,665円、歳出総額が27億5,268万4,090円でござ

います。前年度と比較して、歳入が2億3,308万8,929円、7.5%の減、歳出が8,614万6,179円、3.0%の減となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金で11億5,663万5,627円、前年度と比較いたしまして15.2%の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費20億9,568万3,940円で、前年度と比較いたしまして2.5%の減となっております。

なお、介護保険サービスの利用者負担については、上位所得者等を除き、免除となっており、特例補助金により諸支出金として負担しております。

121ページをお開きください。

介護認定審査会の状況をご説明します。

事業費は、1,062万7,960円でございます。

介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。令和3年度は、新規認定及び更新認定の審査会を60回開催し、1,557件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は321件となっております。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定業務を行っております。

次に、認定者の状況でございます。令和3年度末の要介護、要支援認定者数は1,423名で、前年度と比較いたしまして1.9%の減となっております。

122ページをお開きください。

介護保険給付事業についてでございますが、事業費が、20億9,568万3,940円。財源内訳は、国庫支出金が12億6,788万8,785円、特定財源が5億6,583万4,663円、一般財源が2億6,196万492円となっております。被保険者の状況でございますが、令和3年度の第1号被保険者は6,171名、前年度と比較いたしまして56名の増となっております。

次に、受給者の状況でございますが、令和3年度要介護・要支援サービス受給者1,257名で、35名の減となっております。

123ページをお開きください。

介護サービス別保険給付の状況の主な事業でございますが、介護サービス等諸費は19億9,404万8,480円で、2.0%の減となっております。介護予防サービス等諸費は4,271万5,669円で、4.7%の増となっております。特定入所者介護サービス等費5,524万4,355円で、23.0%の減となっております。

124ページをお開きください。

地域支援事業でございますが、事業費が1億1,425万7,610円で、

財源内訳は、国県支出金が6,311万6,959円、特定財源が2,112万1,753円、一般財源が3,001万8,898円となっております。

総合事業受給者の状況については、介護予防ケアマネジメントは1,526件、訪問型サービス利用件数は875件、通所型サービス利用件数は1,938件となっております。一般介護予防事業と包括的支援事業・任意事業につきましては、町、地域包括支援センターが記載にあります各事業内容により、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため、適切な介護、医療、福祉サービスが提供されるよう包括的に支援いたしました。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、主要な施策の成果1ページをお開きください。

下から3行目が財産区管理事業特別会計となっております。

歳入決算額305万3,000円につきましては、全額繰越金となっております。

歳出決算額27万1,000円につきましては、主に財産区管理会報酬並びに旅費等でございます。

歳入歳出差引額は278万2,000円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、主要な施策の成果125ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に、保険料及び医療費の窓口での一部負担金につきまして、解除区域の上位所得層の被保険者を除きまして減免となっております。

歳入歳出の状況でございますが、歳入合計は9,893万8,661円、前年度比1.4%の増となっております。歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出合計は8,018万8,013円、前年度比1.4%の減となっております。歳出のおもなものは、後期高齢者医療制度の保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、ご説明をいたします。

本案は、令和3年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、税抜きで総収入4億5,076万9,000円、総費用3億8,639万8,000円となり、当年度においては6,437万円の利益となりました。

次に、資本勘定では、税込みで収入総額10億6,428万7,000円、支出総額15億255万2,000円、4億3,826万5,000円の不足額が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等により補填したところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 決算書によりご説明いたします。14ページをお開き願います。

水道事業報告書でございます。

1、概況の（1）総括事項です。施設面では、福島第一原子力発電所事故による給水人口の減少となった状況や既存施設等の集中的な更新時期を迎える中、産業団地整備への配水管工事など総合的な整備を進めております。

水質の安全・安心については、放射性物質24時間モニタリング検査を実施し、広報及びホームページで公表し、不安解消に努めました。また、安全でおいしい、高品質な水道水を実感していただくために、国際的な品質評価機関であるモンドセレクションに応募し、金賞受賞、さらにはイオン東北株式会社の協力の下、福島県内でイベントを実施し、ナミエウォーターの販売促進と浪江町のイメージアップへの取組を行いました。

経営面では、事業用の給水量が増えたことから営業収益が増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、一般家庭用として利用している世帯の水道料金を免除しました。また、令和2年度給水収益の減収分の賠償については、東京電力ホールディングス株式会社と合意したところであります。

給水状況については、事業再開による水需要の増加により、有収水量は約31万6,624立米と前年度に比べ15万6,338立米増加しました。

施設整備事業については、産業団地等への安定的な給水を確保するために、小野田取水場関係工事、県道及び町道拡幅に伴う配水管

布設工事を実施しました。

財政状況については、収益的収入は、税抜きで総収益4億5,076万9,013円と、前年と比べ2億9,694万7,527円減少となりました。収益的支出は、税抜きで総費用3億8,639万8,205円、前年度に比べ6,193万78円の増加となり、差引き6,437万808円の利益となりました。

資本的収入及び支出は、税込みで、収入総額10億6,428万7,170円、支出総額15億255万2,808円で、差引き4億3,826万5,638円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、戻りまして6ページ、7ページをお開き願います。

損益計算書でございます。

収益から費用を差し引きました当年度純利益につきましては、7ページ、下から4行目をご覧ください。

当年度は、6,437万808円の利益となりました。

次に、8ページ、下段の表をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）でございます。右の列をご覧ください。

当年度末、未処分利益剰余金は6億8,937万1,041円です。資本金への繰入れ1億327万1,434円として、繰越利益剰余金は5億8,609万9,607円として計上させていただきます。

次に、10ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。

資産の状況及び負債、資本の状況が記載されておりますので、ご確認をお願いします。

続いて、20ページをお開き願います。

会計で、上段は契約額が1,000万円以上のものがございます。小野田取水場関連工事ほか老朽管の布設替え工事などがあります。

中段は、企業債及び一時借入金の状況でございます。

前年度末残高5億4,618万4,485円、本年度借入額3億3,500万円、本年度償還額9,739万2,639円、本年度末残高7億8,379万1,846円です。

22ページ以降につきましては、参考資料となります。

23ページが、水道事業会計、キャッシュフロー計算書、24、25、26ページが収益費用明細書、27ページが資本的収支明細書、28、29ページが固定資産の明細書、30ページ、31ページが企業債明細書となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果

に関する意見をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（山本邦一君） それでは、決算審査等意見書について、ご説明いたします。

意見書なんですけど、タブレットの中に格納されております。1の議案等資料の中に、議案書の隣に00決算審査意見書2022年8月26日というファイルがありますので、これをお開きください。

それでは、これを1枚おめくりください。

これは、令和3年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について、令和4年8月19日付で監査委員より浪江町長宛てに意見書を提出したものでございます。

それでは、意見書の目次で、下のほうに目次がございますので、それで説明いたします。

意見書の目次で1ページ、タブレットでいうと7ページになりますけれども、目次で1ページをご覧ください。

令和3年度浪江町歳入歳出決算審査意見書ですが、まず、審査の対象は、浪江町一般会計歳入歳出決算書ほか9つの特別会計決算書となっています。

審査の期間は、令和4年7月19日から令和4年7月28日まで実施しています。

審査の方法ですが、審査に付された決算書等に基づき、各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行ったものでございます。

審査の結果でございますが、一般会計及び特別会計の審査に付された決算書等は関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められました。

隣のページ、意見書の2ページでございますが、総括になります。

一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額493億3,974万9,000円、歳出総額475億5,817万6,000円、形式収支は17億8,157万3,000円の黒字決算となっております。各会計の形式収支は、一般会計で14億407万6,000円、特別会計の合計ですが、3億7,749万7,000円、各会計とも黒字決算となっております。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支6億2,805万円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加えて積立金取崩し額

を差し引いた実質単年度収支は6億5,737万4,000円の黒字決算となっております。

一方、特別会計全体では、実質収支3億7083万7,000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2億4,370万5,000円の赤字となりました。その内訳は次の表のとおりとなっております。

続いて、意見書の6ページまでお進みください。

意見書6ページ、一般会計になります。

まず、総括ですが、最終予算総額は、当初予算額244億6,900万円から補正予算額1億289万6,000円を増額し、前年度からの継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額101億7,964万1,000円を合わせ、437億5,153万7,000円となりました。

決算収支は、歳入歳出差引額が14億407万6,000円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源7億7,602万6,000円を差し引いた実質収支額は6億2,805万円となったところでございます。

以下、第2表が財政分析比率、次のページの7ページからは歳入の状況が続きます。それで、ずっといつていただきまして、歳入が20ページまで、歳入の状況が記載されております。

21ページから30ページまで歳出の状況が記載されております。

さらに、31ページからは特別会計の状況が34ページまで記載されております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、意見書の35ページをお開きください。

令和3年度基金運用状況審査意見書となっております。

審査の対象は、浪江町財政調整基金ほか23の基金を対象といたしております。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様な方法で実施したところ です。

審査の結果であります。基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しました。以下、36ページから各基金の状況を記載しております。

意見書の41ページをお開きください。

令和3年度健全化判断比率等審査意見書となっております。

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見ですが、実質公債費比率については4.2%となっております。

早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。

その他の比率については算出されませんでした。是正改善を要する事項についても、特に指摘すべき事項はございませんでした。

続きまして、42ページをお開きください。

令和3年度浪江町水道事業会計決算審査意見書であります。

審査の対象は、浪江町水道事業会計決算書。審査の期間は、令和4年7月25日に実施いたしました。審査の方法は、住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された決算諸表は関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

次のページに事業の概要、さらにもその次のページから予算の執行状況が記載されております。

意見書の46ページをお開きください。

令和3年度浪江町水道事業会計資金不足比率審査意見書であります。

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率についてですが、令和3年度の資金不足比率は生じておりません。また、是正改善を要する事項についても特に指摘する事項はございませんでした。

最終ページ、47ページをご覧ください。結びになります。

結びの中段から下に指摘事項がございます。

今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められましたが、予算執行に当たっては次の点に留意するように指摘いたしました。

1点目、契約の変更が多く見受けられました。契約後に発生する予測可能な事象を除き、綿密な積算に努め、適正な金額を算出した上で契約行為を行うこと。

また、随意契約も多く見受けられました。契約は一般競争入札を基本とし、特に性質または目的が競争入札に適しないためとして、随意契約を結んでいる者については、随意契約理由を再確認し、適正な契約処理を行うこと。

2点目ですが、予備費の充当が昨年に引き続き多く見受けられました。災害対応等緊急を要する対策等への充当は理解いたしますが、特別な理由を除き、原則は補正予算での対応とし、議会の承認を得た上での事業執行とすること。

3点目、随時、事業の進捗を確認して、不用額が発生しないよう予算編成すること。特に予算科目が複数科にまたがる予算については、今後必要額を相互に確認し合い、適正に対応すること。

また、前段で記載した予備費の充当を行い、そのまま不用額として残すといったケースも見受けられるため、きちんと精査して執行すること。

4点目、3月定例会での補正が最終補正であることを認識し、専決処理は緊急的な案件のみであることを念頭に置くことを指摘いたしました。

最後に、今後も大規模な予算編成が続くものと予想されますが、事業の執行に当たっては、将来的な運営経費を見据えた財政運営を常に念頭に置きながら、効果的・効率的な事業の執行は図るべきとして意見書を提出させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、労働者が妊娠、出産、育児等及び仕事を両立できる職場環境の整備を推進するため、地方公務員の育児休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案第54号資料によりご説明申し上げます。

タブレットの議案書6ページをご覧ください。

2の主な改正の内容でございますが、（1）第2条の改正は、第4号ア（ア）の改正により非常勤職員が育児休業する場合の要件であります該当職員の任期を緩和するものでありまして、該当する子の出生の日から8か月を経過する日まで任期があることを要件とすること、それから、第4号イ（ア）の改正により、非常勤職員が育児休業する場合の要件を緩和するものでして、非常勤職員が育児休

業を開始できる日は、1歳到達日の翌日、1歳2か月の翌日、または1歳6か月の翌日とすること、これらのほか所要の規定整備を行うものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

(2) 第2条の3の改正は、第3号のアの改正により、1歳から1歳6か月に達する子を養育するための育児休業をしようとする場合の要件を緩和するものでございまして、当該非常勤職員の配偶者は、当該非常勤職員の育児休業期間の末日以前の日を育児休業の開始日とすることができることとする。

それから、4ポツ目になりますが、第3号エの追加は、該当期間中に取得することができる育児休業の回数を定めるものであること。これらのほか所要の規定整備を行うものでございます。

次に、(3) 第2条の4の改正は、第1号の改正につきましては、2歳に達する子を養育するための育児休業を取得するための要件を定めるものであること。

続きまして、次のページ、8ページをご覧ください。

ここの3ポツ目になります。第4号の追加につきましては、該当期間中に取得することができる育児休業の回数を定めるものであること。

以上、これらのほか所要の規定改正を行うものでございます。

次に、(4) 第2条の5の削除は、法律の改正による条項ずれを改めるものでございます。

次に、(5) 第3条の改正は、第5号につきましては、育児休業終了後3か月以上の期間を経過すれば再度の育児休業を請求することができませんでしたが、これを削除することにより育児休業の取得要件を緩和するもの、また、8号からの移動になりますけれども、第7号の改正は、育児休業を取得している非常勤職員は、任期が更新される場合には引き続き育児休業を取得できるが、任期付職員についても同様の扱いとするもので、これらのほか所要の規定整備を行うものでございます。

第3条の2につきましては、法律の改正による条項ずれを改めるものでございます。

続きまして、次のページ、9ページをご覧ください。

(7) 第7条の改正は、第5号の改正により、法律の改正に合わせ、再度の育児時間勤務を申し出る際の書類を改めるものでございます。

最後に、3、施工期日ですが、この条例は令和4年10月1日から施行するとするものでございます。

10ページ以降につきましては新旧対照表のほうを掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第55号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第55号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地域再生法第17条6の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第55号資料によりご説明いたします。

18ページをお開きください。次の次のページになります。

2、改正の内容でございます。

第2条で固定資産税の課税免除、または不均一課税の対象期間について、終期を令和4年3月31日を、令和6年3月31日に2年間延長、また、対象となる固定資産の取得期限について、認定を受けてから2年間であったものを3年間に、1年間延長するものでございます。

次に、第3条につきましては、対象となる納税者が選択できる固定資産税の措置について規定しております。

新たに、福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の規定による課税免除、そして、福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく課税免除に関する条例の規定による固定資産税の課税免除を追加いたしまして、納税者の選択により、いずれか一の規定を適用するとしたものでございます。

3には、附則の施行期日を記載してございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとしたものでございます。

なお、資料下段には改正されるものではございませんが、参考として、本条例における課税免除及び減免の内容について表にまとめてございますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第56号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（城西橋））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第56号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、橋梁補修工事（城西橋）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、タブレット21ページをご覧ください。

議案書により説明をいたします。

1、契約の目的、橋梁補修工事（城西橋）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字上川原地内他。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6,710万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額610万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和5年3月31日までです。

続いて、22ページをご覧ください。

議案資料1でございます。城西橋の位置図です。

国道114号大字権現堂地内から旧サンプラザの西側を通り、大字西台地内に通じる町道上川原反町線上の請戸川に架かる橋梁でございます。

続いて、23ページ、資料2をご覧ください。

補修工の一般図でございます。

右下の工事概要をご覧ください。施工延長96.285メートル、幅員16.8メートル。舗装の打替工1,468.6平米、歩道・車道の全面が対象でございます。橋面防水工1,468.6平米、こちらも歩道・車道の全面が対象です。伸縮装置取替え工、2か所で延長31.5メートルです。

資料2、上の側面図をご覧ください。

伸縮装置は、橋の両端2か所の取替えです。橋台と桁の間にあり、桁の伸縮や揺れ等を吸収するものです。

続いて、24ページをご覧ください。

資料3です。こちらは入札の執行結果表ですので、後ほどご確認願います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第57号 工事請負契約の締結について（文化財収蔵庫新築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第57号 工事請負契約の締結について、ご説明をいたします。

本案は、文化財収蔵庫新築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役、戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。25ページをお開きください。

契約の目的、文化財収蔵庫新築工事。

施工箇所、浪江町大字小野田字下原地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1億9,580万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,780万円。

契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役、戸川聡。

工期、議会の議決を得た日から令和5年3月31日までとなっております。

次に、26ページ、議案資料1をご覧ください。

施設の平面図となります。

構造は、軽量鉄骨平屋建てでございます。延べ床面積は591.62平米となっております。施設では、図面左下が入り口となっており、前室や収蔵物の管理のための作業室があり、図面の左側に収蔵庫A、一番大きな部屋が収蔵庫Bとなっております。

収蔵庫Aは、常時空調管理の部屋となっております。主に古

文書などを収蔵する予定であります。収蔵庫Bは、収蔵用棚138台を設置し、埋蔵文化財調査の収蔵品や、古い民具や農具、閉校となった学校の品などを保管する部屋となります。

次のページ、27ページをお開きください。

立面図となっております。

左上の図面が施設正面の立面図となりますが、先ほど説明した施設入り口が左側にあり、その他にも中央の網かけ部分がございますが、こちらが収蔵庫Bへ直接搬入できる搬入口となっております。

続いての28ページが入札の執行結果表となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第58号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第58号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、室原地区防災拠点造成工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億8,160万円ですが、491万5,900円を減額し、2億7,668万4,100円に変更するものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案書によりご説明いたします。

タブレット29ページをご覧ください。

1、契約の目的、室原地区防災拠点造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原字八龍内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前2億8,160万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,560万円。変更後、2億7,668万4,100円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,515万3,100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土淵2番地3、豊工業株式会社代表取締役、岩野廣秀。

6、工期、令和3年9月15日から令和4年12月28日まで。

続きまして、次のページ、30ページをご覧ください。

議案第58号資料をご覧ください。

変更理由書になります。

土工につきましては、現場発生土の利用による盛土を実施しましたが、盛土材の状態が悪く、規定の支持力を確保するために、新た

に9,733.4立方メートルの安定処理が必要となったものです。

それから、防災工につきましても、工事施工中の土砂の流出等を防ぐため、仮設で土留めの柵や排水を整備・撤去することにしていましたが、受注業者と協議の結果、施工手順を工夫することによりまして土砂の流出を防ぐことが可能となり、これが必要なくなったものでございます。

それから、農業用水工では、町道拡幅部分を掘削したところ、既設の用水管が想定より浅い位置に埋設してあることが分かりまして、既設管260.2メートルの撤去が必要になったものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第59号 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第59号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、麦ノ沢ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億3,100万ですが、3,072万4,100円を増額し、2億6,172万4,100円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和4年10月31日ですが、令和4年12月23日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明いたします。

31ページをお開きください。

1、契約の目的、麦ノ沢ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字末森字麦ノ沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前2億3,100万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,100万円。変更後、2億6,172万4,100円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,379万3,100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、当初、令和3年9月15日から令和4年10月31日。変更、令和3年9月15日から令和4年12月23日です。

次に、32ページをお開きください。

議案資料1でございませう。

変更の理由でございます。

施行前調査の結果、麦ノ沢第1ため池で施工対策範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策面積を増加する。また、当初掘削範囲においては、深度50センチまでに8,000ベクレル／キログラム以上の検出を確認したことから、掘削深を変更する。

施行実績により第1、第2ため池の凝集剤を増加する。

工期については、第1ため池の対策範囲外の施工前調査において、ため池性質が震災以降に流入した堆積土砂に覆われていることが判明したため、掘削深調査及び放射性物質濃度の確定に時間を要したことから、工期を令和4年12月23日まで延長する。内訳は変更内容の表のとおりとなります。失礼いたしました。

続きまして、33ページ、議案資料2をお開きください。

麦ノ沢第1ため池の平面図となります。

今回の工事の当初設計に当たり、根拠とした調査点の調査結果の数字は黒字で示しています。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より高い数値が施工範囲外にて確認されたことから、赤色で示したエリアを追加し、その面積は619平米となります。

次に、黄色で着色した範囲は、深さ30センチのバックホー掘削を行う予定でしたが、放射性物質濃度が深さ50センチまでに8,000ベクレル／キログラム以上の検出がかくにんされたため、掘削面積621平米の掘削深を50センチまで変更するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第60号 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第60号 工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

本案は、八竜内ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億9,151万7,700円ですが、991万5,700円を減額し、1億8,240万2,000円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書にご説明いたします。

34ページをお開きください。

- 1、契約の目的、八竜内ため池環境保全整備工事。
 - 2、施工箇所、浪江町大字室原字樋迫地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、変更前1億9,151万7,700円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,741万700円。変更後、1億8,240万2,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,658万2,000円。
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社代表取締役、室原泰仁。
 - 6、工期、令和3年9月15日から令和4年10月31日。
- 次に、35ページ、議案資料をお開きください。
変更の理由でございます。
- 八竜内第2ため池の地下水対策及び地盤改良工を実施したことで、ため池堤質の効果が高まり、固化材散布量が少なくなったことにより、固化材数量を減する施工実績により耐候性大型土のうを減する。内訳については、施工実績により固化材散布55トンの減、耐候性大型土のう361袋の減となります。
- 説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで昼食休憩のため、午後1時まで休憩しようと思います。

（午前11時42分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後1時00分）

○議長（佐々木恵寿君）　日程第12、議案第61号　令和4年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第61号　令和4年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億7,019万円を追加し、歳入歳出予算の総額を351億5,138万8,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

タブレットの46ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をいたします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億5,897万7,000円の増につきましては、普通交付税の交付額の決定、そして福島再生加速化交付金対象事業に係る補助裏分として、主に水道事業整備事業、福島高度集成材製造センター倉庫整備事業などに充当する震災復興特別交付税の増によるものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金3,059万2,000円の増につきましては、主にオミクロン株対応のワクチン接種にかかります国庫負担金の増によるものでございます。

同じく目6土木費国庫負担金1,161万6,000円の増につきましては、南宮上内田線補修測量設計及び町道堀内新町線の補修工事に係る国庫負担金の増によるものでございます。

47ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金7億1,448万4,000円の増につきましては、主に福島高度集成材製造センター倉庫整備事業、そして水道施設の整備事業に係る財源としまして、福島再生加速化交付金（帰還移住等環境整備）の増で、原油価格物価高騰緊急支援金、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金に係る財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものでございます。

同じく目3衛生費国庫補助金1億5,633万3,000円の増につきましては、節2保健衛生費国庫補助金で、主にオミクロン株対応ワクチン接種に係る事務手数料、データ整理委託料に係る財源としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増、そして、節5災害等廃棄物処理事業費国庫補助金で、令和4年3月に発生しました福島県沖地震において半壊以上の被害認定を受けました家屋解体撤去にかかります費用としまして、災害等廃棄物処理事業費補助金の増によるものでございます。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金1,205万6,000円の増につきましては、帰還困難区域内の仮設トイレの清掃回数を増やすことに伴います財源としまして、原子力災害区域等帰還再生加速化事業交付金の増、そして陶芸の杜おおぼり機能回復事業及び帰還困難区域内でのごみ集積庫について劣化、荒廃が著しい箇所について交換補修をする財源としまして、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の増によるものでございます。

48ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金2,194

万7,000円の増につきましては、主に節1 農業費県補助金の営農再開支援事業補助金の増が主な理由となっております。

49ページをお開きください。

款15県支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金3,595万1,000円の増につきましては、主に福島県議会議員補欠選挙の財源として委託金が増となっているものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1 特別会計繰入金、目3 介護保険事業特別会計繰入金2,305万2,000円の増につきましては、令和3年度精算に伴う増でございます。

同じく目4 国民健康保険直営診療施設事業特別会計繰入金3,000万円の増につきましても、令和3年度の精算に伴います増でございます。

款18繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金2,797万7,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

50ページをご覧ください。

同じく目2 浪江町復旧復興基金繰入金7,331万6,000円の増につきましては、主にRE100産業団地整備事業、駅前商業施設基本設計委託料の財源としまして、浪江町復旧復興基金の繰入金を増額するものでございます。

同じく目7 浪江町帰還移住等環境整備交付金基金繰入金2億9,074万5,000円の増につきましては、主に農業水利施設等保全再生事業、RE100産業団地整備事業の財源としまして、浪江町帰還移住等環境整備交付金基金繰入金を増額するものでございます。

款19繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金4億2,805万円の増につきましては、繰越額の確定によるものでございます。

款20諸収入、項4 雑入、目1 雑入1億5,838万1,000円の増につきましては、主に節2の弁償金で、本庁舎備品及び平成24年度の行政経費にかかります原子力損害賠償金の増によるものでございます。

51ページをお開きください。

款21町債、項1 町債、目1 臨時財政対策債2,260万9,000円の減でございますが、こちらは発行額の確定によるものとなっております。

52ページからは歳出のご説明となります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,616万円の増につきましては、主に節12の委託料のふるさと帰還通行カード更新業務委託料の計上によるものでございます。

同じく目3 財政管理費1億5,838万2,000円の増につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきました原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金へ積み立てるものでございます。

同じく目6企画費6億5,051万4,000円の増につきましては、主に節24の積立金で、水道事業整備事業の財源となる福島再生加速基金を浪江町帰還移住等環境整備交付金基金に積立をするもの等でございます。

53ページをお開きください。

同じく目9財政調整基金費3億2,000万円の増でございます。こちら前年度歳計剰余金の2分の1程度を財政調整基金へ積み立てるということになっておりますので、財政調整基金へ積立をしているものでございます。

54ページをご覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目5福島県議会議員補欠選挙費3,490万6,000円の増につきましては、10月30日投開票の県議会議員補欠選挙に係る経費を今回補正計上しております。

55ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費4,143万8,000円の増につきましては、主に節18負担金補助金及び交付金で物価高騰対策として高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯であって町民税非課税世帯に補助をする緊急補助金の補正が主な理由となっております。

続きまして、57ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費4,146万4,000円の増につきましては、58ページの節12にございます主に節12委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料の増でございます。内容としましては、オミクロン株に対応したワクチンの接種に係る費用となっております。

同じく目8災害廃棄物対策事業費3億4,256万3,000円の増でございますが、こちらは主に節12委託料の災害等廃棄物撤去処理業務委託料で、令和4年3月に発生した福島県沖地震において半壊以上の被害を受けた家屋等について解体撤去を行うための費用を計上してございます。

59ページをお開きください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費3億2,166万7,000円の増につきましては、主に18負担金補助及び交付金2億7,732万6,000円の増で、小野田取水場水源改良工事、小野田配水場建築工事などにかかります上水道事業の補助金の増によるものでございます。

続きまして、60ページをご覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、目5営農再開支援事業費1,564万6,000円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金の

すぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援事業補助金について、支援団体の増によります増、そして除染後農地の地力回復支援事業の補助金につきましては、対象面積の増による補正金額の増が主な要因となっております。

款6農林水産業費、項2農業土木費、目1農地保全管理費3,843万7,000円の増につきましては、節12委託料で、ため池の放射性物質に係る再調査にかかります調査測量設計委託料及び節18負担金補助及び交付金で県営事業の金ヶ森ため池改修工事に係る費用計上による増となっております。

61ページをお開きください。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費1,900万1,000円の増につきましては、主に18負担金及び交付金で、原油価格、物価価格高騰対策として、事業者に対し支援金を交付するための費用を計上したことによる補正の増でございます。

続きまして、同じく目6企業誘致促進費1,551万2,000円の増につきましては、主に12の委託料で棚塩RE100団地整備に係る埋蔵文化財発掘調査業務委託料などの計上によります補正金額の増でございます。

続きまして、62ページをご覧ください。

同じく目11駅前商業施設整備事業費3,000万円の増につきましては、駅前商業施設整備にかかります基本設計の委託料等の増額となっております。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費5,156万4,000円の増につきましては、主に12委託料で南宮上内田線道路修繕測量設計委託及び下酒井橋など4橋梁にかかります橋梁補修設計委託料の計上による増加でございます。

次に、ページ41ページにお戻りください。

41ページは、第2表継続費補正でございます。

まず変更でございますが、款6農林水産業費、項2農業土木費、麦の沢ため池環境保全工事、同じくその下、八竜内ため池環境保全整備工事及び次の款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、橋梁災害復旧工事（菅原橋上部工）につきましては、施工実績などにより表のとおり変更とするものでございます。

次に、追加でございますが、款4衛生費、項3上水道費、事業名、水道施設整備事業（小野田配水場建設）、同じくその下、水道施設整備事業（小野田水源改良）につきましては、事業計画上、施工に複数年を要することから、新たに継続費として総額、年割額を設定するものでございます。

次の42ページをご覧ください。

第3表明許繰越費でございます。

款7商工費、項1商工費、事業名、駅前商業施設整備事業につきましては、事業の全体計画上、本年度から事業に着手する必要があるため、繰越明許費を設定して翌年度にかけて事業を実施するものでございます。

次に、第4表地方債補正でございます。

まず変更でございますが、臨時財政対策債につきましては、発行可能額が確定いたしましたので、限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次の43ページをご覧ください。

追加でございます。

令和4年3月に発生しました福島県沖地震により被災しました請戸上架施設に係る災害復旧事業債で、新たに限度額を設定し、地方債を追加するものです。利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

65ページは、補正予算による基金の運用状況となっておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第62号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第62号 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億323万6,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

71ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款7繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金1億3,383万円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

次に、72ページでございます。

ここからは歳出でございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分1,492万4,000円の減につきましては、県に納付する保険事業納付金の額の決定によるものでございます。

同様に項 2 後期高齢者支援金基金等分、目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分580万5,000円の減及び項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分810万円の増につきましても、納付額の確定による補正でございます。

次に、73ページをご覧ください。

款 4 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 2 特定保健指導費37万4,000円の増につきましては、特定保健指導の際に日常の食事の野菜摂取量を測定する機器を借り上げるものでございます。

款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 国保基金積立金7,200万円の増につきましては、歳計剰余金の一部を国民健康保険財政調整基金へ積み増すものでございます。

次に、款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 2 一般会計繰出金230万8,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に款 8 予備費として7,177万7,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第63号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第63号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,054万2,000円を追加し、予算総額を3億6,255万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） それでは、事項別明細書の79ページをお開きください。

まず歳入でございます。

款 5 繰越金、補正額4,054万2,000円の増につきましては、前年度

歳計剰余金でございます。

次に、80ページをお開きください。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目2浪江診療所管理費3,067万5,000円の増につきましては、主に節27繰出金の増でございます、前年度事業確定による一般会計の繰出しでございます。

最後に款3予備費、補正額986万7,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第64号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第64号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,877万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,171万9,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 事項別明細書の86ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3低所得者保険料軽減繰入金、節2過年度分116万6,000円の増は、前年度事業確定による一般会計からの繰入金であります。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億2,603万3,000円の増は、前年度歳計剰余金であります。

款9諸収入、項1雑入、目1雑入93万8,000円の増は、認定審査会負担金の確定による精算金であります。

87ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金7,286万1,000円の増は、前年度事業確定による国県等への精算金であります。

款4諸支出金、項3繰出金、目1他会計繰出金の2,305万3,000円の増は、前年度事業確定による一般会計への繰出金であります。

款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金 3,222万2,000円の増は、介護給付費準備基金への積立金であります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第65号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第65号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,775万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億346万2,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 事項別明細書の94ページをお開きください。

款 4 繰越金1,775万円の増につきましては、前年度の歳計剰余金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

95ページをお開きください。

款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金295万8,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、款 4 予備費1,479万2,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第66号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第66号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、水道事業資本的収入3億8,732万6,000円の増額、資本的支出3億9,618万4,000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明資料によりご説明いたし

ます。

109ページをお開きください。

上の段、資本的収入になります。

款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1億1,000万円の増は、企業債の借入収入、項4補助金、目1補助金2億7,732万6,000円の増は、町からの補助金で、どちらも配水場及び水源改良工事のための収入となります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款1水道業資本的支出、項1建設改良費、目3配水設備貫流改良費3億9,618万4,000円の増は、節工事請負費3億8,674万5,000円で、配水場は双葉町との境にある高区配水場、水源改良は小野田取水場の取水井戸、配水管工事は住宅への工事であります。節委託料943万9,000円は、工事の発注者支援業務であります。

次に、103ページにお戻りお開きをお願いいたします。

継続費に関する調書であります。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、小野田取水場建設工事は変更ございません。

次の事業名、小野田配水場建設工事は、令和4年度から令和5年度までの2か年事業としまして総事業費は8億235万1,000円であります。

次に、水源改良工事は、令和4年度から令和5年度までの2か年事業とし、総事業費は1億7,091万8,000円であります。2か年における年割額及び事業費に対する財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員の田村栄子氏の任期は令和4年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を法務大臣に再推薦したく、人権擁護法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想普及高揚に努めることを使命とし、今回推薦する田村氏については、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であり、再推薦するにふさわ

しいと考えております。

なお、現委員の任期は、令和4年9月30日となっておりますが、次回の人権擁護委員の委嘱発令日が令和5年1月1日となり、人権擁護委員法第9条ただし書きに基づき三月延伸されるため、令和5年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、同意第4号 特別功労者の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 同意第4号 特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第50回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は、2名の方が該当となります。

藤本忠男氏は、多年にわたり浪江町議会議員として地方自治の発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。この功績は誠に顕著であります。

君島勝見氏は、多年にわたり浪江町内の治安維持に貢献され、藍綬褒章を受章されました。その功績は誠に顕著であります。

藤本氏、君島氏においては、表彰条例第3条第1項第7号に該当しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 同意第5号 教育委員会委員の任命についてご説明をいたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の熊田伸一氏が令和4年9月20日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める熊田伸一氏の略歴については、資料に記載のとおりであり、現職の教育委員会委員であります。教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町の教育振興にご尽力をいただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、報告第6号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第6号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定し、令和3年度に終了した継続費に係る精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、タブレット118ページをお開きください。

精算報告書でございます。

表に記載の5つの継続費事業につきまして、事業完了に伴います精算のご報告でございます。

まず、左から事業名、そして全体計画、実績、右端が全体計画から実績額を差し引いた差額の比較となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、報告第7号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第7号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明をいたします。

本案は、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の令和3年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 令和3年度の福島なみえ勤労福祉事業団の事業報告並びに収支決算についてご報告申し上げます。

タブレットパソコンのページ121ページから123ページの事業報告にありますとおり、営業実績といたしましては、令和3年8月にレストランを含む新しい管理棟のグランドオープンを迎え、宿泊客の皆様に対する食事の提供が可能となったことから、秋の行楽シーズンには満室となる日が続くなど好調な時期がありました一方、新型

コロナウイルスの感染症の拡大によりまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの発令が度重なる行動制限によりまして、令和2年度より非常に厳しい経営状況の中、収益増に努め、宿泊では前年比2,000人以上の増の延べ5,928人、1日平均16.2人の利用に努めました。料理につきましては、宴会やランチなどを含み延べ5,973人にご利用いただき、好評を得ました。日帰り入浴につきましては、延べ1万5,596人、1日平均42.7人の方にご利用いただき、昨年度より5,000人以上増加しました。

収支決算の状況につきまして、報告第7号資料、タブレット127ページの正味財産増減計算書をお開きください。

まずは、経常収支といたしましては、宿泊、料理、日帰り入浴などの事業収益が4,615万1,117円、拡大防止協力金などによる受取補助金で391万6,240円、利息収入や販売手数料の雑収入が56万8,678円となり、合計は5,063万6,035円、対前年比1,875万42円の増となりました。

経常費用といたしましては、事業費では食材費仕入高をはじめ消耗什器備品等や光熱費の増加により、対前年比2,499万6,806円増の5,056万9,159円となりました。

次に、タブレットの128ページをお開きください。

ここの19段目にありますように管理費では、レストランオープンに伴う人件費や集客率増による光熱費等の増加により、対前年比2,291万777円増の7,031万1,534円となり、経常費用で1億2,088万693円となりました。

これらを合計していきますと、当期一般正味財産増減額はマイナス7,031万9,696円となり、一般正味財産期末残高は8,453万8,220円となりました。

また、タブレット資料に戻りまして、136ページの貸借対照表をお開きください。

今ほどご説明申し上げました決算状況を踏まえた指定正味財産を含みます、すなわち出資金を含みます正味財産期末残高は1億1,603万8,220円となりました。

説明は以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、報告第8号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第8号 一般社団法人まちづくりなみえの

経営状況報告についてご説明をいたします。

本案は、一般社団法人まちづくりなみえの令和3年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 令和3年度の一般社団法人まちづくりなみえの事業報告並びに収支決算についてご報告いたします。

タブレット資料の131ページをご覧ください。

初めに、令和3年度事業報告についてご説明させていただきます。

まず、道の駅管理運営事業につきましては、令和3年3月にグランドオープンしました。引き続きコロナの影響によりまして厳しい状況ではありましたが、地元産品を使った商品や様々なコラボ商品の開発、大堀相馬焼や地酒の酒蔵などによる地域の魅力発信、無印良品など、そして昨年12月にオープンしましたポケモンラッキー公園のブランド力の相乗効果によりまして、建設前当初の目標に近い来場者を獲得いたしました。

次に、タブレット132ページからご説明いたします。

公共施設等管理事業部門につきましては、町民の雇用の場、特に高齢者雇用の創出を目的とする事業として主に清掃事業業務を行って昨年同様の受注実績となったわけでございます。

移住定住事業につきましては、一定の実績を上げ、イベント事業については、新型コロナの影響により中止となるものがあつたため、やや前年比より減となり、視察、ツアー事業につきましては、新型コロナの影響を受けつつも福島県観光物産交流協会、そのほかとの連携により実績を上げました。

続きまして、収支決算の状況でございますが、タブレットの137ページ、決算報告書の損益計算書をお開きください。

まず、経常収益といたしましては、道の駅事業などにおける売上高が4億2,012万6,641円、指定管理料などそのほか手数料の収入が647万9,496円、コロナ対策に係る補助金収入が1,133万2,726円等となり、経常収益で5億2,989万2,754円となりました。

経常費用といたしましては、道の駅事業などにおける当期仕入高が1億7,597万8,086円、資材消耗費が620万4,326円、期末材料卸高が2,420万3,676円などで、これらを差し引いた売上総利益金額は3億4,178万9,594円となりました。

また、事業費、管理費につきましては、合計で2億7,951万3,478円となり、これに財務収益や財務費用、経常外収益を合計した当期

純利益額は5,974万3,327円となりました。

次に、タブレット138ページをご覧ください。

こちらは、事業費、管理費の内訳書となっております。

主なものをご紹介します。

給与手当、賞与、法定福利費などは人件費の主なもの、外注費1,996万3,109円につきましては、イベント時の音響、照明などの資材費、警備費などの費用となります。消耗品費1,914万1,869円は、主に道の駅に係る消耗品費となっております。水道光熱費2,036万493円は、主に道の駅の水道光熱費となります。

下から10段目の手数料595万4,257円につきましては、キャッシュレス決済や銀行振込に係る手数料となります。

下から7段目のリース料714万487円につきましては、車両、コピー機、レジスター、パソコン等のリース代となります。

このような状況でございました。

説明は以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで浪江診療所事務長より発言の訂正の申出がありましたので、これを許可したいと思います。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） 先ほど決算の説明のところで国民健康保険直営診療施設事業特別会計の決算の報告のところで訂正がございます。

タブレットの01議案等資料の最後に訂正資料がございます。こちらをご覧ください。

正誤表がございまして、特別会計の状況の増減率のところにおきまして、表のとおり訂正をお願いいたします。

また、併せましてこのページの私の説明の際に歳入合計、増減率5.7%の増と申し上げましたが、正しくは増減率6.1%の増、また歳出合計につきましては、増減率12.9%の増と申し上げましたが、正しくは増減率14.8%の増でございました。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については13日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。
13日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。
(午後 1時50分)

令和4年	9月	8日	(木曜日)	常任委員会
令和4年	9月	9日	(金曜日)	常任委員会
令和4年	9月	10日	(土曜日)	休日
令和4年	9月	11日	(日曜日)	休日
令和4年	9月	12日	(月曜日)	休会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和4年浪江町議会9月定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月13日(火曜日)午前9時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 浪江町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 54号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 55号 | 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 56号 | 工事請負契約の締結について(橋梁補修工事(城西橋)) |
| 日程第 6 | 議案第 57号 | 工事請負契約の締結について(文化財収蔵庫新築工事) |
| 日程第 7 | 議案第 58号 | 工事請負契約の変更について(室原地区防災拠点造成工事) |
| 日程第 8 | 議案第 59号 | 工事請負契約の変更について(麦ノ沢ため池環境保全整備工事) |
| 日程第 9 | 議案第 60号 | 工事請負契約の変更について(八竜内ため池環境保全整備工事) |
| 日程第 10 | 議案第 61号 | 令和4年度浪江町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 11 | 議案第 62号 | 令和4年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 12 | 議案第 63号 | 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 13 | 議案第 64号 | 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 14 | 議案第 65号 | 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 15 | 議案第 66号 | 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 16 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 17 | 同意第 4号 | 特別功労者の決定について |

- 日程第 1 8 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 9 報告第 6 号 浪江町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 2 0 報告第 7 号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の
経営状況報告について
- 日程第 2 1 報告第 8 号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況
報告について
- 日程第 2 2 浪江町議会議員定数調査特別委員会報告
- 日程第 2 3 請願・陳情審査報告
陳情第 1 号 子どものために配置基準引き上げによる保
育士増員を求める意見書の提出を求める陳
情書
- 日程第 2 4 発議第 4 号 子どものために配置基準引き上げによる保
育士増員を求める意見書（案）
- 日程第 2 5 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（15名）

1番	武藤	晴男	君	2番	紺野	豊	君
4番	佐々木	恵寿	君	5番	小澤	英之	君
6番	半谷	正夫	君	7番	紺野	則夫	君
8番	佐々木	茂	君	9番	山本	幸一郎	君
10番	高野	武	君	11番	渡邊	泰彦	君
12番	松田	孝司	君	13番	平本	佳司	君
14番	佐々木	勇治	君	15番	山崎	博文	君
16番	紺野	榮重	君				

欠席議員（1名）

3番 吉田邦弘君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田	長栄	光	君	副	町	長	樹	君
						佐藤	良		
副	町	長		君	教	育	長		君
	成井		祥			笠井	淳	一	
総務課長	補佐			君	代表	監査	委員		
	大浦	龍	爾			山本	邦	一	君
産業振興課長				君	企画	財政	課長		
	清水		中	君		吉田	厚	志	君
住民課長				君	農林水産課長兼				
	柴野	一	志		農業委員会事務局	長			
				君		金山	信	一	君
建設課長				君	住宅	水道	課長		
	戸浪	義	勝			木村	順	一	君
				君	教育委員会事務局				
介護福祉課長				君	教育次長兼				
	松本	幸	夫		浪江町公民館長兼				
				君	浪江町図書館長				
会計管理者兼				君		蒲原文	崇		君
出納室長				君	健康保険課長兼				
	中野	隆	幸		浪江診療所事務長兼				
				君	仮設津島診療所事務				
津島支所長	補佐			君		西	健	一	君
	根本	明	彦						

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		掃	部	関			中	野	夕	華
									子	君
書				記						
		藤	田	知						
				宏						君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、タブレットに格納のとおりであります。
-

◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、認定第1号 決算の認定を議題とします。
これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。
令和3年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。
15番、山崎博文君。
○15番（山崎博文君） 皆さん、おはようございます。決算について何点かご質問いたします。
まず、決算書45ページ、町税の個人町民税、節2の滞納繰越分について質問します。
昨年度の決算審議の中で、年度別滞納繰越分について、私、質問しました。その後、質問に対し答弁では、平成27年度滞納分として7万6,977円あるということでした。今年度3年度は、この滞納分に関しては5年時効を迎えると思いますが、不納欠損がゼロになっております。納付していただいたのか、お伺いします。
次に、主要な施策のほうから質問いたします。
27ページ、津島保育所被災調査業務事業の事業費236万5,460円についてです。
津島保育所の利活用に向けた現況調査のため、被災調査を実施したとのことですが、調査結果はどうであったか、お伺いします。
次、主要な施策30ページから32ページにかけての移住定住促進を図るための新規事業についてお伺いします。
ページ30の移住者向け住宅支援事業は、移住者の住居確保に係る経済的負担の軽減を図るため、月定額で1万円助成する事業です。2名利用されているとの説明でありました。
では、このお2人、今でも町内に居住されているのか、差し支え

なければ教えていただきたいと思います。

また、それ以降、移住検討者お試し宿泊事業から4事業、移住定住促進事業が展開されました。利用者数やPR内容、相談件数などが記載してあります。実際に移住定住に結びついたかなど、本事業の評価をどうされているのか、お伺いします。

次、今ほど正誤表が出ましたが、38ページの町内サポート運営事業、訪問介護形式についてですが、これ、私も調査して、登録人数ではなくて利用者数ではないかと指摘するつもりでしたが、正誤表が出たということですが、ちなみに、2年度、昨年度は利用人数17名でした。3年度、今年度の登録人数は何人か、教えていただきたいと思います。

次、44ページ、生活支援バス運行事業についてです。

本事業は、復興住宅等に避難する方々や高齢者などの交通弱者の生活支援を図るために、バスを運行しています。事業費約2,200万が決算書ページ131、節12委託料の次ページ上から3段目の自動車運行業務委託料でよろしいのか、お伺いします。

なお、これは社協のほうに委託しておるということだったんですが、その理解でよろしいのか、お聞きします。

さらに、そうであるならば、事業費としてはさらにはどこに計上されてくるのか、あわせてお伺いします。

主要な施策45ページ、浪江町復興支援員事業についてです。

本事業の活動状況で、電話件数が1万4,423件あったとのことです。令和2年度は789件でした。コロナの影響もあって、大幅に増加しております。

支援員が関東圏で昨年度、2年度、7人から1人、県内では変わらず8人ということですから、これ、支援員の皆さん、本当にご苦労さんだと思います。

そこで、電話では主にどのような内容であったか、避難中の皆さんのどういう悩みを抱えているのかとかそういうことを認識したいと思いますので、教えていただきたいと思います。

最後に、97ページ、建造物調査業務についてです。

津島地区にある古民家4棟の調査を実施したとのことですが、この調査の結果の詳細についてお伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、決算書45ページ、款1町税、項1町民税、目1個人の節2滞納繰越金ということで、昨年度報告差し上げました未済額のうちの平成27年度分ということで、7万

1,977円ということで、今年度、不納欠損上がっていない理由といたしまして、昨年度中に完済されたということで、ゼロとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 主要な施策の成果27ページ、津島保育所の被災調査業務委託事業の結果についてのご質問をいただいております。

こちらにつきましては、建物内部で若干損傷している部分が、はりの部分にひびが入っていたりして改修が必要な部分や、空調関係、ずっと10年以上このままにしてありますので、空調関係の取替えなどが必要となりますが、建物自体は改修すれば十分使えるということで報告を受けております。

続きまして、主要な施策の30ページ、移住者向け住宅支援事業の2名の方の現在の居住状況ということでのご質問です。

こちら2名の方、現在も浪江町内に居住されております。

なお、令和4年度からこの事業にも上限額を4万円まで増額をしております。こちら2名の方は引き続きこの制度をご利用いただいているということをお聞きしております。

続きまして、移住の各施策のこれまでの評価についてのおただしでございます。

こちらにつきましては評価につきましては、まず1つ例を挙げさせていただきますと、主要な施策の成果31ページに、移住検討者お試し宿泊事業ということで、利用者4名ということであるんですが、このうち3名の方はもう昨年度中に移住をされておまして、残り1組の方も令和4年度中に移住をされるということで聞いております。こちらの制度、ほかの自治体でなかなか同じような制度があるんですが、利用率が低いなどということをお聞きおまして、こちらは利用率が比較的ありまして、実績にも結びついているということで考えております。

町全体の施策としまして、令和3年の移住者が73世帯、88名の方が移住されておまして、こういったところから見て、郡内の他の自治体と比べても、これが比較的大きいということとなっておりますので、十分こちらの成果が移住に結びついているものと評価しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 38ページのサポートセンターの登録人

数につきましては、12名でございます。

続きまして、44ページの生活支援バスにつきましては、浪江町社会福祉協議会に委託してございます。

委託料のほかには、需用費の車両の燃料費として計上されているものと、あと手数料において、車検と点検等の費用が計上されてございます。

続きまして、45ページの電話相談等の内容につきましては、一番多いもので医療や健康の件、そのほかに制度上の内容についての照会というところが多いところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 主要な施策97ページ、建造物等調査業務についてのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、100年程度の古い古民家でございますが、こちらの間取りや構造などを調査したところでございます。こういった建造物を調査することによって、その当時の暮らし、それから生活などが見えてくるということで、歴史的記録として保存するために調査をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） まず、町税の滞納繰越分については、納付していただいたということで、納付率アップにもなっております。これは評価したいと思います。

なお、28年度以降の年度別、やはり28年度はなかったと思うんですが、29年度以降の滞納繰越分がありますので、ぜひ納付していただけるように、収納率アップに努力していただきたいと思います。答弁は結構です。

津島保育所の被災調査は了解しました。これ、在り方検討委員会でしたか、で、今、目下、利活用について検討中だということで、建物自体はそんな被害はなく使えるようでしたということですから、私は、これはしっかり利活用すべきだと思います。検討委員会の協議をもってでしょうが、まず、それは教育長から、どういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

次に、移住定住促進事業ですが、73世帯、88人の成果が得られたということで、これも一般質問もしましたけれども、移住定住は促進すべきだし、町独自の補助メニューを使って、全国これ共通の課題ですから、なるべく人を呼び込む努力をしていただきたいというような質問をしましたので、実績があったということで、この事業

についても評価したいと思えますし、今年度、また再来年度、移住定住が図られるような事業を展開していただきたいと思えます。

これについては、答弁があれば、町長、新しい町長の考え方もちょっとここで聞きたいと思えますので、答弁よろしくお願いします。

次、町内サポートの登録人数は了解しました。

次に、生活支援バスですが、昨年度の決算質疑の中で、支援バス運行事業については、令和3年度に南相馬中通り地区についてアンケートを実施し、結果を基に再度検討していきたいとの答弁でありました。

それでは、検討内容について教えていただきたいと思えます。

復興支援員についてですが、いろいろな相談があったということで、ましてやコロナが影響しまして、大変皆さん、日々の暮らし、苦労されているなというふうに思えます。

そこで、支援員がもう少し必要ではないかと。特に、県外の1人は少ないのかなというふうに思っています。財源協議も必要ですけども、支援事業についてももう少し拡大すべきかと思えますが、この辺はどのようにお考えか、お伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山崎議員の移住定住のおただしについて、お答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中にもありましたが、浪江町にあっては、被災町村と比較すると若干上位にあるというような答弁をさせていただきましたが、これらに加えて、これは分析をしていかなきゃいけません、私はこんなことを考えております。

移住定住というのは、皆様方町民の懸命なご努力によって、この11年半の中で復興を1つずつ歩んでまいりました。その中で、この当町の歴史や歩み、そして人間性、様々な環境を、移住者のご検討いただく方々にご評価をいただいているものと思っております。

そういったことから、交流人口の拡大や、そして移住者等々としっかりとコミュニケーションを図るような、そういう場を増やしてまいりたいと考えております。

加えて、議員ご承知のとおり、この当町にあっては、家屋解体が非常に進んでおります。移住者の中から、家屋が残っていれば、そういった家屋を利用して移住をしたかったというような声もあります。様々移住者の考え方も私の耳に入っておりますから、今後、この家屋についても、今後解体しようというような方々や、先ほど教育長から答弁ありましたが、100年以上の古民家等々もございます。

そういった古民家等含めて、当町の家屋の予算についてもご説明をしながら、そういったものは次の世代に残していく。そして、移住者の力もお借りをしていくような状況も必要ではないかと思っております。

長くなりましたけれども、全ての移住者の方々に網羅することはできませんが、町長として、この浪江町の復興の中で今後様々な施策が進んでいく上で、移住者は非常に必要不可欠でありますので、町長としてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 津島保育所についてのご質問にお答えします。

議員おただしどおり、現在、町立学校校舎等検討委員会、津島地区小学校、中学校、そして保育所についての施設の検討委員会、進めております。そして、今、答申のほうをまとめているところでございます。

検討委員会の中でも、議員のお話にありましたように、津島地区の歴史、文化、暮らしの様子などをぜひ後世に残したい強い要望がございます。そして、津島保育所の施設についても、築が新しいところでもございますので、そういったところの活用もお話がございます。

今後、答申を取りまとめ、また活用についてご提示していきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 生活支援バスのアンケートの結果について、申し上げます。

二本松・浪江便につきましては、来年度、避難指示解除があることから、津島、室原、末森地区にバス停の設置を検討してございます。そのほかに、南相馬浪江便につきましては、午前中に運行していただきたいという要望が多いことから、運行時間について検討していきたいと思っております。

続きまして、復興支援員について、関東圏につきましては、当初、3名ほど採用を予定してございました。令和3年度につきましては1名、今年度につきましては1名追加し2名で行ってございます。

さらなる募集について検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 2点ほど確認させていただきたいと思っております。

主要な施策の成果の1点目が78ページの委託料、町道維持管理委託料についてであります。4億8,000何がしの金額があるんですが、具体的な内容で数点、説明をお願いしたいなと思います。

それから、2点目が、同じく84ページの空き家等実態調査事業であります。今回、避難指示解除区域内においての空き家の実態調査を行って、その対策計画を作成したというふうに記載がありますが、この計画がどのような内容で、今後どのような進めていくのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、78ページの道路維持管理の中の委託料、町道維持管理委託料の内容について、ご説明をいたします。

施策の成果の中で、まず解除区域につきましては、道路の路肩、幅1メートルで約420キロメートル作業しております。

また、帰還困難区域につきましては、路肩幅約2メートルで総計386キロメートルほど作業をしているところでございます。

説明は以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 空き家等実態調査事業、ページ84ページについてご説明いたします。

今回の空き家の調査を経まして、今後、現地調査、次に所有者等への適正な管理の依頼、その次にその空き家の立入調査、特定空き家の判定と進んでまいります。それ以上のこととなりますと、勧告、命令、催告書の通知、最後には代執行と進んでいくような計画になってございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 先ほどの説明に追加をさせていただきます。

作業につきましては、年に2回、お盆前と年末前の2回ほど作業をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 建設課長の答弁ですけれども、作業をしているというふうなことなんですが、具体的にはどういう。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 路肩の草刈り、除草作業でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 主要な施策からちょっと2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、ページ37ページの緊急通報システム事業、これ、緊急通報機設置の現契約件数106件と書いてあるんですけども、独り暮らしの高齢者、現在、町内に何世帯ぐらいあるかをお聞きしたいと思えます。

あと、先ほどもありましたが、空き家等実態調査事業、これ、特定空き家候補とは一体どういった建物でしょうか。何か下に管理空き家等工作物とあるんですけども、この差はどういったものでしょうか。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 独り世帯につきましては、ちょっと把握をしてございませんが、老老世帯につきましては、約50世帯ぐらいございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 今回の調査は、外観からの目視がメインでありましたので、今後、また使用者等の承認を得ながら、家の中の調査を実施して特定空き家と認定するというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 独り暮らしの高齢者、私も該当するんですけども、きちんと把握して対応していただきたいと思えます。これ、要望です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

主要な成果の30ページ、課題解決型地域活動支援事業、新規というふうなことで、これは、隊員自ら移住者としてありますが、地域おこし協力隊のこの人数といいますか、現在、この移住されておる人数をお伺いたします。

それから、46ページ、46ページで賠償支払い支援事業ですけども、町では一生懸命ADRの相談を開いておられます。これが件数では132、85件プラス16件、64件、合計297件申し立てたとなっておりますけれども、その賠償で合意されたとの件数は、分かれば教えていただきたいというふうに思えます。

それから、62ページ、新規就農者確保推進事業1,170万、新規就農者は何人おられるのか、県内、県外、どういうふうな状況になっ

ているのか、お伺いをいたします。

それから、66ページ、有害鳥獣捕獲報償費の中で、ニホンザルは5頭というふうなこの頭数で、絶対数から言いますと、大変少ないなというふうに思います。捕獲頭数、少ないんですけれども、どういふふうな理由で少ないのか、お伺いをいたします。

それから、それと同じくニホンザル対策事業業務委託料というふうなことで601万8,100円ですか、この事業内容の説明をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 主要な施策の成果30ページの課題解決型の地域活動支援事業の中の地域おこし協力隊、こちらの移住者は実際どのくらい移住しているのかというご質問にお答えいたします。

こちら、地域おこし協力隊として採用する際の条件として、住民票を浪江町に異動するという条件として採用しておりますので、こちらの主要な施策の成果30ページに書いております地域おこし協力隊採用人員6名全ての方が住民票を移して、移住者として活動しております。

地域おこし協力隊の活動は、最長でも3年なんですけど、その後もそのまま移住者として浪江町内にい続けていただきまして、浪江町を盛り上げるために、そのまま移住者として残っていただく、こんなことを想定した事業となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（大浦龍爾君） 主要な施策46ページ、賠償支援事業、ADRの多い件数というご質問にお答えいたします。

ADRにつきましては、個人情報につき、町のほうに詳細は知らされていないところですが、ADRセンター全体としては、7から8割が和解成立したと伺っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 主要施策の成果62ページの新規就農者関係の質問にお答えいたします。

震災後、認定新規就農者となった方は9名おりまして、これは令和3年度末時点ですけれども、令和3年度中においては3名、新規就農者が認定されました。9名の中で、震災後新たに町民となった方は4名でございます。

続きまして、主要な施策の成果66ページ、有害鳥獣のニホンザル

の捕獲頭数が少ないのではないかについて、お答えいたします。

まず、最初の5頭のほうですけれども、こちら、捕獲隊による捕獲になります。捕獲隊による捕獲活動においては、箱わなを活用しており、従来、ニホンザルを対象としたわなではないため、捕獲頭数は限られるものと思われま。捕獲隊により捕獲されたニホンザルについては、個体調整の一環で処分しているところでございます。

続きまして、ニホンザル対策事業の事業内容について、お答えいたします。

町では、南相馬市小高区との境を活動範囲とする川房群を確認しており、農作物等の被害をもたらしております。これに対処するため、令和3年度よりニホンザル管理対策事業を実施し、令和3年度から令和5年度までに捕獲目標を設け、個体調整を実施しております。

なお、その目標の基となるニホンザル管理計画の実施については、年度ごとに協議を実施しており、具体的には、福島県野生動物保護等管理検討委員会委員や農作物野生動物被害対策アドバイザーらと協議を行い、昨年度のモニタリングの情報を基に管理計画を策定しております。

以上になります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番。

2点ほど再質問いたします。

賠償支援事業で、ADRに申し立てて合意した割合、これは7割から8割の合意だというふうなことで、大変成果を納めているんじゃないのかなというふうに思います。

このADRの請求、このできる期間というふうなものに限定はあるのか、どうなっているのか、お伺いをいたします。

それから、有害鳥獣捕獲報償費というふうな中では、アライグマの捕獲は43頭でありまして、これにアライグマの捕獲報償金、これは5頭しかいないわけでありましてけれども、年間として、これは少ないと思うんですが、その理由、それはどういうふうなことか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（大浦龍爾君） ADRに期限があるかないかのご質問にお答えいたします。

現時点で、ADRについては、特に期限等設けていないと、そのように認識してございます。

以上、よろしくお願いたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。
○農林水産課長（金山信一君） アライグマに関するご質問にお答えします。

特定外来生物であるアライグマの捕獲をする場合には、町民を対象とした講習会を実施し、講習会受講者には期間限定の許可証を発行しております。令和2年度の講習会参加者は27名であるのに対し、令和3年度は14名と参加者が減少しております。

また、捕獲隊による捕獲実績においても、令和元年度をピークとして全体に捕獲頭数は減少しており、アライグマについては、令和2年度73頭、令和3年度43頭となっており、減少の傾向にあります。

捕獲頭数減少の要因については、捕獲隊の継続的な活動のほか、家屋解体による荒廃家屋の減少により、生息域が少なくなっていることなどが考えられます。

以上でございます。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第55号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第55号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第56号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（城西橋））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第56号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（城西橋））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第57号 工事請負契約の締結について（文化財収蔵庫新築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 今回の新築工事に当たって、延べ面積が591.62平米というふうなことでありますが、この容量で今後間に合うのかどうか、また、それに当たってどういった考えでこの計画をつくったか。

それから、この埋蔵文化財等々を保管する用というふうなことな
んですが、各地区に芸能保存会等で使っている用具等があるかと思
います。その保管についてはこちらに保管するのかどうか、あ
わせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

中のスペース、容量の問題でございます。

昨年度、設計する前に調査を行っております。今現在、震災前か
らございます埋蔵文化財につきましては、浪江高校の体育館に保存
していますが、そういったものの数量、それから、現在進行形で進
めている埋蔵文化財調査、こちらの数量もおおよそどのくらいにな
るのかという見通しを立てまして、今回の建物の容量を決めたとい
うことなので、十分対応できると考えております。

また、各地区の芸能保存会の部分でございますけれども、お預か
りするのは可能ではございますけれども、練習するのに取り出すと
いう部分では、なかなか頻繁にはできない部分もございますので、
各地区に整備しているコミュニティセンター、そういったものもご
活用いただき、長期的にどうしても使わないということであれば、
こちらの倉庫のほうにも収蔵することは可能になってございますの
で、ご相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） そのコミュニティセンターに保管してもいいよ
というふうなことは、もうおっしゃられたのかということによろし
いでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 申し訳ございません。こちらについては、
ちょっと所管が総務課となりますので、総務課と協議させていただ
きながら、必要によっては教育委員会のほうにご相談あれば、私ど
ものほうで、そういった地区の公共施設を活用させていただきなが
ら、こちらはどうか、もしくはこちらの収蔵庫はどうかというこ
とでご案内させていただければと思っております。まず、私
どものほうにご相談いただければと思いますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 15番。

この資料1の図面から、職員は、収蔵庫ですから、職員はこれ、

常駐しないということですのでよろしいでしょうね。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） はい。こちらのほうでは、常駐はいたしません。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 15番。

これ、町として貴重な文化財ということで、それを保管するということですから、次の世代にしっかり引き継ぐということで、エアコンもあるし照明もあるということで、やはり防犯とか防火が気になります。気をつけなくちゃいけないということで、その辺は、例えば職員が見回りをするとか、見守り隊、その辺と連携しながら、しっかり保存するということに心がけなくちゃいけないなと思います。その辺はどうなっていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 議員おただしのとおり、しっかりと管理をしていきたいと思っておりますので、定期的な点検、そういったものは心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） このスペースの中に作業室とあります。当然、収納したのに対して復元作業等を行うものとは思いますが、一応確認なんですけれども、要するに、委託事業である限りには、その委託した関係先で全部やるということで、浪江町としては全部任せるといえることですか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 埋蔵文化財調査の委託の部分でございますが、委託の部分はしっかりと埋蔵文化財発掘していただいて、また記録等々に残してもらおうということ、業者のほうにはやっていたこととなります。

こちらの作業については、全てが全て復元するわけではないので、そういった部分の一部必要なものの復元作業であったり、また、ここで仕分けをして、どこに、どの棚に持っていくという部分をするような作業のイメージを持っておりまして、この作業室を設けております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 再度確認をいたしますけれども、要するに、浪

江町で出土したものに対して、町外に持ち出しての復元作業ということはありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 復元作業につきましては、一部その埋蔵文化財委託業者のほうで何点かは復元していただく。その際に、そちらの会社のほうに持って行って、復元して持って帰って納品していただくということではございます。基本的には、町内で出土されたものは町内で管理するという想定しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第57号 工事請負契約の締結について（文化財収蔵庫新築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第58号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 造成工事を行う場合に、しっかり地質調査、ボーリング、これが行われていないと私は感じております。例えば、大平山の工業団地、ここも同じようなことでした。丈六公園も同じです。今、地盤の探査機とか非常に優秀なものが出ておりますから、どうもボーリング、地質ボーリングに対して行政側が甘い対応を取っているんじゃないかと、私はこう思うんです。むしろ地盤調査をやったかのように割増ししているんじゃないかと、こういう疑いさえ私は持っています。

ですから、同じことが何度も何度も繰り返されておりますので、今後とも、町としては、しっかりこのコンサル側に厳しい注文をつけていただきたい。この覚悟があるのかないのか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ただいまのそれぞれの造成に対して地盤及び地質調査が甘いのではないかというご質問でございますけれども、当然、建物を建てる際には、支持地盤の想定とかそういったものもきちんと調査をして、基礎の入れ具合とか、対応しております。

甘いのではないのかというようなことのご指摘でありますので、今後、調査をかける場合につきましては、きちんと業者とも協議をしまして対応させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。

ただ、土木技術者、また建築技術者もそうなんです、やっぱり建物とか構造物を造る、地中を見ますということは、やっぱり一番心配なことは、命、要するに地盤沈下があるのではないのかと。結局ボーリング調査によって柱状図というものはつくられるはずなんです、柱状図を見れば、砂礫層とか粘土層とか全て分かりますので、どうもその契約の変更、変更としょっちゅう聞く話、毎回議会でそういう話が多いものですから、そろそろしっかりとそうしたコンサルとか業者の方にも、一丁目一番地ですから、しっかりと頭に入れてやっていくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第58号 工事請負契約の変更について（室原地区防災拠点造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第59号 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） この追加掘削50センチ、30センチから50センチと変更になっております。見ますに、これは、たしか前に、私、ここで一度聞いた覚えがあるんですけども、このたしかアクリルパイプが自重で沈んだ分、要するに30センチ、ここに記載がありますから、多分30センチぐらいしか沈まなかったのかなど。そのときに、それ以上は、沈んだ分に対しての放射線関係の影響はないという説明を受けたような記憶がしておりますけれども、ただ、これが30センチから50センチに変更になった。なぜ変更になったのか。要するに、50センチまで最初から計測はしなかったのか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えします。

今回の工事の設計に当たりまして、設計マニュアルに基づいて調査を行っております。今、議員おただしの手法等により、垂直方向の深さも確認しておりますけれども、実際、工事を発注した後、施工前に、現状に応じて、追加の調査を実施しているところです。それによって、設計よりも深い場所に8,000ベクレル以上の汚染を確認したため、さらに周辺も確認して施工範囲を確定して、変更を行ったところでございます。

なので、設計するための事前調査は代表ポイント、発注後は請負業者にて施工前調査において、現状に合わせて追加調査を行った結果により、今回の変更になったものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの説明ですと、業者さんと要するに話し合いをして、設計が変更になったという説明ですけれども、今まで、各地区でため池等、いろいろ同じような状態で調査をしながら、そしてまたそれ以上の、先ほどお話に出ましたように、50センチになった。アクリルパイプの自重で沈んだ分までしか計測はしないと。それ以上の計測は必要ないというような答弁だったように記憶しております。

だとすれば、これが30センチから50センチになった、変更になったとすれば、前々から調査していた分、要するに調査が終わった分、その辺までの再計測ということは考えないということですか。この辺をちょっとお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えいたします。

事前調査の結果により設計を行い、工事にかかります。その設計どおり掘ったときに、もしくはポンプで浚渫を行ったときに放射性物質濃度の確認をいたしまして、8,000ベクレル以上が確認された場合は、下がり切るまで施工することになります。

それに関連して、必要に応じて追加の調査をしながら、どこまで掘るか、どの範囲を掘るかということを、施工の中で協議しながら確認していく工事になってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） それについては、大体は理屈として分かります。

ただ、今までもそうなんですけれども、あまりにも追加の工事が多過ぎるということで、これからは事前調査をもっとしっかりしていただければなど、一応指摘だけして、終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 室原とか末森地区は、放射能汚染でいまだに何十万ベクレルという土地がたくさんあります。8,000ベクレル以上だから再度工事をし直したというような話は、私は、通用しないんじゃないかと思えます。

さらに、業者がため池以外の土地まで少しずつ調査していったら、もう全て除染しないわけにはいなくなるんだろうと思えます。

ですから、ある程度で、やっぱり町の判断として、もう打ち切るしか方法ないんだろうと、私は考えています。

さらに、ため池に流れる水とか沢水とかありますけれども、その上流側が除染されていないと、ずっとたまり続けるのも事実なんです。ですから、やっぱり町長の判断だろうと思えますけれども、ある一定程度まででもうとどめるしかないんじゃないかと。

例えば、ため池の水が農業用水に使われるとして、科学的見地と言っているかどうか分かりませんが、水には溶けないんだということで、上澄みだけの水を流せば問題ないというような発言をされている方もいらっしゃるようですから、やっぱりどこかそこら辺である程度けじめをつけていただければなど、こう考えています。

だから、それについて、町長、答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員のおただしにお答えをさせていただきます。

今、ため池の除染についての質問から関連されて、その周辺等含めて、今後の除染のありようのご質問の言及があったかと思えます。

これは、我々は、今、11年半が過ぎましたけれども、基本的には、除染を国の責任で続けてやっていただく。当然やる責任があるというような形で、国のほうには強い考え方を示しているところであります。

したがって、11年半であります、今の段階では、我々の浪江町の全町のある意味、除染含めたものを求めているところであります。ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今、町長から発言がありましたけれども、汚染区域解除、来年、なります。しかし、全てを除染したわけではありません。せめて除染区域以外でもため池なんかほとんど外れているんだろうと思えますけれども、やっぱり上流側、こちらの除染もしっかりしていただかないと、幾ら5年、10年たてばどんどんそこにまた放射能がたまってくる。そういうふうには私は考えています。

ですから、もっと広範囲なため池の上流側、雨が入ってくる、水が入っているところは広範囲な除染をやっていただけるように、やっぱり国に働きかける、これは必要であろうかと思えます。

それについて、お考えをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木茂議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、ある意味、上流側については、どこのため池をお指ししているか検討はつきませんが、理屈で言えば、川上から川下に水は流れるわけですから、川上の環境改善というのは必須かと思えます。

それらを踏まえて、今後、科学的知見、そして当町のそういったため池の上流についての置かれている環境等を、しっかりと町長として調査結果を踏まえた判断をして、国には一定程度、強い考えを示してまいりたいと思えます。

○8番（佐々木 茂君） よろしくをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第59号 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10時15分まで休憩とします。

（午前10時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時15分）

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第60号 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第60号 工事請負契約の変更について（八竜内ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第61号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 事項別明細書で質問いたします。

なお、私、紙ベースで持っていますけれども、タブレットが壊れたものですから、9月議会、まだ戻ってきていないので、紙ベースのほうで、決してタブレットには反対しているわけじゃありませんので、ご理解いただきたいと思います。

事項別明細書の52ページ、歳出ですね。2の1の1の12委託料で、ふるさと帰還通行カード更新業務委託料が計上されています。補正の理由について、お伺いいたします。

同じく52ページ、備考欄で言えば、下から4つ上の津島保育所被災状況調査委託料、補正額が出ています。これは、決算の際にも質問しましたけれども、今回は何を調査されるのか、お伺いいたします。

次、55ページ、説明欄で一番下です。負担金、補助金及び交付金の物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金ということで、上程の際は、高齢者、障害者及びひとり親世帯などの非課税世帯に実施するという説明だったかと思うんですが、いま一度、詳細について、補助額も含めてお伺いします。

最後、63ページ、これも説明欄で一番下ですね。備品購入費のGIGAスクール教材、このGIGAスクール教材はタブレットとは思うんですが、何を購入して、どのように利活用するのかという点をお伺いして、終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ページ52ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料のうち、ふるさと帰還通行カード更新業務委託料についてでございます。

こちらでございますけれども、今年度、更新が予定されておりますふるさと帰還通行カードの受付業務の事務整理についての委託を行う予定といたしまして、予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12の委託料、津島保育所の被災状況調査委託料の件につき

ましてのご質問でございました。

こちら、令和3年度は建物本体の被災状況調査をしたんですが、その際、津島保育所の排水の部分、排水が流れ出る部分に関しまして、土砂が堆積しており、そこまでちょっと調査ができなかったものですから、このたび環境省さんのほうがその土砂を撤去していただきましたので、調査をできるようになりましたので、今回補正を計上して、その部分を調査するものでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 55ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助金につきましては、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、非課税の世帯に対して、1世帯当たり7,000円を給付するものでございます。

2,000世帯を給付見込みとしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 63ページ、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費の備品購入198万円でございます。こちらについては、iPad購入10台分の購入費用となっております。

こちらを利用して、学校での一斉授業で児童生徒1台ずつ持つての授業や、ウェブ授業、それから調べ物授業、あと家庭に戻っての家庭授業等に活用していただくということになっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） じゃ、2点ほど再質問いたします。

まず、ふるさと帰還通行カードの更新委託料についてですけれども、今年度中に更新委託、更新をするということは、来年度、高速道路無料化について何らか国からお示しがあったのかどうか、お伺いします。

最後に、困窮世帯への緊急補助金7,000円を2,000世帯ということですが、これは、困窮世帯の補助額を他町村のを調べると、1万のところもあれば、5,000円のところもあるというような多分調査だったような、調査しました。当町は7,000円ということで、この積算についてはどのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、ふるさと帰還通行カードの高速道路無料化について、方針が決まったのかという、更新のほうが決

定したのかということも踏まえてお答えいたします。

この予算につきましては、あくまで予定ということで計上させていただいております。国・県のほうから詳細な内容についてはまだ下りてきておりませんで、詳細については全く決まっていない状況でございます。

しかしながら、初回の申請の際に、窓口6,000、それから郵送6,000件ということで受付をさせていただいておまして、発表がなされてから、その事務に当たる期間がなかなか短期間であったということも踏まえて、予定として予算を計上させていただいたところでございます。中身については、まだ決まっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 補助金の7,000円の根拠につきましては、県の補助率が2分の1で、上限が3,500円となっていることから、その上限額に合わせて町でも3,500円を給付し、合わせて1世帯当たり7,000円としたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 2点だけちょっとお願いします。

60ページ、目の5です。営農再開支援事業なんですけど、そこで節の10と18なんですけど、消耗品の内容。それと、負担金、補助及び交付金の中で、すぐ帰還しない農家の農地を管理耕作するものへの支援事業補助金、その下の除染後農地の地力回復支援事業補助金で400万と600万計上されていますが、これの範囲というんですか、どこら辺までこれに該当する範囲なのか。要するに、これから避難指示解除される地域なのか、それとも今まで避難指示解除した地域も該当するのかというのを教えてください。

それと、商工費、62ページ、目の11駅前商業施設整備事業費で節の12委託料3,000万なんですけど、商業施設の基本設計委託料というふうな名前ですが、これはあくまで商業施設だけの基本設計の金額なのか、教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、営農再開支援事業の消耗品についてお答えします。

こちらの消耗品の内容は、放射性吸収抑制対策の塩化カリウム代でして、営農面積が広がった分、当初予算よりも営農面積が広がっ

た分の追加の内容となっております。

続きまして、その下、18節、負担金、補助及び交付金でございます。すぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する旨の支援事業補助金ということで、これに関しましては、今まで保全作業、または特任保全作業をやっていたんですけれども、こちらを、所有者が帰還するまで、担い手が新たに作物を耕作するという面積が増えましたので、そちらのかかり増しの料金を計上してございます。

続きまして、除染後農地の地力回復支援事業補助金でございますけれども、こちらは、除染によって地力が低下している農地に対して、堆肥などを供給して、耕作に準備するというので、地力回復、堆肥の散布代、あとは堆肥代、そういったものを計上した補助金になっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問ありがとうございます。

範囲でございますが、商業施設、特に駅前につくります商業施設の基本設計及び緑の空間が新町通りに向けてありますけれども、その間に商業施設を若干つくると、その部分の設計と考えおります。2か所の基本設計となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと課長の答弁が、声が小さくて全然聞こえないんですけれども、サテライトの商業施設の設計というふうに考えていいんですかね。

それと、農業のほうは分かりました。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 駅前の商業施設、そのサテライトの意味がちょっと私、よく分からないんですけれども、新町通りと駅の商業施設は間にちょっと緑の遊歩道があって、そのところにつくる商業施設、この2個の商業施設の基本設計であります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） タブレットのページ59ページです。

項3上水費、款4の衛生費ですね。その節14工事請負費、ボーリング工事4,400何がしが計上されています。これは、拠点内の上水といいますか、上水対策なのかなというふうに思うんですが、何件予定をされているのか。既にどのぐらいの申込件数があるのか、お伺いしたいと思います。

それから、その下、款6農林水産費、項1農業費、具体的には、次のページで節17タブレット、196万ですか。この導入計画について詳細にちょっと説明をお願いします。

それから、最後の3点目なんですけど、62ページで款8土木費、項2道路橋梁費で節の14工事請負費749万9,000円が出されているんですけど、拠点が今後、解除に向けて道路の補修等々が発生してくるのかなというふうに私は思っていたところなんですけど、ここで減額をされているのはどういう理由なのか、説明をお願いします。

以上、3点です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ページ59ページの款4、項3、目1上水道費の工事請負費4,434万1,000円の件ですけども、拠点内のボーリング工事で、これは津島2件と末森の2件、4件分でございます。

総件数ですが、ただいま集計中でありまして、こちら、今、資料を持ち合わせておりません。すみません。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 事項別明細60ページの節17備品購入費、タブレットについて説明いたします。

こちら、農業委員会委員12名、推進員18名、それから事務局1名ということで、合計31台のタブレットを購入する予定となっております。

こちらの中身といたしましては、国で全国的に推し進めている電子化に対応するもので、農地情報の一元化、または、現地でそのタブレットを活用して農地の確認ができると、農業委員さん、推進員さんが確認して、農地集積を一層推し進めるというものに資するために導入するものになっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、62ページ、款8、項2、目2の節14工事請負費の749万9,000円の減について、ご説明をいたします。

まず、道路修繕工事でございますが、こちらにつきましては、両竹請戸線と堀内新町線の補修工事について、金額が増になる分でございます。

また、橋梁補修工事、こちらにつきましては、本年度、橋梁の補修ということで、昼曽根橋、114号線を行きますと、昼曽根の発電所の手前の橋の補修工事を計画しておりましたが、発注前の確認で、3月の地震の影響であろうというふうなことで、当初予定しており

ました設計書ではちょっと対応できなくなったものですから、今年度につきましては見送りのために、橋梁補修工事を減しております。その差額が749万9,000円となります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） そうしますと、この工事請負関係は、拠点の絡みではないというふうなことで理解してよろしいということですか。分かりました。

それに関連して、その拠点内の道路等の補修関係、これはどのように考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 一般質問の中でも答弁させていただきまして、繰返しとなりますけれども、住民からの通報、また課員のパトロール等で、現場のほうで補修が必要となりましたらリスト化しまして、随時対応させていただきたいと思えます。

また、今年度につきましては、補修の予算に載っておりますので、町内全体的に見まして、必要箇所から補修をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第61号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第62号 令和4年度浪江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第62号 令和4年度浪江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第63号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第63号 令和4年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第64号 令和4年度浪江町介

護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第64号 令和4年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第65号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第65号 令和4年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第66号 令和4年度浪江町水

道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第66号 令和4年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第2号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。本件に対する意見は適任と認めるとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号に対する意見は適任と認めるとすることに決定しました。

◎同意第4号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、同意第4号 特別功労者の決定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第4号 特別功労者の決定についてを採決します。
採決は個別に起立により行います。

まず、藤本忠男氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、藤本忠男氏については同意することに決定しました。

次に、君島勝見氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、君島勝見氏については同意することに決定しました。

以上、同意第4号については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第5号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第5号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎報告第6号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、報告第6号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第6号を終わります。

◎報告第7号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、報告第7号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 決算の報告書に書いてあるとおり、売上が約5,000万、経費が1億2,000万、赤字というか、損益が7,000万ということで、よく7,000万を補填するというので、現金預金のほうが1億2,000万から7,000万円引かれて5,000万、残り5,000万というふうになりました。

ちょっと内容をちょっと精査させてもらったんですが、宿泊及び料理、日帰り入浴等もかなり、例えば宿泊であれば倍増近くしていると、人数が。料理は5倍になっている。日帰り入浴も1.5倍になっている。非常に状況的にはいいなというふうに思っていたんですけども、ただこの決算を見ると、こういった結果になっている。

決算自体をどうのこうのと言うわけではないんですが、これ、いこいの村なみえ自体は、例えば途中でもう閉鎖するとか、赤字になったからやめるというような、要するに、そういうことが許されるのかということが一番の心配でありまして、このままいくと、現金預金残高が5,000万、今年のように損益が出れば、これが今度、現金預金マイナスになるというのが、もう来年、もう目に見えて控えているんで、その辺の損益にならないような戦略というんですか、方法というんですか、そんなものはどんなふうな指導をしているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

昨年と比べて、おっしゃるとおり、売上、事業収入は上がっていますけれども、同様に経費も上がっている。経費を削減する努力は当然いたしていきたくと思います。何を減らすかということも難しい点はあるんですが、特に光熱水費を減らす、この努力が必要だと思います。アメニティーを減らすといっても、そこもちょっと少しは減らせると思うんですけれども、限界があります。

しからは、即座に来年からプラスになるということにはならないとは思いますが、今現在、毎月のプラスマイナスをチェックしております。支配人が5月に来ましてから、全体のまとまりもよくなり、毎月のマイナスも減ってきております。

しかしながら、マイナスであることには変わりはなく、売上を上

げなければならない。宿泊の売上を上げなければならない。お風呂もそれは上がっていますけれども、お風呂はやはり幾ら上げてもさほどの売上にならないとなつて、宿泊を上げるために、今回理事会で審議していただき、過日の委員会でも、産業建設委員会でもご報告いたしましたけれども、料金改定をし、まず、それによって売り上げを上げていく努力、そして、コロナが終わってきましたので、料理のほうもさらに上げていく。食材費のパーセンテージ高いというご指摘もあると思うんですが、その買った食材を無駄にしないためには、夜の宴会等もやっていかななくてはならないということで、まずは売上を上げるべく、新支配人、そして9月から料金を上げるということで、それ以外に、今のところ方法は考えられませんが、それで努力して指導しております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） いこいの村も私も大体毎週土日、年間100回ぐらいは利用させてもらって、非常にありがたいと思っているんですが、おととしと比べて去年を見ると、やはり、例えば日帰り入浴なんか行くと、最初の頃は、行った時間に1人とか2人ぐらいだったんですが、今は少なくとも8人、9人と同時に入っている。お客さんが増えている。

そのほかに、宿泊というか、フロントでちょっと聞くと、土曜日曜はほとんど満室なんです。聞くと、どうですかと言うと、いやもう今日は満室です、これから食事なんですという答えを聞くんですけども、何を言いたいかと言うと、これだけきちっと売上とかいろんなものが増えてきているにもかかわらず、赤字なんです、言葉が悪いようですが。これ、赤字じゃなくて、例えばとんとんになるとか、そういった形は最低でもつくっていく必要があるのかなというふうに思っています。

今、課長の答弁の中に、いろんな努力をしようと言っていたんですが、これ、戦略的にどうなんだと。例えば、このぐらいならば黒字になるんだとか、このぐらいならばとんとんなんだとかという、そういった目標設定をさせないと、結局ずっと赤字になっていって、例えば現金がなくなってきたら、今度マイナスになると、負債を抱えるようなことになってしまったら、なかなか大変なんだと思うんで、課長のご意見があればちょっとお聞きしたいと思うんですけども、そういった話合いというんですか、いこいの村に対して、こういうことでとんとんに持って行ってくださいとか、黒字にしてください、そのためにはこういうものが必要ですという、理事会がもちろんその場なんでしょうけれども、そういったこともしないと、

なくなってしまうような施設だと困るんで、その辺、ちょっと課長の意見だけ聞きたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほども申しましたように、まず宿泊費を上げさせていただき、その中には、委員会でもご提案いただいたように、ただ上げるだけじゃなくて、その中でいろんなお客さんを呼ぶキャンペーンなどもすべきだと。それは、そういったものを組み合わせながら、このぐらいのお金を上げて、部屋の充足率が何%であったならば、このぐらいに売上が上がるというシミュレーションを立てております。まず、部屋の充足率、満室、満室と言っても毎日満室ではありませんから、平均でもう7割、8割の部屋の充足率をすることによって、このぐらいの売上になるんだよということをシミュレーションしていますので、それを今もやっている経営会議で、社員に対し繰り返し指導していく。十分、もう彼らも分かっている、人数もぎりぎりのところでやっているものですから、もう十分分かってやっていますけれども、さらにサービスとか接客、そういったところも指導しながら、その数字を目標にやるように戦略会議を重ねていきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 財務諸表の件でお尋ねします。

前回、この専門家、税理士等の専門家の意見を聞きながら、どういうふうにするかというふうな回答があったかと思います。

今回の財務諸表は前回と全く同じなんですけど、そういった検討の中身といいますか、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 昨年の議員におただしは、まちづくり会社といこいの村の財務諸表の添付書類が全然違うから、見にくいから統一したらいいのではないかというご指摘いただきまして、税理士等と相談したところ、財団法人は正味財産増減計算書というこの様式をつけなくてはならない。さらには、一般社団法人であるまちづくりなみえは、この様式でよいということでありましたので、私が財務については専門家ではありませんので、そうなのだとおっしゃれば、それが正しいものと解釈し、今年のような形でさせていただいたわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） そうしますと、そういった専門家の方が、こういうふうなフォーマットで進めるんだよというふうな指導があった

ということで理解してよろしいわけですね。

- 議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（清水 中君） そのような指導がありましたので、それに従い、今年度もこの様式にて提出させていただきました。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
8番、佐々木茂君。
- 8番（佐々木 茂君） 一応いこいの村の貸借対照表とか損益計を出していただきました。
必ずこれ、監査が必要だと思いますので、監査から経営方針とか業務方針についての意見というものがございましたら、お聞きしたいと思います。

-
- 議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休憩します。
(午前10時56分)

-
- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時03分)

-
- 議長（佐々木恵寿君） 答弁者。
産業振興課長。
 - 産業振興課長（清水 中君） 会計監査、決算監査におきましては、やはり経営構造改善と経費の削減に努めるよう、指導を受けております。例えば、今も行っておりますけれども、コンサルタントによる経営指導、先進地、成功地の研究と実践、そういったことも取り入れて改善を求められました。
以上です。
 - 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
 - 8番（佐々木 茂君） 普通は、業務とか経営について監査委員の監査があって、初めてそれが経営に生かされてくるんだらうと、一般的な話はね。
ただ、行政側が、担当課長のほうが司令塔になって、こうだこうだと言って、経費削減すればもうかるんだなんて話しているけれども、そこで働く人もいるわけですよ。つまり給料とかそういうものに手を出してしまうと、そんな経営なんてあり得ない。つまり、いかにしてもうけるのがいいのかということをしっかり考えれば、宿泊人数を増やしたらいいのか、食べ物の質を落としたほうがいいのか、それではお客さん集まりません。そういうことをしっかり考えて、例えば旅行代理店と組んで誘客に努めるとか、いろんな考え

方が必要なんだろうと思います。片手間にやる仕事ではないような気がするんですけども、そういう点で、町長には申し訳ないけれども、そういうご指導のほう、これからしっかり見て目を向けていただいて指導していただければと思いますし、さらに、どういう方針がいいのかという、そういう関連する経営者の人がいれば、そういう人からもアドバイスいただきながら、いこいの村をつかっていっていただきたいなと思っています。

以上になります。ありがとうございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第7号を終わります。

◎報告第8号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、報告第8号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 続きまして、ちょっと質問させていただきます。

これも決算なんですが、収益が約5億2,000万、売上原価1億7,000万、管理費が2億8,000万で純利益が約6,000万出ているわけです。

道の駅なみえは、やっぱりいつ行っても人がたくさんいる。特に土日なんかは物すごい人数になっているという、非常にもう、このコロナの中でも相当健闘しているんだろうなと思っていますんですが、ただ、まちづくり会社の仕事自体は、道の駅の運営だけではなくて、町のほうから管理費というのはいただいていると思うんですけども、移住定住の窓口だったり、地域づくりコミュニティーの窓口だったり、あとは視察ツアーの窓口とか、営業以外のいろんな部門があります。その辺も相当な経費がかかっているんだろうなと思っていますが、町のほうから管理費としてお支払いしているんですけども、その辺、これ、今回は6,000万という黒字が出ているからいいんでしょうけれども、この辺、今後この管理費についてどんなふうな考え方を、町が、しているのかというのを、ちょっと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

渡邊議員より、3年前、ご質問がありました。何人くらいこれを目標に道の駅は計画しているんだと。その49万人という目標にはほぼ近づいてきたという点では、ある意味、ラッキー公園や新しい酒蔵や大堀焼きやいろんなものを機能的にやったことにより、お客さんに集まっていたいただいた効果であります。

しかしながら、それは目新しいものに皆さん来るということになりますので、いつまでもこの売上が永遠に続くためには、常に新しい取組をしなくてはなりません。

一方、それぞれの管理費につきましても、指定管理費等につきましても、公的部分に関する給与、公的部分に関する電気代、その他の経費について積算しているわけでございまして、少しずつその経費を減らすことによって、その経費を算出しているものでありますので、その辺の努力もしていただきながら、少しずつ指定管理費などは減らしていただくように、協力してやっていきたいと思っております。

ほかの経費もおおむね黒字となりましたけれども、何せぎりぎりの人数でやっているものですから、やはりもう少し人数的には人を増やして、余裕を持ってやることも必要でありますけれども、やはり経費のことを常に彼らは考え、どんどん人を増やすということにせず、最少の人数で努力しているようでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 明確な説明、ありがとうございます。

ちょっと質問の中で、その道の駅だけを限定しているわけじゃなくて、まちづくり全体としていろんな事業を今、抱え始めているということをおっしゃったんですよね。

移住定住は、町行政のほうでいろいろやっているんですが、これもかなりの効果が出てきていると。相談員とか、私たちが視察に委員会で行ってきたんですけれども、まちづくり会社のほうには、非常に結果がよく出ています。ただ、それだけ経費はかかっているのかなというふうには思っています。

地域おこし協力隊のほうの事業にもまちづくり会社が関わりながら、いろんな面倒見ていると言ったらまたおかしな話ですけども、いろんな事業を展開している。

何を言いたいかというと、こういった事業が今後どんどん増えてくるんだと思うんです、まちづくり会社に対して。そのときに、その管理費、委託料等々は減らしていくという考え方ではなくて、なくて、そういうところにやっぱり経費はかけるべきところにはかけると。そして結果を出させると。

一方、道の駅は道の駅で、利益を追求しながら帳尻を合わせていくというような方法でないと、どんどん管理費を減らしていくのはいいんですけれども、それによって、そういった道の駅以外の事業が停滞してしまうようなことがあるんで、その辺ちょっと意見は要らないんですけれども、その辺は考えてやっていかないと、事業の効果が薄れると思うんで、その辺よくしっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第8号を終わります。

◎浪江町議会議員定数調査特別委員会報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、浪江町議会議員定数調査特別委員会報告を議題とします。

浪江町議会議員定数調査特別委員会委員長から報告を求めます。

浪江町議会議員定数調査特別委員会委員長、半谷正夫君。

登壇をお願いします。

〔浪江町議会議員定数調査特別委員長 半谷正夫君登壇〕

○浪江町議会議員定数調査特別委員長（半谷正夫君） 令和4年9月13日。

浪江町議会議長、佐々木恵寿様。

浪江町議会議員定数調査特別委員会委員長、半谷正夫。

浪江町議会議員定数調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

それでは、報告書の内容について説明します。

3ページをお開きください。

浪江町は、避難指示が一部地域で解除されましたが、いまだに約9割の町民が町外で避難生活を送るなど、特殊な状況が継続しています。

そうした状況の中、本議会に議員定数の見直しを示唆する意見が議会内で持ち上がり、令和3年6月16日に、地方自治法第109条及び浪江町議会議員条例第5条を根拠とし、適正な議員定数に関する調査、研究を目的として、浪江町議会議員定数調査特別委員会で設

置されました。

委員会の構成については、ご覧の8人で構成されております。

次に、4ページをご覧ください。

委員会の開催状況ですが、これまで13回開催しております。

次に、5ページをご覧ください。

町民の意見聴取の方法として、本委員会では、当初は公聴会を開催すべきとの意見もありましたが、町民の約9割が町外に避難しており、公聴会に平等に参加することが困難であること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多人数での会議開催が困難であることから、住民アンケート調査を実施することとしました。

アンケート調査は、令和4年2月1日から2月28日の期間で行われ、1,247件の回答を得ました。

6ページ以降は、住民アンケートの回答結果となっております。

8ページをご覧ください。

質問5の「現在の議員定数16人についてどのように思われますか」との質問に対し、回答数が一番多かったのが「多い」で898件、72%となっております。理由としては、「町の人口」32.5%、「町の財政状況」21.3%、「議会活動が見えない」が20.2%となっております。

次に、9ページをご覧ください。

委員の意見、考え方として、平成29年の全国町村議会議長会の調査で、1町村当たり平均議員数が12.1人、郡内の町村の平均議員数はさらに少ない。全国的にも、議員のなり手不足が大きな問題となっており、当町でも、前回選挙の立候補者が定数ぎりぎりの16人で、無投票となりました。前回議員定数を削減した際には、人口1,300人当たり1人の割合で議員定数を変更しており、現在の人口1万5,000から1万6,000人を基準とすると、12人になるなどがありました。

以上のことから、各委員に何人が妥当か意見を募ったところ、委員の8人中7人が12人、1人が15人となり、本委員会の結論として、浪江町議会議員の定数は12人が妥当であるとの結論に至り、本報告書を作成しました。

今後は、本報告書を基に、浪江町議会で具体的施策の実行に向けた取組がなされることを強く要望し、報告といたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 7番、紺野則夫であります。

この質問については、先の全員協議会のときにも、この案として提出されたものについて、質問いたしました。

この議会というものは、いわゆる二元代表制でやっているわけでございます。この二元代表制というのは、町のいわゆる政策、それから監視、評価、そういったものを当然その機能を議会としてそういったもののいわゆる町に対する中身であったり、それから当然、町といわゆる今後について協議をしながら、そういった進める、これは当然議会だというふうなことでございます。

そういうふうな観点からでございますけれども、今回の報告の内容でございますけれども、アンケートの調査に基づき、いわゆるコロナでもって、公聴会等々については、なかなか開催するのは容易でなかった。これは当然理解するものでありますけれども、アンケートを基にというふうな中身で、この委員会、議論された。非常に13回というふうな長い期間、大変ご苦労さまでございました。

そのアンケートのいわゆる中身でございますけれども、設問5の中で、16人についての設問があるわけです。その設問の中身というのは、多いか、少ないか、どちらか分からない、そういった内容のいわゆる設問であったわけなんですね。

その設問に対するいわゆる6の中身なんでございますが、6の中身について、5の設問、いわゆる多い、少ない、それをいわゆる6の設問の中で多いと答えた人、それから適当だ、16名適当だというふうな答えた人の中身の分析がなされていないのではないかというふうには私は思うのですけれども、その辺は、その委員会のほうでどのようにいわゆる議論されたのか、お答え願います。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、浪江町議会議員定数調査特別委員会委員長。

答弁をお願いします。

○浪江町議会議員定数調査特別委員長（半谷正夫君） 前回の全員協議会でも紺野議員のそういう質問があり、そのままその質問をまた委員会を開いて、委員のみんなと検討いたしました。

参考までに、アンケートで出ているのが、一応10人が妥当、適当だと、定員がね、それが39件、12人が32件、8人が25件、14人が7件、これで全体的に代表的なもので。それで、今の紺野議員が質問されたことはよく理解できますが、そのことに関しても、前回同様、委員会に持ち帰り、みんなと検討しました。検討したのがこの報告書であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 例の検討した、それからこの12名というふうなのは、いわゆる8名中7名だと。すごくそれは当然民主主義の中身で、当然の結果であると。これは、報告書は理解いたします。

その報告書の中身について、初めに、いわゆる議論するに当たって、アンケートの中身をいわゆる12名、それから14名、15名、その中身を報告書にやっぱり入れていただきたいというふうに私は思います。

そうしますと、12名というのが、このいわゆる今の議員は多いだろうというふうに回答した方々のいわゆる今度は人数的な結果が分かるわけです。それが、やはりこの報告書に漏れているというふうなことがありますので、その中身を私は見たかったなというふうなことであります。

その辺、報告書をつくった上で、入れるか入れないかについて検討されたのかどうか、また、委員長にお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江町議会議員定数調査特別委員会委員長。

○浪江町議会議員定数調査特別委員長（半谷正夫君） 今回は委員会の意見であり、定数が12人に決定したわけではありません。今後、議会全体で協議をし、定数は決定されます。

あと、今、何人が十何人いたとかというのが聞きたいのであれば、後で紺野議員のほうに報告したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） すみません。一応質問させていただきます。

半谷委員長に対しては、本当にご苦労さまでした。ここまでよくまとめ上げたなと思っています。

それで、1つだけちょっと議論の中にあっただのかどうかというのをちょっと確認したかったんですが、いろんな町の今、施策とかいろんなものは、復興計画に基づいて進んでおります。将来人口が8,000人というふうにいるので、例えば、その8,000人を想定した議員の定数、これでは例えば1,300人に1人ということであれば、6人から7人という人数になってしまうんですけども、全然結果は構わないんですけども、そういった町の将来の人口を想定した議員定数の考え方というのは、委員会の中であっただのか、ちょっと確認させてください。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江町議会議員定数調査特別委員会委員長。

○浪江町議会議員定数調査特別委員長（半谷正夫君） 今の質問に関しては、そう多くの意見はありませんでした。

ただ、人口が増えた場合はということは、ゼロではありません。ただ、そのときはそのとき、また議論すべきじゃないかという意見がありましたし、だから、さきほどから言っているように、今回はやっぱりあくまでも町民の声というか、そういう声がやっぱり一番大きかったのかなというふうに思います。

だから、定数調査特別委員会8人でいろんな意見が出ました。その中で、12人が妥当じゃないかというような意見が委員会では8人中7人が12人、15人が1人ということで、12人という報告をしたわけでありませう。

これは、先ほども言いましたように、報告したことが決定ではありません。この議会でやっぱりそういう意見があれば協議をし、最終的には議会で決定されます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、浪江町議会議員定数調査特別委員会報告を終わります。

◎請願・陳情審査報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 陳情第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会からタブレットに格納のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐々木勇治君。

登壇をお願いします。

〔文教・厚生常任委員長 佐々木勇治君登壇〕

○文教・厚生常任委員長（佐々木勇治君） 陳情第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求め

る陳情書の審議結果について、説明します。

保育所の重要性は広く社会に認識されてきましたが、コロナ禍への対応が加わり、今、保育現場の多忙化、人員不足は深刻なレベルに達しています。しかし、保育士確保がままならない事態が進行しており、もはや現場の努力も限界を超えています。子供の命と安全を守るために保育士増員が急務だと、委員全員一致で採択すべきと決定しました。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより陳情第1号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号については採択することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、発議第4号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の佐々木勇治君。

登壇でお願いします。

〔14番 佐々木勇治君登壇〕

○14番（佐々木勇治君） ご説明申し上げます。

本件は、先ほどの子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書の審議結果に基づき、意見書の提出が妥当だと認められたことから、ご提案申し上げるものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第4号 子どものために配置基準引き上げによる保育士増員を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレットに格納した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められております

ので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月6日の本定例会開会以来、終始ご熱心にご審議いただき、ご提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただきました議案、全て重要であります。中でも、認定第1号 決算の認定についてであります。私自身、このように多くの事業を実施していることを、改めて知る機会となりました。議員各位を初めとした、浪江町に関わる多くの皆さまのご努力に敬意と感謝を表しますとともに、歳入歳出予算規模の大きさから、改めて重責を感じたところであります。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、このたびの一般質問では、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含め、多くのご質問をいただきました。浪江駅周辺整備に関する事、福島国際研究教育機構に関する事、農林水産業、商工業に関する事、特定復興再生拠点区域、また拠点外の、いわゆる白地に関する事などにつきまして、議員各位の、熱い想いとお考えをお伺いすることができました。

町の復興を進め、持続可能なまちづくりをしていくためには、町内にあらゆる投資を呼び込むための準備が肝要と考えておりますので、今後の町政執行に当たりますには、特段のご理解を賜れば幸いと存じます。

私にとりましては、初めての議会定例会でございましたが、皆様のご協力の下、無事に閉会を迎えることができました。

まずは任期4年間、しっかりと町民福祉の向上と復興創生に努めてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

結びに、暑さも次第に和らぎ、実りの秋を迎えた後、冬へと季節は進みます。議員各位におかれましては、健康にご留意の上、今後ますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年浪江町議会9月定例会を閉会します。

（午前11時41分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 紺 野 則 夫

署名議員 佐々木 茂

署名議員 高 野 武